

平成31年 第1回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成31年3月5日開会  
平成31年3月27日閉会

宿毛市議会事務局

平成31年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成31年 3月 5日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第40号まで	10
(提案理由の説明)	
市 長	10
散 会 (午前10時47分)	
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (平成31年 3月 6日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (平成31年 3月 7日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (平成31年 3月 8日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (平成31年 3月 9日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (平成31年 3月10日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (平成31年 3月11日 月曜日)	
議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
事務局職員出席者	15

出席要求による出席者	15
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第41号	17
(提案理由の説明)	
市 長	17
散 会 (午前10時03分)	

----- . . ----- . . -----

第 8日 (平成31年 3月12日 火曜日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
事務局職員出席者	19
出席要求による出席者	19
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	21
1 山本 英議員	21
市 長	21
山本 英議員	22
市 長	22
山本 英議員	22
市 長	23
山本 英議員	24
市 長	24
山本 英議員	25
市 長	25
山本 英議員	25
市 長	26
山本 英議員	26
市 長	26
山本 英議員	27
市 長	27
山本 英議員	28
市 長	28
山本 英議員	28
市 長	29
山本 英議員	29

2	野々下昌文議員	3 0
	市 長	3 0
	野々下昌文議員	3 1
	市 長	3 1
	野々下昌文議員	3 1
	市 長	3 1
	野々下昌文議員	3 2
	教 育 長	3 2
	野々下昌文議員	3 3
	教 育 長	3 3
	野々下昌文議員	3 3
	教 育 長	3 3
	野々下昌文議員	3 4
	市 長	3 5
	野々下昌文議員	3 5
	市 長	3 5
	野々下昌文議員	3 6
	市 長	3 6
	野々下昌文議員	3 7
	市 長	3 7
	野々下昌文議員	3 8
	市 長	3 8
	野々下昌文議員	3 8
	市 長	3 8
	野々下昌文議員	3 9
	市 長	3 9
	野々下昌文議員	4 0
	市 長	4 0
	野々下昌文議員	4 0
	市 長	4 0
	野々下昌文議員	4 0
	市 長	4 1
	野々下昌文議員	4 1
3	山戸 寛議員	4 1
	市 長	4 2
	山戸 寛議員	4 2
	市 長	4 2

山戸 寛議員	4 3
市 長	4 3
山戸 寛議員	4 3
市 長	4 3
山戸 寛議員	4 3
市 長	4 4
山戸 寛議員	4 4
教 育 長	4 4
山戸 寛議員	4 5
教 育 長	4 5
山戸 寛議員	4 5
教 育 長	4 5
山戸 寛議員	4 5
教 育 長	4 5
山戸 寛議員	4 6
市 長	4 6
山戸 寛議員	4 6
市 長	4 6
山戸 寛議員	4 7
市 長	4 7
山戸 寛議員	4 7
市 長	4 7
山戸 寛議員	4 7
市 長	4 8
山戸 寛議員	4 8
市 長	4 8
山戸 寛議員	4 8
市 長	4 8
山戸 寛議員	4 9
市 長	4 9
山戸 寛議員	5 0
市 長	5 0
山戸 寛議員	5 0
市 長	5 0
山戸 寛議員	5 0
教 育 長	5 1
山戸 寛議員	5 1

市 長	5 1
山戸 寛議員	5 1
教 育 長	5 1
山戸 寛議員	5 2
市 長	5 2
山戸 寛議員	5 2
市 長	5 3
山戸 寛議員	5 3
市 長	5 3
山戸 寛議員	5 3
市 長	5 3
山戸 寛議員	5 4
市 長	5 4
山戸 寛議員	5 4
市 長	5 4
山戸 寛議員	5 4
市 長	5 4
山戸 寛議員	5 4
市 長	5 4
山戸 寛議員	5 4
市 長	5 5
山戸 寛議員	5 5
市 長	5 5
山戸 寛議員	5 5
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 7
4 高倉真弓議員	5 7
市 長	5 8
高倉真弓議員	5 8
教 育 長	5 8
高倉真弓議員	5 9
市 長	6 0
高倉真弓議員	6 0
市 長	6 1
高倉真弓議員	6 1
市 長	6 1
高倉真弓議員	6 3

市 長	6 3
高倉真弓議員	6 3
市 長	6 4
高倉真弓議員	6 4
市 長	6 5
高倉真弓議員	6 5
市 長	6 5
高倉真弓議員	6 5
市 長	6 6
高倉真弓議員	6 6
市 長	6 6
高倉真弓議員	6 7
延 会 (午後3時28分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成31年 3月13日 水曜日)

議事日程	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	6 9
欠席議員	6 9
事務局職員出席者	6 9
出席要求による出席者	6 9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	7 1
1 松浦英夫議員	7 1
市 長	7 1
松浦英夫議員	7 2
市 長	7 2
松浦英夫議員	7 3
市 長	7 3
松浦英夫議員	7 3
市 長	7 3
松浦英夫議員	7 4
市 長	7 4
松浦英夫議員	7 5
市 長	7 5
松浦英夫議員	7 5
市 長	7 5

松浦英夫議員	7 6
市 長	7 6
松浦英夫議員	7 7
市 長	7 7
松浦英夫議員	7 8
2 川田栄子議員	7 8
市 長	7 9
川田栄子議員	8 0
市 長	8 0
川田栄子議員	8 0
市 長	8 0
川田栄子議員	8 0
市 長	8 0
川田栄子議員	8 0
市 長	8 1
川田栄子議員	8 1
市 長	8 2
川田栄子議員	8 3
市 長	8 3
川田栄子議員	8 4
市 長	8 4
川田栄子議員	8 4
市 長	8 4
川田栄子議員	8 4
市 長	8 5
川田栄子議員	8 5
市 長	8 5
川田栄子議員	8 6
教 育 長	8 8
川田栄子議員	8 8
市 長	8 8
川田栄子議員	9 0
市 長	9 1
川田栄子議員	9 1
市 長	9 2
川田栄子議員	9 2
市 長	9 2

川田栄子議員	9 2
市 長	9 3
川田栄子議員	9 3
市 長	9 3
川田栄子議員	9 3
教 育 長	9 3
川田栄子議員	9 4
市 長	9 4
川田栄子議員	9 4
教 育 長	9 5
川田栄子議員	9 5
市 長	9 5
川田栄子議員	9 6
教 育 長	9 6
市 長	9 6
○日程第2 議案第30号	9 6
(訂正理由の説明)	
市 長	9 7
表決	9 7
散 会 (午後2時44分)	
----- . . -----	
第10日 (平成31年3月14日 木曜日)	
議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9
事務局職員出席者	9 9
出席要求による出席者	9 9
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 議案第1号から議案第41号まで	1 0 1
質疑	1 0 1
1 原田秀明議員	1 0 1
産業振興課長	1 0 1
環境課長	1 0 2
原田秀明議員	1 0 2
産業振興課長	1 0 3
環境課長	1 0 3

	原田秀明議員	1 0 3
2	川村三千代議員	1 0 3
	商工観光課長	1 0 4
	総務課主監	1 0 4
	川村三千代議員	1 0 5
	商工観光課長	1 0 5
	総務課主監	1 0 5
	川村三千代議員	1 0 5
3	山上庄一議員	1 0 5
	危機管理課長	1 0 6
	商工観光課長	1 0 6
	都市建設課長	1 0 6
	土木課長	1 0 7
	山上庄一議員	1 0 7
4	寺田公一議員	1 0 7
	企画課長	1 0 8
	寺田公一議員	1 0 8
	企画課長	1 0 8
	寺田公一議員	1 0 8
	危機管理課長	1 0 9
	寺田公一議員	1 0 9
	危機管理課長	1 0 9
	寺田公一議員	1 0 9
	危機管理課長	1 0 9
	寺田公一議員	1 1 0
	危機管理課長	1 1 0
	寺田公一議員	1 1 1
	危機管理課長	1 1 1
	寺田公一議員	1 1 1
	環境課長	1 1 1
	寺田公一議員	1 1 2
	産業振興課長	1 1 2
	寺田公一議員	1 1 3
	総務課主監	1 1 3
	寺田公一議員	1 1 3
	総務課主監	1 1 3
	寺田公一議員	1 1 3

商工観光課長	1 1 4
寺田公一議員	1 1 4
商工観光課長	1 1 4
寺田公一議員	1 1 5
委員会付託省略（議案第 1 号及び議案第 2 号）	1 1 5
委員会付託（議案第 3 号から議案第 4 1 号まで）	1 1 5
散 会（午前 1 1 時 2 4 分）	
議案付託表	1 1 6

第 1 1 日（平成 3 1 年 3 月 1 5 日 金曜日） 休会

第 1 2 日（平成 3 1 年 3 月 1 6 日 土曜日） 休会

第 1 3 日（平成 3 1 年 3 月 1 7 日 日曜日） 休会

第 1 4 日（平成 3 1 年 3 月 1 8 日 月曜日） 休会

第 1 5 日（平成 3 1 年 3 月 1 9 日 火曜日） 休会

第 1 6 日（平成 3 1 年 3 月 2 0 日 水曜日） 休会

第 1 7 日（平成 3 1 年 3 月 2 1 日 木曜日） 休会

第 1 8 日（平成 3 1 年 3 月 2 2 日 金曜日） 休会

第 1 9 日（平成 3 1 年 3 月 2 3 日 土曜日） 休会

第 2 0 日（平成 3 1 年 3 月 2 4 日 日曜日） 休会

第 2 1 日（平成 3 1 年 3 月 2 5 日 月曜日） 休会

第 2 2 日（平成 3 1 年 3 月 2 6 日 火曜日） 休会

第 2 3 日（平成 3 1 年 3 月 2 7 日 水曜日）

議事日程	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 1 9
出席議員	1 1 9

欠席議員	1 1 9
事務局職員出席者	1 2 0
出席要求による出席者	1 2 0
開 議 (午前 1 0 時 4 2 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 4 1 号まで	1 2 1
(議案第 1 号)	
討論・表決	1 2 1
(議案第 2 号)	
討論・表決	1 2 1
(議案第 3 号から議案第 4 1 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	1 2 2
総務文教常任委員長	1 2 5
産業厚生常任委員長	1 2 7
質疑	1 2 8
(議案第 3 号から議案第 2 8 号まで及び議案第 3 0 号から議案第 4 0 号まで)	
討論・表決	1 2 8
(議案第 2 9 号)	
討論	1 2 9
寺田公一議員 (反対)	1 2 9
表決	1 2 9
(議案第 4 1 号)	
川田栄子議員 (反対)	1 2 9
原田秀明議員 (賛成)	1 3 2
表決	1 3 3
○日程第 2 陳情第 1 6 号外 3 件	1 3 4
委員長報告	
総務文教常任委員長	1 3 4
産業厚生常任委員長	1 3 4
質疑	1 3 5
(陳情第 1 6 号)	
討論・表決	1 3 5
(陳情第 1 7 号)	
討論・表決	1 3 5
(陳情第 1 8 号)	
討論・表決	1 3 5
(陳情第 1 9 号)	

討論・表決	136
○日程第3 委員会調査について	136
継続調査	136
○日程第4 意見書案第1号	136
(提案理由の説明省略)	
質疑	136
委員会付託省略	
討論・表決	136
○日程第5 議案第42号及び議案第43号	137
(提案理由の説明)	
市長	137
質疑	137
委員会付託省略	
討論・表決	137
○日程追加 決議案第1号 川田栄子議員に対する議員辞職勧告決議	138
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	138
質疑	138
委員会付託省略	
討論・表決	139
(閉会あいさつ)	
市長	139
閉会(午後4時49分)	
委員会審査報告書	142
陳情審査報告書	146
閉会中の継続調査申出書	148
意見書案第1号	151
決議案第1号	153

----- . . ----- . . -----

## 付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-4
議案	付-4
陳情	付-7

平成31年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成31年3月5日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第40号まで

議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3号 平成30年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 8号 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第14号 平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第15号 平成31年度宿毛市一般会計予算について

議案第16号 平成31年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 平成31年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第18号 平成31年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第19号 平成31年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 平成31年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成31年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成31年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成31年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成31年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

- 議案第25号 平成31年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成31年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第27号 平成31年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第28号 宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定について
- 議案第29号 宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について
- 議案第30号 宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第31号 宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について
- 議案第32号 宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 和解及び損害賠償の額の決定について（追認）

----- . . . ----- . . . -----

## 2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第40号まで

----- . . . ----- . . . -----

## 3 出席議員（14名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 川田栄子君  | 2番 川村三千代君  |
| 3番 原田秀明君  | 4番 山岡力君    |
| 5番 山本英君   | 6番 高倉真弓君   |
| 7番 山上庄一君  | 8番 山戸寛君    |
| 9番 岡崎利久君  | 10番 野々下昌文君 |
| 11番 松浦英夫君 | 12番 寺田公一君  |
| 13番 宮本有二君 | 14番 濱田陸紀君  |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮本 誉子 君

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君  
副市長兼 岩本 昌彦 君  
税務課長事務取扱  
企画課長 黒田 厚 君  
総務課長 河原 敏郎 君  
危機管理課長 岩本 敬二 君  
市民課長 山岡 敏樹 君  
税務課長補佐 田村 泰生 君  
会計管理者兼 佐藤 恵介 君  
会計課長  
健康推進課長 和田 克哉 君  
長寿政策課長 桑原 一 君  
環境課長 岡本 武 君  
人権推進課長 沢田 美保 君  
産業振興課長 谷本 和哉 君  
商工観光課長 上村 秀生 君  
土木課長 中町 真二 君  
都市建設課長 小島 裕史 君  
福祉事務所長 河原 志加子 君  
水道課長 川島 義之 君  
教育長 出口 君男 君  
教育次長兼 中山 佳久 君  
学校教育課長  
生涯学習課長 楠目 健一 君  
兼宿毛文教  
センター所長  
学校給食 山戸 達朗 君  
センター所長  
選挙管理委員会 児島 厚臣 君  
事務局長

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成31年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において宮本有二君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月27日までの23日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月27日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成31年第1回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細はお手元にお配りしております資料のとおりでございます。

報告第2号は、宿毛市国民保護計画の変更についてでございます。

内容につきましては、高知県国民保護計画が変更されたことに伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において、準用する同条第6項の規定に基づき、議会に対して報告しようとするものです。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 議案の説明に先立ち、平成31年度の市政運営における重要施策についての所信を表明し、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

宿毛市の重点政策を「5本の柱」に集約し、平成29年度、30年度の2カ年に渡り、鋭意

取り組みを進めてまいりました。

市長としての市政運営1期目の任期も、残すところあと9カ月となりましたが、引き続き、産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策を柱に、宿毛市のため、全力で取り組んでまいりたいと決意をしております。

また、平成31年度は市の最上位計画であり、市政運営の基準となる「宿毛市振興計画」、また市の実情に応じた5カ年の目標や、具体的施策をまとめた「宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして宿毛市の今後20年を見越した「都市計画マスタープラン」といった、市にとっては重要度の高い計画策定業務が一斉にスタートをいたします。

これからの宿毛市の未来像をどう描いていくのか、新庁舎建設を契機に、どのように新しいまちづくりをしていくのか、市長として明確なビジョンを持ち、市民の皆様の御意見もしっかりと受けとめ、計画のための計画ではなく、実効性のある計画とするべく、力を注いでまいります。

それでは、5本の柱に沿って、御説明申し上げます。

まずは、第1の柱、産業振興でございます。

平成30年度、農業分野におきましては、担い手への農地集積・集約化を進めるため、高知県内で2例目となります、大深浦地区での約5.5ヘクタールの農地中間管理機構関連の農地整備事業に取り組んでいるところであり、国の事業採択及び2020年の工事着工に向け、県で申請手続を行っているところであります。

平成31年度は、農業後継者の育成確保を目的として、市と農協の共同で、農業研修生を受け入れる農業公社を設立し、市内外から研修生の受け入れを行い、農業振興に資するとともに、移住者の受け入れも積極的に進めていきたいと考えております。

林業分野に関しまして、平成30年度は新規林業従事者を拡大するため、自伐型林業の地域おこし協力隊員を3名任用することができました。

平成31年度も、森林経営管理法が導入されることにより、山主にかわって、市が森林の手入れをするなどして山を守っていくことが必要となることから、林業従事者をふやすための取り組みとして、引き続き「すくも森林塾」を開催し、地域おこし協力隊員のさらなる募集もかけ、今以上に自伐型林業の推進と林家の拡大に努めてまいります。

水産分野につきましては、株式会社高知道水の高度な衛生管理基準を満たす水産加工施設が、平成31年3月末に完成する予定となっております。

これにより、宿毛湾産のブリやマダイ、マグロといった養殖魚の地元加工の促進が図られ、地産外商の拡大や、海外輸出を視野に入れた取り組みが可能となり、水産業の活性化、ひいては地域の雇用の創出にもつながるものと期待をしております。

また、地域の活性化や産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、平成30年度の寄附額は、現時点でおよそ2億4,000万円となっております。昨年発生しました、平成30年7月豪雨災害におきましても、ふるさと納税制度を活用し、全国のたくさんの方々から寄附金とともに、心温まるお言葉をいただきました。

今後は、市の具体的なプロジェクトに対して、賛同者からの寄附を募るガバメント・クラウド・ファンディングの活用も視野に入れながら、人づくり、まちづくりに取り組んでまいります。

さらに、産業振興において重要な要素となる道路整備ですが、高規格道路「中村宿毛道路」につきましては、平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ（仮称）までの区間におい

て、現在も着実に工事が進められており、平成31年度中の供用開始を目指しております。

四国横断自動車道、宿毛～内海間につきましても、昨年10月から11月にかけて、国土交通省四国地方整備局による第2回アンケート調査や、関係機関へのヒアリング等が実施されました。また、本年2月7日には、第3回四国地方小委員会が開催され、これまで宿毛市が要望してきた、理想的な形での計画段階評価が順調に進んでおります。

このような動きと並行して、平成31年度も、高速道路の想定地域周辺の国土調査も計画的に実施してまいりますので、高速道路整備におきまして、今後も市民の皆様の御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

続いて、第2の柱、観光振興でございます。

平成30年度は、「志国高知幕末維新博～第2幕」が開幕し、本市におきましては、平成29年度に改修工事を行った林邸がオープンいたしました。

オープニングイベントでは、平成30年宿毛市観光びらきを同時開催し、新しくなった林邸を一目見ようと、市内外から、およそ1,000人のお客様に御来場いただき、近代日本の礎を築いた宿毛の偉人の功績を肌で感じていただくことができました。

また、1,200個の幻想的な竹明かりに包まれた、林邸ライトアップイベントや、第1回すくも郷土かるた大会、クルーズ客船「ぱしふいっくびいなす」記念イベントを開催するなど、林邸の特色を生かした、さまざまなイベントを行いました。

今後につきましても、林邸をまちの駅と位置づけ、既存市街地の活性化や、にぎわい創出の拠点となるよう、活用してまいりたいと考えています。

一方、林邸に隣接する中央公民館では、文化

勲章を受章されました宿毛市名誉市民であります奥谷博画伯の受章記念絵画展を、また県内21の地域会場の一つである宿毛歴史館では、企画展「戊辰戦争と宿毛」を開催し、年間を通じて多くの方々に御来館いただきました。

また、宿毛市観光協会と連携する中で、宿毛街歩きガイドの育成や、市内に点在する史跡をめぐり、宿毛のまち歴史散歩の周遊コースを設定するなど、「志国高知幕末維新博」を契機として、市全体の歴史資源の磨き上げを行うことができましたので、平成31年度につきましても、引き続き歴史観光のさらなる磨き上げに取り組んでまいります。

「ポスト幕末維新博」として、先月開幕しました「リョーマの休日 自然・体験キャンペーン」は、自然体験を前面に出した各種アクティビティが展開される自然体験型観光の取り組みであります。

本市といたしましては、これまでも人気の高い釣りや、マリンレジャーに力を入れ、タイラバなどの釣り用品や、スタンドアップパドルボード、カヤックといったマリンレジャー用品を充実させて、さらなる集客を図ってまいります。

また、現在、ダムカードやダムカレーが話題となるなど、ダムや橋梁などのインフラ施設を観光する、いわゆる、インフラツーリズムが注目されております。

本市におきましても、昨年、横瀬川ダム夜間工事ツアーに多くの参加者があり、このイベントがダムファンで構成する選考委員会によって、日本ダムアワードに選出されるという、うれしいニュースがありました。

このような状況の中、現在、建設中の横瀬川ダムに、日本初となるダム壁面を活用したボルダリング施設を整備し、本市3つ目となるダムを観光資源として、積極的に活用していくとともに、森林鉄道の軌道跡や、トドロの滝などの

ダム周辺地域の秘めた魅力を発信してまいりたいと考えております。

また、後ほど詳しく御説明いたしますが、本市は平成30年度より自転車を活用したまちづくりに取り組んでおり、今回のキャンペーンに合わせて、電動アシストつきマウンテンバイクを整備いたしました。

この自転車は、電動アシストにより、100キロメートルを超える長距離でも楽に走ることができ、加えて林道などのオフロード走行も可能とします。このことにより、初心者や高齢者の方でも、ロードバイク経験者のように、より広範囲に及ぶ宿毛市の魅力を味わうことができるようになります。

今回のキャンペーンは、本市にとりまして、豊かな自然という強みを生かせる絶好の機会と捉えています。これまで培ってきた取り組みを、この機会にさらなる磨き上げを行い、市内を丸ごと観光施設として、PRをしていきたいと考えております。

第3の柱は、防災対策でございます。

昨年7月の豪雨は、宿毛市において過去最大となる時間雨量108ミリ、3時間の総雨量263ミリという、記録的な大雨をもたらし、宿毛市にも大きなつめ跡を残しました。

この豪雨災害では、本市においても住家への浸水被害や、全半壊を含む土砂災害が発生し、農地などへも大きな被害が発生しました。

多くの職員にとって、今回のような規模の災害は初めての経験となる中で、被害調査、消毒作業、各種救済制度の適用など、昼夜を問わず、できる限りの対応を行いました。

また、災害復旧工事については、災害査定も終了し、随時、工事を発注しているところでございます。

これまでも、南海トラフ地震対策として、津

波避難道の整備や、住宅の耐震改修事業など、命を守る対策に積極的に取り組んでまいりましたが、平成30年度はそれらの取り組みに加えて、宿毛新港をメイン会場として、南海トラフ地震を想定し、官民共同で今までに実施したことのない遺体対応訓練や、長期浸水対応訓練などを含めた宿毛市総合防災訓練として、より実効性のある内容で行うことができました。

また、南海トラフ地震発生時の孤立対策として、小筑紫地区及び大海地区へヘリポートを整備し、避難所運営マニュアルを策定した施設を対象に、備蓄倉庫の設置や電源確保工事を実施するとともに、必要な資機材の購入もを行い、命をつなぐ対策にも取り組んでまいりました。

平成31年度においては、西町公園敷地内に、発災時に必要となる水・食料の備蓄や、炊き出しなどの一定の機能を有した、西地区防災センターの整備や、高知大学の原教授に、宿毛市防災アドバイザーとして就任いただき、自助、共助の意識醸成のための講演や各種活動を行っていただくこととしております。

また、近年多発する自然災害に対して、国は平成30年度から平成32年度までの3カ年で、防災・減災、国土強靱化の緊急対策を提唱しております。宿毛市におきましても、県と足並みをそろえて、新田、大深浦、宿毛湾港の海岸堤防を強化する事業を、当初の計画より前倒しで実施をし、さらなる地震津波対策に取り組んでまいります。

また、豪雨のたびに冠水の被害に遭っている宿毛市街地の雨水対策としまして、平成30年度は、現状の問題点を明らかにする水路解析シミュレーションを実施しました。平成31年度は、その成果をもとに、雨水排水計画を策定して、必要な対策を講じてまいります。

さらに、長年の懸案でありました老朽化著しい市役所庁舎につきましては、住民説明会やア

ンケート調査、庁舎建設審議会の答申を経て、昨年9月の定例会におきまして、議会の特別議決をいただき、小深浦高台へ建設することが決定しました。

その後、新庁舎建設の基本構想について、パブリックコメントの募集をし、並行して新メンバーによる庁舎建設審議会へも諮り、おおむね「内容は適正である」との答申をいただいたところです。

また、市役所庁舎と統合保育園を建設する小深浦高台は、宿毛海上保安署、県土木宿毛事務所、宿毛警察署も庁舎の移転先の適地として決定しているとお聞きをしております。

それらを踏まえ、平成31年度は高台の造成工事に着手するとともに、保育園においては、基本設計及び実施設計を行って、園児を守るための保育園の建設を、そして市役所庁舎においても基本設計に取りかかり、復旧・復興の司令塔となる、災害に強い庁舎の建設を進めてまいります。

また、先ほども触れました、宿毛～内海間の四国横断自動車道につきましては、庁舎建設予定地の北側を通過して、宿毛新港へと連絡するルート帯が示されたことにより、地震・津波などの災害発生時のアクセス道として、大きな強みになるものと考えております。

第4の柱は、人口減少対策でございます。

移住定住推進室を核に、平成28年度より宿毛市に移住を希望されている方へ総合的なサポートを行った結果、平成30年度の目標である、県外からの移住者50名の目標を既に達成し、現在60名となっております。

本年度におきましては、昨年度高知県と連携して実施したふるさとワーキングホリデー事業を、市の主催で実施しており、現在5名の参加者が、市内の文旦農家5事業所で働きながら滞在しているなど、関係人口の増加、人材確保の

一翼を担っているところでございます。

平成31年度におきましては、移住・定住の希望者が心配される、仕事と住まいの情報提供の充実を図るため、庁内の移住推進体制のより一層の強化、空き家の確保や改修補助金の活用、ふるさとワーキングホリデー事業などを充実させたいと考えております。

また、平成31年度より実施されます、移住・定住の促進や、地域課題の解決に向け、新たに起業する方の支援や、就業者の創出を目的とした、高知県地方創生移住支援事業を活用し、さらなる人口減少対策に努めてまいります。

なお、本市の企業誘致につきましては、これまで、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地の製造業を中心に行ってまいりましたが、昨年度から、若者や女性の希望も多い事務系企業の誘致にも取り組んでまいりました。

その誘致活動が実を結び、東京都に本社を置き、企業等の福利厚生業務の事務を代行する株式会社ベネフィット・ワンが、昨年の12月3日に宿毛サテライトオフィスを開設しました。

現在、13名の方々が雇用されており、地域の雇用の創出はもとより、既存市街地の活性化にもつながっているものと考えております。

なお、同社は、当面20名の雇用を目標に、新規学卒者も含めた人材を、現在も募集をしております。

このように、幅広い分野の企業誘致に取り組むことにより、職業選択の機会を拡げる取り組みを進めてまいります。

また、近年、地元企業におきましても、人材確保が課題となっていることから、平成31年度も引き続き、地元企業・高校と連携を図りながら、新規学卒者などの若年層の流出防止・人材確保対策に取り組んでまいります。

第5の柱は、子育て支援対策でございます。

子育て支援にかかわる平成30年度の取り組

みとしましては、福祉事務所に、子育て支援室を新設し、学校や保育園など、各種機関や、家庭児童相談室の連携をより強化して、子育て支援の充実を図りました。

さらに近年、重大な社会問題となっております児童虐待に対して、平成31年度は、本市においても児童虐待防止対策として、妊娠期から子育て期までを通した、保健・福祉・教育などにおける連携体制の構築を図ることを目的に、児童虐待防止対策コーディネーターを、1名配置してまいります。

また、平成30年度は、宿毛市における子育ての課題やニーズについて、市内の子育て世代全世帯を対象にした調査を行いました。

このニーズ調査の集計結果をもとに、平成31年度は、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、より一層、質の高い幼児期の教育・保育の実施や、地域の特性やニーズに沿った子ども・子育て支援事業の提供を図ってまいります。

また、平成30年度は、学校施設におけるさまざまな課題が全国的にも問題となりました。

大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊や、愛知県豊田市で小学生が熱中症で亡くなるなど、マスメディアでも大きく取り上げられております。

これを受け、本市におきましても、ブロック塀の改修経費や、小学校の普通教室へのエアコン設置経費の議決をいただきましたので、児童生徒の教育環境の充実に取り組んでまいります。

また、小中一体型で整備することとしております宿毛小学校・中学校の校舎建設につきましては、本年2月に優先交渉権者を選定しましたので、関係機関と連携を取りながら、引き続き早期着工に向けて取り組みを進めてまいります。

以上が、私の掲げる重点政策である、5本の柱の内容でございます。

また、宿毛市は2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオランダのホストタウンとして登録され、平成29年度には、同国の自転車ナショナルチームとの交流イベントを開催するなど、近年、自転車の利活用促進に向けた土壌づくりを行ってきました。

自転車は、老若男女を問わず、誰もが気軽に利用でき、健康・環境・経済面など、さまざまなメリットを享受できる乗り物として、日常生活に欠かせない交通手段の一つであります。

しかし、かねてより自動車依存が顕著である本市では、市民の自転車利用は少ないのが現状です。加えて、交通ルールやマナーの遵守、自転車の走行環境や受入体制などに不十分なところもあり、より住みよいまちづくりに向け、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、既設の公共施設や森林資源などの本市の豊かな地域資源を有効活用し、交流人口の拡大を図っていく必要もあります。

このような状況の中、自転車を活用した施策を体系的に取りまとめた、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を今年度中に策定することとしております。

本計画では、子供から高齢者までが自転車に触れる機会をふやすことで、自転車やサイクルスポーツを、市民にとって身近なものにしていくとともに、交通ルール・マナーの徹底や健康増進を図りまして、市民の安全を確保した上で、将来的な生活の質の向上を図っていきます。

また、市内事業者の皆様とも連携を図りながら、自転車を切り口とした観光振興の取り組みや、各種イベントの実施により、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。

以上が、平成31年度、新たに取り組む主要事業・政策でございます。一般会計の当初予

算案の総額は146億3,474万6,000円となり、平成30年度と比べると、32億5,266万4,000円の増、率にしまして28.6%の大幅増額予算となりました。

また、亥年である本年は、12年に一度の選挙イヤーであり、4月の統一地方選挙に始まり、7月の参議院選挙、年末の県知事選挙・市長選挙と選挙づくめの年となりますので、選挙事務に遺漏のないよう、万全を期してまいります。

このほかにも災害復旧事業、健康推進事業、上下水道事業、環境対策事業、人権啓発事業、国民健康保険事業など、行政としてやらなければならない事業、解決しなければならない課題は山積しております。

しかし、異体同心、立場は違えども目的を同じくする職員とともに、知恵を絞り、汗をかき、宿毛市のため宿毛市民のために、目の前の一つ一つの課題に全力で取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。平成31年度へ向けての私の所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（岡崎利久君）** 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第40号まで」の40議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中平富宏君）** 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち、2名の委員が任期満了となりますので、現委員の

山下博文氏につきましては、引き続き選任することについて、佐田忠孝氏につきましては、後任として、新たに三本義男氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第3号は、「平成30年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で2億8,034万5,000円を減額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、市税8,828万円、寄附金2,049万9,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、国庫支出金1億6,320万8,000円、県支出金7,203万5,000円、繰入金4,729万4,000円、市債7,370万円などです。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費では、職員退職手当4,701万円、派遣職員人件費負担金1,078万6,000円、住宅耐震改修促進費補助金1,850万円。

民生費では、障害者福祉費扶助費1,317万8,000円、生活保護費国庫負担返還金2,684万5,000円。

土木費では、定期船事業特別会計繰出金1,658万6,000円、土地区画整理事業特別会計繰出金3,524万9,000円などを増額しております。

また、歳出で減額する主なものは、民生費では、老人福祉費2,064万5,000円、後期高齢者医療保険費1,353万3,000円、災害救助費1,742万4,000円。

農林水産業費では、農業振興費2,168万6,000円、林業振興費1,052万5,000円。

土木費では、道路新設改良費1,360万円、地方道整備事業費1億124万5,000円、港湾費2,275万円、都市再生整備事業費1,

909万9,000円、住宅管理費1,482万円。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費4,559万5,000円などを減額しております。

議案第4号から第14号までの11議案は、平成30年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算です。いずれも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第15号は、「平成31年度宿毛市一般会計予算について」でございます。

総額で146億3,474万6,000円を計上しており、これは対前年度比28.6%の増、金額にして32億5,266万4,000円の大幅な増額予算となっております。

歳入の主なものを御説明いたします。

市税21億4,732万円、地方交付税41億5,000万円、国庫支出金26億4,108万6,000円、県支出金15億3,609万9,000円、繰入金6億9,391万2,000円、市債19億4,935万3,000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

総務費では、宿毛市振興計画等策定支援業務委託事業598万7,000円、自転車を活用したまちづくりプロデュース事業314万6,000円、宿毛市事務系企業立地促進事業補助金770万5,000円、西地区防災センター建設工事5,063万3,000円、災害用エアテント購入事業395万3,000円、ふるさと寄附金事業1億7,408万2,000円、庁舎建設事業6億9,767万3,000円、市税コンビニ収納導入事業398万4,000円、高知県議会議員選挙費1,546万3,000円、宿毛市議会議員選挙費1,775万4,000円、参議院議員選挙費2,267万1,000円、高知県知事選挙費2,217万6,000円、宿毛市長選挙費1,805万3,0

000円。

民生費では、扶助費総額18億7,408万2,000円、児童虐待防止対策コーディネーター配置事業216万6,000円、子ども・子育て支援事業計画策定事業308万円、保育所建設事業2,058万1,000円。

衛生費では、一般廃棄物収集運搬事業1,633万1,000円、一般廃棄物海上運搬事業685万8,000円。

農林水産業費では、農業公社関連事業4,960万円、多面的機能支払交付金事業5,216万3,000円、森林経営管理事業921万1,000円、水産加工施設等整備事業費補助金3億6,179万9,000円、県営漁港事業負担金4,950万円。

商工費では、大島桜公園内道路整備測量設計業務委託事業293万8,000円、横瀬川ダムクライミング施設整備事業363万2,000円、プレミアム付商品券事業2億4,673万8,000円。

土木費では、地方道整備事業4億937万2,000円、都市計画マスタープラン策定業務委託事業798万円、萩原団地解体工事2,323万円、県営海岸事業負担金1億3,776万6,000円。

消防費では、消防団員出動手当298万2,000円、消防団車両更新事業2,600万円。

教育費では、学校校務支援システム整備事業217万7,000円、陸上競技場第3種公認更新必要備品購入事業1,655万2,000円、英語指導助手招致事業1,572万3,000円。

災害復旧費では、災害復旧事業総額で15億4,520万3,000円などを計上しております。

議案第16号から議案第27号までの12議案は、平成31年度各特別会計及び水道事業会

計予算についてでございます。

11特別会計の総額は、65億4,718万7,000円で、企業会計である水道事業会計は、7億2,302万9,000円を計上しております。

議案第28号は、「宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定について」でございます。

内容につきましては、今後、建設が控えている大型建設事業などの案件につきましては、入札による最低金額入札者により事業者を選定するよりも、高度な専門的技術に基づいた提案の中から最もすぐれた内容の提案を採用するプロポーザル方式で事業者を選定するほうが、より有益であるケースが考えられるため、事業者の選定を公平かつ公正に行うための、宿毛市プロポーザル審査委員会を設置するために、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第29号は、「宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について」でございます。

内容につきましては、沖の島保育園は園児の減少に伴い、本年3月31日をもって休園することとなっておりますが、在園児が1名残ることと、離島という地域性を鑑み、4月1日より市立認可外保育所を設置する必要が生じたので、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、「宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、市内において出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者に対して、設置及び管理に関する本市への届け出を義務づけるため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、「宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について」でございます。

内容につきましては、平成12年度に策定さ

れた都市計画マスタープランを改訂するに当たり、学識経験者や市内団体の代表などで組織する策定委員会を設置する必要が生じたので、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第32号は、「宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、放置自動車の撤去に際して必要となる所有者情報を入手し、所有者の責任で、適正に撤去してもらうために、所要の改正をするものです。

議案第33号は、「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例は、平成30年5月25日付で一部改正条例を公布しておりますが、当該内容について、所要の改正が必要となっており、なおかつ議案第28号及び第31号の条例制定に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第34号は、「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、住民票等の交付に際する手数料を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号は、「宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、松田川小学校と宿毛小学校を統合して、平成33年4月1日より新たな宿毛小学校を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第36号は、「宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、差別を解消するための各種法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、厚生労働省からの通知である「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、「宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、沖の島簡易水道及び鶴来島簡易水道以外の全ての水道事業を宿毛上水道へ統合することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号は、「宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、消防団員に出動手当等を支給することによって消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、「和解及び損害賠償の額の決定について」追認を求めるものでございます。

内容につきましては、100万円以上の和解については、議会の承認を得なければならないところを、専決処分に対応できるものと判断し、議会に諮っていなかったものであります。

ここで、議員の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。

改めまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から3月8日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月8日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

3月6日から3月10日までの5日間休会し、3月11日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時47分 散会

平成31年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成31年3月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第41号 特定事業契約の締結について

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第41号

-----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮本 誉子 君

-----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君  
副市長兼 岩本 昌彦 君  
税務課長事務取扱  
企画課長 黒田 厚 君  
総務課長 河原 敏郎 君  
危機管理課長 岩本 敬二 君  
市民課長 山岡 敏樹 君  
税務課長補佐 田村 泰生 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	中町 真二 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目 健一 君
学校給食 センター所長	山戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第41号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第41号は、「特定事業契約の締結について」でございます。

内容につきましては、宿毛小中学校を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法に基づいて整備するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

去る2月26日の総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会連合審査会にて、議員の皆様にご説明しておりました宿毛小中学校整備事業でございますが、株式会社山幸建設を代表企業とする優先交渉権者との基本協定の締結を行い、それを受けて、「宿毛学校PFI株式会社」という名の特別目的会社が設立されました。

それと並行する形で、契約交渉を進めてまいりましたが、3月8日付をもって、特定事業の仮契約を締結いたしましたので、本日、議案として提案いたしましたものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時03分 散会

平成31年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成31年3月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副市長兼 税務課長事務取扱	岩本 昌 彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	岩本 敬 二 君
市民課 長	山岡 敏 樹 君
税務課長補佐	田村 泰 生 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	中町 真二 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目 健一 君
学校給食 センター所長	山戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君
総務課主監	上野 浩由紀 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） 開会前に、議員の皆様  
に御報告いたします。

報道関係者から、撮影及び録音の申し出があ  
りましたので、議長はこれを許可いたしました。  
これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

本日までに陳情4件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書  
表のとおり、所管の常任委員会への付託といた  
します。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。

5番、山本です。通告に従いまして、一般質問  
をさせていただきます。

4年間16回の議会におきまして、一般質問  
を勉強を兼ねながらさせていただくというこ  
とで初志を立てましたが、どうやら初志貫徹にな  
りそうなので、我ながら安堵しております。舌  
足らずな質問があったかと思えますけれども、  
その点は反省しております。

さて、先日、2020東京オリンピック・パ  
ラリンピックのフラッグ授与式が、橋上小学校  
で行われました。

御連絡がありましたので私も立ち会いました  
けれども、高知県下で唯一の授与式だったそう  
で、名誉なことだと思います。

整々と式がとり行われましたけれども、最後  
に、1年生から6年生全員でのテキーラの演奏  
がありました。

懐かしい名前を出しますと、ペレスブレード  
楽団のような見事な演奏でして、「テキーラ」  
という子供たちのかけ声も斉一で、非常に子供  
たちの吸収力の強さ、それから教育のすごさ、

これを改めて感じたところでございます。

さて、質問に入らせていただきますけれども、  
今回も提案型の質問をいたしますので、私の所  
見が長くなることを、あらかじめお断りしてお  
きます。

まず、第1問ですが、水道法改正に関連して、  
改めて質問させていただきます。

元旦の新聞報道にもありましたように、水道  
は国民生活の安全を守る重要インフラの一つで  
す。12月議会では、結語に結びつかなかった  
ので、改めて言及しておきたいと思ってお  
ります。

まず、1つは、宿毛は水源から蛇口まで市が  
管理しており、安全である。

2つ目、将来にわたり、広域事業に依存する  
心配はない。

3つ目、管路経年化率は約10%であり、交  
換資金を民に依存するまでには至っていない。  
コンセッションへの移行は考えていない。要す  
るに、国会で議論されたような不安は生じない  
ということで、ついでに言えば、宿毛の水は安  
くてうまいという結語になりましたけれども、  
市長、御所見をいただきたいが、いかがでし  
ょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようござ  
います。

平成30年12月7日に成立した水道法改正  
に関連して、宿毛市の水道事業についての質問  
ということでございまして、山本議員の質問に  
対して、お答えをさせていただきます。

宿毛市の水道事業は、水源地や配水池、水道  
配水管等におきまして、市が適正な管理を行っ  
ております。そして、安全でおいしい水の供給  
に努めているところでございます。

また、宿毛市の管路経年化率は平成28年度  
決算時点におきまして10.3%で、高知県全

体と比較すると、約4%を下回っている状況であり、総務省のホームページで公表されている宿毛市の経営比較分析表でも、経営の健全化や効率性は確保されていますので、昨年度策定した宿毛市水道事業経営戦略を踏まえ、効率的な事業運営に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

なお、水道事業の運営権を民間に委託するコンセッション方式の導入に当たりましては、コスト縮減や、人員の適正化、技術継承、さらには危機管理等も考慮し、慎重に見きわめていく、そういった必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） まずまずの健全な運営がなされているというふうに理解いたしました。しかしながら、人口の減少、あるいは空き家の増加、これは管路の縮小にはつながらないのでありまして、いずれは維持費の予算が不足する事態になることは必然であります。

人口の減少に歯どめをかける、あるいはこの水を売り出す等の方策が必要になってくるのではないかと。うまい、安いは自然豊かな環境と、正常な空気と相まって、定年後は自然豊かな土地でと考えている方々への移住誘致につながる大きな財産でもあります。

生産物と同様に、東京や大阪の県事務所で、この水もPRしてはよいのではないかと思います。御所見ありましたらお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

うまくて安い宿毛市の水を売り出してはという質問に対してのお答えをさせていただきます。

本市の水道事業は、松田川水系の、良質で豊富な地下水等、恵まれた自然環境のもと、安全

でおいしい水を供給しているところでございます。

議員御指摘のとおり、人口減少に伴う料金収入の減少は、本市水道事業におきましても、喫緊の課題となっており、豊富な水を売り出すのも、一つの方策ではないかというふうに思っているところでもございます。

この場合、ペットボトルやアルミ缶で販売する方法や、防災備蓄用に特化した販売等、さまざまな製品が考えられますが、販路の確保やブランド化等、利益を目的とすると課題も多く見えてくるところでもございます。

しかしながら、水源のよさや、おいしい水道水が宿毛にあることをPRをする目的と考えれば、しっかりとしたライフラインは、移住促進につながる大きな魅力ともなり得ます。全国的に見ましても、水道事業者により、水道水を製品化し、販売やPRに活用している例もございますので、本市におきましても、販売やPRに活用できないか、検討してまいりたい、そのように思っているところでございまして、水自体を販売するような形にならなくても、おいしい水があるんだよということは、口頭等でPR、幾らでもできますので、そういったことは引き続きやっていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） もう一度、思っていたきたいのは、人口減少、空き家の増加ということは、管路の減少にはならない。必然的に予算は不足してくるということで、長期的に見れば、今、市長がおっしゃられているような方法で、水も活用する余地があるということであろうかと思っておりますので、よろしく、引き続き御検討をいただきたいと思っております。

次に、自然体験型の観光について、質問をさ

せていただきます。

これも、報道で承知しているだけですけども、通常国会で所有者不明地の売却ができる法案が出されるとのことで、昨年法律、いまだにまだ施行にはなっていませんけれども、さらに一段と踏み込んだ政策を推進できる環境になります。

沖の島の巡回路、大島桜公園の整備にも、よい環境が整うものだと感じております。

老婆心ながら、担当課は、ぜひこの法案に注目しておいていただきたいと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、青森県弘前市の弘前公園にある、1882年に植樹されたソメイヨシノが、現存する最古のソメイヨシノといわれて、樹齢は130年以上になります。

弘前市では、殺虫剤の使い方や肥料の与え方、土の入れかえなどの管理方法に工夫を凝らした結果、ソメイヨシノの樹勢回復に成功したということでございます。

通常、一般的には60年が樹齢といわれるソメイヨシノですけども、手入れをすれば長生きできるということでありまして、その手入れをした上での桜公園の整備ということに、お願いしたいというふうに思っております。

そこで、自然体験型の観光地整備の一環として、大島の桜公園の整備も考慮されているようですけども、そもそも観光客のターゲットは、どの層を狙うかというのが、非常に重要なポイントだろうと思っております。

県外の観光客にとって、宿毛の交通環境は劣位にあります、優位にはありません。すなわち、往復に要する時間がかかり、有給休暇に制限のある方はアクセスしづらい地ということになります。

であれば、時間的余裕のある定年後のシルバー世代に焦点を当てることも、必要ではないでしょうか。

個人的には、トレッキングコースの整備を望みますが、大都市大阪の若者から見れば、自転車やマリンスポーツは、徳島や香川で満たされております。戦略的発想が必要ではないか。この発想に立てば、高齢者の暮らしやすい地域づくりにもつながってくるというふうに思いますが、発想の転換についてどうお思いでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自然体験型観光についてでございますが、本市には、釣りやダイビングを初めとするマリレジャーや、四季折々の自然景観など、さまざまな観光資源があるところでございます。

本市は、議員もおっしゃっておられましたが、都市部からのアクセスに時間がかかりますが、釣りやダイビングなどのマリレジャーは知名度が既に高く、関西圏からも多数の愛好家の方々にお越しをいただいておりますので、地理的なハンディにまさる、そういった魅力を秘めた地域であるというふうにも考えているところでございます。

また、本市といたしましても、時間的余裕のあるシニア世代といった方々は、重要なターゲットであると考えておりまして、若い世代だけではなく、シニア世代も楽しめる観光メニューも取りそろえているところでございます。

具体的な例を少しお話をさせていただきますと、ロードバイク等のレンタサイクルを初めとする自転車関連の観光につきましても、シニア層までターゲットになると考えております。

ロードバイクはペダルをこぐスポーツであり、前傾姿勢になることによりまして、ハンドルとサドルに体重が分散され、ランニングなどに比べ、足腰などへの負担が少なく、定年退職後に始めやすい、体によいスポーツというふうにいわれているところでございます。

実際に、ロードバイクの年齢層は比較的高い傾向にあります。さらに電動アシスト付マウンテンバイクを追加整備することによりまして、初心者や高齢者の方でも、ベテランサイクリストのように走行することができ、広範囲に及ぶ宿毛市の魅力を、さらに味わうことができるようになるというふうに考えているところでございます。

釣りに関しましても、ふだんは釣りをされない方でも、気軽に楽しんでいただけるよう、観光協会では、手ぶらでファミリーフィッシングや、釣り初心者を対象とした、手ぶらで宿毛湾ボートフィッシングなどの体験メニューをつくりまして、釣った魚をその日に宿毛で食べたい方のために、市内飲食店と協力をいたしまして、釣った魚を持ち込みできるお店のリストも作成し、御紹介をしているところでございます。

今年度は、タイラバのさおとリールを整備し、フィッシング体験メニューを充実させ、さらなる集客を図ってまいりますが、気軽にできるタイラバには、シニア層にも人気が広がっているということを聞いているところでございまして、かなり関西圏のほうで人気が出てきているということで、そういった釣りの関係の方々からもお聞きをしているところでございます。

また、宿毛観光市民ガイドの会による史跡めぐりなどのまち歩きツアーは、シニア世代の方が主なターゲットになってくると、そのように思っております。

本市といたしましては、先月、高知県下で開催しました「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」を絶好の機会と捉え、幕末維新博を契機とした歴史観光も、引き続き磨き上げを行いながら、小さなお子様から年配の方まで、幅広い層の観光客が楽しむことができる、そういった自然体験や、歴史の観光事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 幅広い分野での集客ということで、頑張っていただいているということで、わかりました。

ただ、これは個人の所見ですけれども、ロードバイクは、そういうイベントをするということは、非常に集客につながってきますけれども、市の予算を使って整備するのはいかにかなという気がしております。

月150回貸し出せるのに、5回しか貸し出してないとか、そういう使用率が3.3%程度しかない自転車を整備しても、いかにかなと思いますので、物を整備するものと事業とは、また別枠でお考えいただければなというふうに考えております。

次の質問にまいります。

空き家対策について、質問してまいります。

市内をめぐりますと、何と空き家の目立つとか。中には立派な家の空き家もあります。

全国の空き家件数は、平成25年度で約820万戸であるそうですが、宿毛の現状はいかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの自転車のロードサイクルの整備についてでございます。

使用頻度低い状況ではございますが、整備をするときにも、議員の皆様方にも一定、御説明をさせていただいたつもりでございますが、やはり宿毛市をPRしていく上で、本格的なロードバイクという形の中で、それをレンタルができる宿毛市として、自転車に対して、取り組みをしっかりとしているんだというPRに使わせていただいているところでございまして、実際、乗られるのは、やはりそれから少し下のクラス

の、普通の電動付自転車であったりとか、一般的なスポーツサイクルであったりとか、そういったものが使用頻度としては高いところがございます。

全国に自転車を活用したまちづくりという形の中で売り出しているところにおきましては、そういった一つ核となるPR用の自転車を備えた上で、皆さんが乗っていただける自転車も備えていくという形で行っているところがございます。本市としても、そういった形でやらさせていただきますところがございます。

ぜひ、御理解のほどを、よろしく願いをいたします。

本市における空き家等の把握状況につきましては、本年2月末日現在、総軒数が1,076軒であり、内訳は、危険度の低い順に、Aランクの空き家が702軒、Bランク193軒、Cランク116軒、Dランク42軒、Eランク17軒、目視により判断ができない、そういった空き家等が6軒となっているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 次に、空き家に関する協議会の条例が制定されて1年が経過しようとしております。特定空き家の市の認定基準はできていますでしょうか。また、認定は進んでいるのでしょうか、あわせてお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、特定空き等になり得る空き家等とは、そういったものがあたるか、簡単に説明をさせていただきます。

特定空き等となり得る空き家等とは、そのまま放置をすれば、倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるなど、生活環境の保全を図るため、放

置することが不適切であると認められるものが対象となります。

この特定空き等の認定に係る判断として、宿毛市空き家等対策計画において、国土交通省の指針に準拠し、特定空き等の判断基準を設けておりますが、現在、この判断基準に基づく本市での特定空き等の認定実績はございません。

特定空き等の認定をすれば、法に基づく措置を行うこととなりますので、慎重な手を期すため、関係各課の長などで組織する宿毛市特定空き等判定委員会を設けるとともに、必要に応じて、専門家の意見をお聞きした上で、措置に向けた手続を行うこととなります。

まずは、不良度判定票などを用い、危険度や緊急度が高いと考えられる案件より、所有者等の調査を行い、管理義務者に対し、現状のお知らせや依頼を行う中で、空き等の適正な管理につなげてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 2017年度末といたしますから去年の今ごろだろうと思えますけれども、21自治体で23件の代執行、それから行政上の義務を課すべき相手方を、市町村長が過失なく確知することのできない場合の略式代執行は、57自治体で75件の実績となっております。

しかしながら、代執行はさびついた伝家の宝刀と言われていくと、費用回収の難しさがちゅうちょさせる要因となっております。したがって、特別措置法での特定空き家に対する強制執行は、そのタイミングが大切になろうというふうに思っております。

慎重にし過ぎて、隣家や周辺に迷惑がかかってしまうと、行政の怠慢を問われかねません。この執行権が協議会の客観的判断のもとで行わ

れるように、期待したいと思っております。そのあたりの判断をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複する内容がございますが、現在、管理義務者の特定を進め、適正管理の依頼を行っているところであります。特定空家等の認定実績はないのが現状となっております。

議員御指摘のように、行政代執行における費用回収の難しさも想定されますが、特定空家等の認定や、行政代執行等の法に基づく措置について、該当案件の状況も含めて、慎重な判断や手続が必要になるものと考えております。

このような中、宿毛市空家等対策協議会の役割は、空家等対策の推進について協議するなど、限定的なものであるため、必要に応じて、専門家等に意見をお聞きする中で、本市が判断することになるものと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 今後は、代執行でも費用の回収困難な場合は、国の補助制度が活用できるように、あるいは行政側はタイミングを捉えて執行がしやすくなるように、個人責任とのせめぎ合いになるかとは思いますが、補助制度について、県や国に要望するべき分野と、私は考えております。これは私の所見にとどめておきます。

次に、フェリーの今後について、質問してまいります。

12月議会では、中国の動員法の流れで、参考までに申し述べましたが、防衛省がPFI事業輸送船舶として、海上自衛隊の海上輸送力を補完するために、民間船舶による海上輸送を推進しているようであります。

具体的に述べますと、10年間で250億円、訓練・災害派遣・各種事態での優先的使用をする契約となっております。

船は、高速マリン・トランスフォート株式会社の高速フェリー「ナッチャンWorld」と、「はくおう」の2隻であります。

乗組員は、定年後あるいは任期後の予備自衛官であるようですが、徴用船の歴史をひもとけば、フォークランド紛争では、イギリスはクイーンエリザベス2世号とキャンベラの客船を徴用し、兵員、物資の輸送に当たりました。

19世紀後半から20世紀前半にかけ、主要海軍国は有事の軍隊輸送船舶確保のため、運輸会社に補助金を支出しておりました。

海上自衛隊の輸送船は、現在は3隻しかなく、民間のフェリーの活用が必要になってまいります。有事には、協力することを前提にすれば、国の補助も可能性なしとしないのではないのでしょうか。

新船か、あるいは民間フェリーの活用か、いずれにしても国の施策に適合させれば、打開策が見えてくるのではないかと考えております。

防衛省の2019年度予算案の中にも、PFI船舶の活用による統合輸送体制の強化があげられております。すなわち、先ほど紹介したような、事例がふえるということになるかと思えます。

防衛省や高速マリン・トランスポート株式会社に、早急にコンタクトしてみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

フェリーについての一般質問でございます。

フェリー航路再開に向けたPFI事業船舶の活用の質問等でしたが、防衛省におきましては、有事や大規模災害時に人員や物資を輸送するため、PFI法に基づき設立されまし

た特別目的会社、高速マリン・トランスポート株式会社と、輸送使用契約を締結しております。これまでも自衛隊の訓練や、災害派遣などに使用され、熊本大地震や、西日本豪雨災害等におきまして、被害者に対して、船内での宿泊や食事、そして入浴サービス等の提供でも、活用をされております。

平常時の使用方法につきましては、災害発生の際の投入可能な体制の維持など、防衛省との使用契約が優先されることから、クルーズやイベントなどでの不定期利用となっており、定期航路への就航は難しいとお聞きをしております。

そうした状況からも、このPFI事業船舶のフェリー航路への就航は難しいと考えております。

しかしながら、国の動向を含め、あらゆる面からの情報収集を行うことは重要であるというふうにございますので、さまざまな視点から、航路の再開に向けて取り組んでいるところをございます。

当然、そういった国の施策等もしっかりと収集してまいりたい、そのように考えているところをございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） たしかに契約の内容によって、フェリーの定期航路としての活用は、非常に困難が予想されますけれども、例えば2隻あって、常時、2隻運行していて、そういった契約事態になれば1隻を差し出すとか、そういうふうな、複数船での運用形態を考えれば、何がしか光明は見えてくるのではないかなというところで、提案させていただきました。これは私の所見です。

次に、我が国の安全保障について、2項目にわたり、質問してまいります。

まず、ちょっと大げさですけども、国のあ

り方研究であります。

自衛隊、海上保安署、警察、消防は、国の社会的基盤を支えるかなめの組織であります。2008年から人口減少期に入りましたが、2040年度ごろには、段階ジュニア世代が65歳以上となり、他方、20歳代前半の若者は、段階ジュニアの半分程度にとどまると予想されております。

経済の好転は、求人倍率の好転につながり、それはそれで好ましいことではあります。それだけを誇りに訴えるのでは、政治家としては、私は物足りないのではないかと考えております。

社会基盤を支える組織へ、就職してくれる人口が減少傾向にあり、宿毛では、今年度の自衛隊入隊者は一人でした。これらの分野への外国人労働者の適用は論外であります。

社会的基盤を維持する方策を考えることこそ、各レベルの政治家の使命ではないでしょうか。

例えば、地方を含む官公庁は、自衛官や、さきの社会基盤を支える組織に、5年以上在籍した30歳以下の者から採用する、というふうな制度となれば、社会基盤はある程度、維持できるのではないのでしょうか。

市役所なら25歳から30歳までに入れば、将来、65歳、70歳と勤務することが考えられますので、一般公務員は十分に確保できます。

このような斬新な施策を、全国に先駆けて実施してはどうでしょうか。提案します。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるように、自衛隊や警察、消防などの組織を維持していくことは、社会の治安や、安全を守る観点より、重要であると考えているところをございます。

また、さきの7月豪雨では、自衛隊の方々を初め、さまざまな機関より御支援をいただき、その活動の重要性を再認識するとともに、大変、

感謝をしているところでございます。

しかしながら、職員採用に当たり、議員御提案のような、自衛隊等を経験された方から、優先的に雇用することにつきましては、就職の機会均等を考えますと、現時点では難しいと考えております。

本市といたしましては、今後も自衛隊高知地方協力本部、四万十地域事務所とも連携を行いながら、引き続き募集事務の推進に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） この分野は、本当に重要な問題になってこようかと思っておりますので、我々市会議員だとか、そのレベルではなくて、もっと国をあげて、検討すべき問題ではないかなということで、発言してみました。

次に、最終メインイベントであります自衛隊誘致について、議論していきたいと思っております。

誘致協議会的な組織の立ち上げを期待する一人ですけれども、誘致するにしても、そろそろ具体的要望の検討が必要ではないかというふうに思っております。いつまでも白紙とは、やる気のないようにとられかねません。

永世中立国ながら、国民皆兵のスイスには、政府から各家庭に配布されている、国民が国を守るためのバイブル本である民間防衛という本があるそうであります。

この本を解説した論文によれば、主要な論点は、次の3つであります。

1つは、真に平和を望むものは、平和を守るための努力を惜しんではならない。単なるスローガンで、平和を守ることは不可能。

2点目は、先憂後楽の姿勢で、まず最悪の事態に備えること。これは抑止論にもつながる話

であります。

3つ目は、スイス国民の運命共同体としての意識と、その共同体内部にみなぎる社会的誠意、隣人愛の精神が大事、というものであります。いわば、きずな社会の大切さを訴えております。

スイスの民間防衛の姿勢をどう思われるでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

スイスの民間防衛の姿勢についての御質問でございます。

スイス政府が発行しました民間防衛につきましては、私自身は読んだことはございませんが、山本議員からの御紹介をいただきました内容をお聞きした限りではございますが、日本でも学ぶべき部分はあるのではないかと、そう感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 大いに参考になろうかと思っております。

この3つのスイスの姿勢で思い起こされるのは、日本の歴史にもあった事例であります。それは、防人制度であります。

663年に百済の近くにありました白村江で戦った日本は、これに敗れました。

当時は、中国は唐という国でございまして、唐の侵略に備え、北九州に徴兵の防人を配置いたしました。

唐招提寺の鑑真和尚が有名ですが、遣唐使の派遣による平和外交の努力をしつつも、この防人制度は、約300年にわたる我が国の抑止力を中心とした、安全保障政策でありました。

過去に述べたと思っておりますけれども、いま一度述べます。

今日、我が国の安全保障環境は厳しさを増し、防人と同様に、防衛省3自衛隊は、南西諸島防

衛のために西にシフトしつつあります。我が国の抑止力をさらに堅固なものとするためには、九州から南西諸島の第一線のみならず、豊後水道周辺の後衛に、前線部隊の補給、休養のできる、いわば後方兵たんの基地や、第2陣の部隊が、周到的な訓練をしつつ、即応待機できる体制の整備が緊要となりつつあります。

このような情勢下、宿毛周辺の自衛隊部隊の配備は、地政学的にも適合しております。防衛大綱や中期防衛力整備計画には、自民党提案の四国南西部といった表記はありませんが、その自民党に提言した某戦略研究所の、宿毛にもマーキングした兵たんイメージの図のとおりのできる文書があり、また宿毛幡多地方で受入可能な兵力整備が記述されております。

これからは、より積極的に誘致活動をする必要を感じております。

防災に目を転じるとき、香南市の陸上自衛隊は、陸上から72時間では、幡多地方への展開は困難との、図上演習結果もあるそうです。

もっとも、被災している高知市を横目に、幡多には来れない部隊だろうと思います。

この地域への事前配備は、幡多地方のみならず、四国南西部の住民の皆様にも心強く、安全安心に資するものになると思われま

す。経済効果としても、交付金や税収の増加はもとより、消費活動の飛躍的増加が期待されます。

来なかった場合を考えてみますと、国立社会保障人口問題研究所によれば、2040年の宿毛人口は、約1万3,600人程度と見積もりとられております。

人口約7,000人の減少は、現行の制度では、交付税だけでも14億円の減少となり、市民税も約7億円の減少となります。

歳入は、大幅な減少ともなります。宿毛は破綻の危機に遭遇するのではないかと、危惧する一人であります。

そうならないように、自衛隊誘致を図っていますが、自衛隊誘致は、人口減少に歯どめをかける最大の施策であります。

孟子の格言、「天の時は地の利に如かず 地の利は人の和に如かず」をかりますと、天の時、すなわち安全保障上の必要な時期、タイミング、すなわち西方にシフトをしつつあるこの時期は、まさに天の時であります。地の利、すなわち豊後水道の補完性のある環境の強みが我にあります。これらは整っています。あとは人の和、団結、協力です。

どうか市民の皆様の大同団結で、自衛隊誘致を推進してもらいたい。4年間の切なる願いであります。

市長も、誘致に向けた大同団結に、大いに御尽力いただきたいと思

います。

御所見を賜ります。

○議長（岡崎利久君） 市長。  
○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊の誘致につきましては、地域経済の活性化や防災対策、さらには本市の大きな課題でもあります人口減少対策にもたな

がるものと認識をしておりますので、今後におきましても、国の動向をしっかりと注視し

つつ、これまでと同様に、市、議会、そして商工会議所が一体となり、要望活動等に取り組んでまいりたいというふう

に考えておりますので、議員の皆様方の御協力も賜りますよう、よろしくお願

ります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

-----

午前10時52分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

私が今回質問をいたしますのは、市内の浸水対策について。公立小中学校の体育館と、特別教室への空調設備の設置について。第7期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画について。4つ目に、風疹対策について。そして、Net119緊急通報システムの導入についての5項目でございます。

執行部の皆様、明快な答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、早速、質問に入ります。

まず、市内の街区の浸水対策について、伺います。

昨年9月議会でもお尋ねをいたしましたが、7月の西日本豪雨で、今までにない時間雨量を経験し、街区では、多くの家で床上・床下浸水が発生して、大変な被害が出ました。

市内の皆さんとお話をすると、今でも多くの方が、最近の気象状況を見ていると、いつ、どこで、昨年のようなゲリラ豪雨が発生してもおかしくはなく、また昨年のような被害が出るのではないかと、大変不安を感じている方たちがおられます。

昨年から、いろいろなどところで防災対策、浸水対策を講じてきたと思われませんが、今、取り

組んでいる街区の浸水対策の現状について、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の質問にお答えをさせていただきます。

ここ近年、全国各地で頻発しておりますゲリラ豪雨は、以前にも増して、降雨量、そして降雨継続時間ですね、こちらのほうが増大する傾向にあります。

去る9月議会でも申しましたが、平成30年7月豪雨におきましては、過去最大となる時間雨量108ミリ、3時間総雨量263ミリという、記録的な大雨をもたらし、小規模な山地崩壊により、谷川での土石流や流木によりまして、与市明川上流部は河川埋塞が発生し、越水した濁流は、市街地に流れ込み、床下・床上浸水被害が拡大してしまったものと、そのように考えております。

街区の雨水排水に関しましては、現在、3つの幹線排水路を経由し、宿毛ポンプ場へ流入、6台のポンプによりまして、松田川へ強制排水を行っているところでございます。

本年度現在、ハード面では街区雨水排水の核となる施設であります宿毛ポンプ場の機械、電気設備の更新事業を、平成27年度から平成31年度末までの5カ年計画で取り組んでおり、あわせてソフト面では、同じく平成27年度より、最も浸水被害が多い地区を横断する市役所裏の山手幹線排水路、この裏ですが、これの下流の暗渠部入孔調査を実施をしまして、水路の構造や、健全度を目視で確認をしたところでございます。

行政方針でも申しましたが、本年度に最速、最短で、ポンプ場へ雨水を流入させるため、コンピューターソフトによる山手幹線排水路のシミュレーション解析業務を行っている、そういった状況でございます。

できるだけ早く、そしてできるだけ短い距離で、ポンプ場まで水を運ぶ、流すにはどうしたらいいかということ、今、解析を行っているところでございます。

この解析結果をもとに、問題点を抽出した上で、例えばバイパス排水路の増設や、排水構造物の改修等、必要な雨水排水対策を早急に取りまとめ、事業化を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

間もなくその結果が出ますので、そういった結果を見て、対策を講じていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

ハード面、ソフト面両面で対策を講じておられるということですが、ソフト面での山手幹線排水路のシミュレーション結果、解析結果ができ次第、必要な雨量、排水対策の事業化を図っていくということですが、これはいつごろをめどに考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど申したように、解析結果をもとに、総合的な雨水排水対策をまとめまして、事業計画を県、国へ申請をしております。

このことは、当市の重点施策の一つでございますので、できる限り早く着手をしまして、そのように考えているところでございます。

また、事業化に至るまでの間、住民の皆様が、そういった皆様の不安が少しでも解消されるよう、今、できることといたしまして、幹線排水路への水位計の設置や、降雨状況の把握といったものを強化し、さらなる効率的なポンプ場の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

事業は早くやっつけていかなければならない、そのように思っているところでございまして、できる限り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

シミュレーション解析結果が間もなく出るということで、できる限り早く着手できるように、努力をお願いをしておきたいと思っております。

もう1点、街区で、声高に不安を訴える方たちもおられるわけですが、錦地区の内水対策で、与市明川へのポンプによる強制排水により、与市明川はあふれ、市内へ水が逆流するのではないかと心配の声もよく聞きます。

そのようなことが実際に起こるのかどうか、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

錦地区の内水対策として、ポンプを設置することによりまして、そういうことを行うことによりまして、与市明川があふれ、市内へ逆流するのではないかと質問でございますが、このことについて、与市明川の管理者である高知県に確認をいたしました。

まず、与市明川で計画している断面、河川の中の断面ですが、あらかじめ内水を受け入れる容量の断面を確保して、整備される予定となっております。計画している雨量までであれば、錦地区の内水を与市明川に入れたとしても、あふれることはないということでございます。

また、現在、計画している排水ポンプによる河川水位への影響について、概略検討をしたところ、錦川と与市明川の合流部付近で約2センチの水位上昇があるということです。

一方で、四季の丘入り口付近の廻角橋の架橋

位置は、与市明川の河川断面が著しく狭くて、ボトルネックとなっていることから、上流側の水が流れにくい、そんな状況となっております。

上流部から、土手から廻角橋のほうを見ていただくと、川が全くなくなってきたぐらい、右にぐっと、上流から見ると曲がっているということで、全く川が、一度なくなっているような状況になっています。

それで、実際、すごく細くなって、コの字に曲がって、また流れるという形になっているところでございます。

現在、本市で整備中の廻角橋のかけかえ及び河川改修を行うことによりまして、そのボトルネックが解消されることとなります。

この整備後の状況を、過去の豪雨で同様の再現をしたところ、廻角橋の上流部で約9センチの水位が低下する結果となったということでございます。

これらの結果をあわせますと、与市明川の水位は、現在より低下することになりまして、さらに街区への影響はないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この2点、非常に町中で、皆さん、多くの方が心配されておりますが、もう一度、確認をしておきたいと思えます。

1点は、計画している雨量までであればということですが、あらかじめ内水を受け入れる容量を確保して、整備されていくということで、計画している雨量内であれば、与市明川へ錦地区の内水を入れたとしても、あふれることは少なく、錦川と与市明川の合流付近で2センチ程度、水位が上がるということですね。

もう1点は、四季の丘の入口付近にかかる廻角橋の架橋位置が、私も見てまいりました。半

分以上、架橋位置が川へせり出して、さえぎっている状態ですね。

川をせきとめる形になっているので、廻角橋のかけかえ及び河川改修をすれば、橋の上流部でも約9センチメートル水位が下がり、これを合わせると、水位は現状より低くなり、まちへの影響はないということで、確認をしておきたいと思えます。

これでよろしいですね。

次の質問に移ります。

小中学校における体育館、特別教室の暑さ対策について、お伺いをいたします。

気象庁の発表によると、2018年6月から8月までの西日本の平均気温は、平年より1.1度高く、2013年に次ぐ暑さであったようでありまして。東日本でも、平均より1.7度高く、1946年の統計開始以来、最も高くなっております。

そこで、昨年10月に2019年末までの設置をめどに、全公立小中学校の普通教室に空調設備が設置されることになりましたが、本市の設置計画をお尋ねをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、おはようございます。

10番、野々下議員の一般質問にお答え申し上げます。

小中学校の普通教室への空調設備の整備計画についての御質問でございます。

まず、中学校につきましては、夏休み期間中の補習等の実施を考慮いたしまして、既に平成29年度に休校中の沖の島中学校を除く全ての普通教室へ、空調設備の設置が完了をいたしております。

小学校につきましては、国の新たな交付金措置を受けまして、平成30年12月議会におきまして、設置に係る補正予算を御承認をいただ

き、現在、全ての小学校の普通教室へ空調設備を設置するための実施設計を行っているところでございます。

実施設計は、3月末を目途に完了予定となっておりますので、完了後は、8月末までの設置完了に向け、速やかに工事の発注を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

今の御答弁では、8月末までに設置を完了する計画の予定だということですが、昨年10月の第1次補正予算の中では、夏までに設置完了がめどとなっていたと思われま。

8月末では、7月の一番熱い猛暑のときに間に合わないことになりませんが、設置が出来る理由について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

小学校におきましては、平日は普通教室で授業を行っておりますので、設置工事を行うこととなりますと、どうしても夏休みの長期休業中に実施することとなってまいります。

また、ことしは、新天皇の御即位により、ゴールデンウィークが例年より長くなっておりまして、授業時数の確保をするために、夏休み前半を授業日に設定することを検討している学校もございますので、そういったことから、全ての学校で設置工事が完了するのが、8月末を見込んでいるという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 諸事情があって、どうしてもおくれしてしまうということですが、せっかく設置をしていただくわけですので、一日も早い取り組みをお願いをしておきたいと思

います。

次の質問に移ります。

私たち公明党高知県本部では、空調設備予算で対象外となっている学校施設の体育館や、特別教室についても、災害時の地域住民の命を守る避難所となるとの観点から、空調設備が必要であると考えております。

昨年12月8日から本年1月31日までの公立小中学校の体育館と、特別教室への空調設備の設置を求める署名を、実施をいたしました。

短い期間でありましたが、多くの方々に賛同をいただき、3万6,713名の署名が集まり、公明党高知県本部では、この署名を2月8日に、尾崎正直県知事に、要望書と一緒にお届けをし、同日日に中平富宏宿毛市長にも、宿毛市分1,200名の署名と要望書を添えて、お届けをしたところでございます。

小中学校の体育館は、災害時に避難所として活用をされ、避難所生活が長期化した場合、感染症や、身体機能低下を予防する観点からも、熱中症対策が必要であります。

国の方針においても、学校施設においては、教育環境の向上を図ることが大事であることから、エアコン設置に向けての方向性が示されております。

しかし、一方で小中学校の体育館へのエアコン設置率は、全国で1.4%にとどまっております。熱中症事故が危惧される体育館、スポーツ施設は、エアコン設置が進んでない状況であります。

今後、暑さもさらに度合いを強めていくのではないかと考えますし、万一の事故が発生してからでは手おくれでございますので、本市においても、小中学校の体育館のエアコン設置を行うべきと考えますが、御所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し

上げます。

小中学校の体育館へ空調設備は整備すべきではないかとの御質問でございますけれども、熱中症対策といたしまして、学校施設の全ての諸室に空調整備を設置することが理想であるとは考えておりますけれども、特別教室、そして体育館への設置となりますと、多額の予算を伴うものとなってまいります。

現在、本市では、宿毛小学校と宿毛中学校の合築校舎建設に向けて取り組んでおりますけれども、合築校舎の建設が完了する平成33年4月には、松田川小学校と宿毛小学校を統合するため、宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例を、本議会に議案として上程をいたしております。

学校統合を行った場合、この夏に設置予定の、現在の宿毛小学校と松田川小学校に設置する空調設備が不要となることを想定をいたしておりますので、他の学校の特別教室への移設も含めて、検討をしているところでございます。

津波浸水区域外で指定避難所としております学校の体育館につきましても、国の財政措置の動向も見据え、市長部局と協議を重ねる中で、空調設備の設置について、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今回の御答弁を反復いたしますと、将来、松田川小学校、宿毛小学校の統合により、不要になる空調設備を、他の学校の特別教室にも移設を検討している。また浸水区域外で指定避難所となっている体育館についても、国の財政措置を見据えて検討をしていくということでございますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保

険計画について、お伺いをいたします。

12月議会でも申し上げましたが、私たちが昨年行った100万人調査運動の中で、約6割の方がちがなれ親しんだ地域で、自分の家で、好きなものに囲まれて、人生の最期まで暮らし続けたいとの調査結果を見て、改めて本市の福祉政策についてお尋ねをいたします。

言うまでもなく、我が国は本格的な少子高齢化、超高齢化社会を迎えており、国の発表によりますと、昨年9月15日現在、65歳以上の高齢者の人口は3,514万人、総人口に占める割合は27.7%と、過去最高となっております。

将来推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、30%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、35.3%になると見込まれております。

このため、団塊の世代が75歳となる2025年以降、医療、介護サービス需要が急増し、その後も2040年ごろまで増加をし続けると予測され、将来の医療、介護資源の絶対的な不足が懸念をされておるところでございます。

このような、国においては、2025年をめどに、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ間なく、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

私が、平成26年3月議会で、地域包括ケアシステムについてお尋ねしたときは、医療関係者と介護関係者とのメンタルバリア、わかりやすく言えば、それぞれのプライドなどが見えない壁としてあって、まだまだ多くの課題があるということをお聞きしたところでございますが、現在、第7期の宿毛市高齢者保健福祉計画が進行中でありましたが、5期、6期を踏まえて、ど

のように変わってきたのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成30年度からの第7期の介護保険事業計画におきまして、地域包括ケアシステムの実現のため、大きく4つの項目について、取り組みを進めているところであります。

まず、1点目に、医療、介護の連携として、退院から在宅生活への円滑な移行に向け、医療と介護の職員が、互いの立場を理解し、必要な情報を共有するための研修を実施しております。

2点目に、認知症の施策として、認知症地域支援推進員と、初期集中支援チームを設置し、相談体制を整え、早期発見、早期受診につながるよう、努めております。

また、認知症になっても生活できる地域づくりとして、認知症サポーターを要請し、市民に理解が広がるよう、取り組んでいるところでございます。

3点目として、地域ケア会議の実施により、行政を初め、包括支援センター、理学療法士、歯科衛生士、薬剤師、地域支援コーディネーターなどが連携して、高齢者の自立支援の充実を図っております。

4点目に、生活支援体制の整備として、地域支援コーディネーターを配置し、地域住民で構成する協議体の実施により、見守りやごみ出しなど、地域で解決できることを話し合い、支え合いの地域づくりを進めているところでございます。

さらに、住民主体の介護予防の自主グループの立ち上げにも、支援をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 第7期の介護保険計画、4項目に分けて示していただきました。

以前に質問したときから見ると、それぞれの分野で、明確で、具体的な取り組みになっているのがわかります。

私ごとになりますが、当時、97歳だった母も101歳を超えまして、この2月に施設に入りましたが、感じたことは、在宅で最期まで、と言っても介護する側の知識や能力に限界がありまして、医療との連携の必要性を、強く今回、実感をしたところでございます。

一段と充実をした、それぞれの取り組みをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、この件に関して、再質問を行います。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となり、要介護者が急増すると予想される2025年までに、各地域や自治体で行うことが目指されていますが、75歳以上の人口は、自治体によって異なり、また地域の社会資源の量や質も異なることから、各自治体は各地域の事情や特性にあった地域包括ケアシステムが求められるわけでありましたが、本市の取り組みと課題について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域の事情に合った地域包括ケアシステムの取り組みにつきまして、まず、介護予防、生活支援に重点を置いた取り組みを行っているところでございます。

介護予防の主な取り組みといたしましては、元気な高齢者が虚弱にならず、虚弱な高齢者が元気になることを目的として、住民主体で行ういきいき100歳体操に取り組み、平成26年には6カ所であったものが、現在、44カ所にふえております。

そして、450人程度の方が、週1回は、それぞれのグループで体操を実施しているところでございます。

調理を伴った交流促進の取り組みである地域元気クラブも含めると、集いの場は70カ所、800人程度の方が集まり、高齢者人口の約1割の方の参加となっているところでございます。

その中で、高齢者自身が元気になるとともに、声かけ、見守り、季節の行事などの交流を通じて、住民同士のつながりが強まり、買い物やごみ捨て等、生活支援にもつながっています。

次に、生活支援の主な取り組みに関しましては、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、民間サービスも含めた買い物、配達、配食等、地域の生活支援に関するサービスの周知や調整により、介護保険サービスのみで生活を成り立たせるのではなく、高齢者に選択できるサービスがふえ、在宅生活の安心確保の一助となっているところでございます。

これらの取り組みを通じまして、要支援レベルの高齢者数は、平成26年度末の296人から、平成29年度末には190人に減少しており、効果が見えてきているところでございます。

なお、高齢者が地域の中で自立した生活をしていく上で、不可欠となる住民同士のつながりは、すぐに築けるものではないため、今後も時間をかけて取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 宿毛市独自の取り組みとして、介護予防、生活支援において、成果が出てきているということで、大変評価ができる取り組みだと思います。

しかし、最近、特に感じるんですが、一部山間地域では、コミュニティーが崩壊しつつあることを感じます。そういうコミュニティーの力が失われ、いろいろな取り組みができない地域も出てきております。

今後の課題として、その対策も講じていただ

きたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、認知症対策についてお伺いをいたします。

近年、高齢化の進展に伴い、孤独死や認知症による徘徊などが社会問題となっております。そして、認知症になっても、地域で安心して暮らせるようにするためには、早目の診断と適切な医療、介護につなげていく取り組みは重要であります。

日本では、65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人は、推定で約15.7%で、2030年には744万人まで増加、2050年には797万人まで増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推定をされております。

また、高齢になるにつれ、認知症の割合がふえ、85歳以上では55%の方が認知症になると言われております。

今後は、これまで以上のペースで増加をすると思われま

す。そこで、本市における認知症患者の現状と課題について、伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市における認知症の現状につきましては、現在の第7期介護保険事業計画策定のために実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査におきまして、要介護状態となる前の高齢者6,405人のうち、4,974人の回答で、「物忘れがありますか」の設問におきまして、「ある」と回答された方が、65から69歳で49.9%、そして85歳以上で71.2%でした。

また、市内の居宅介護事業所のケアマネジャーへの調査では、介護認定者について、介護が必要となる主な原因として、認知症が30.9%で最も高く、次いで認知機能低下を引き起

こす脳血管疾患が20.4%となっております。

この調査結果は、第6期介護保険事業計画策定時に行いました結果と比較しまして、それぞれ数値が伸びておりまして、認知症を発症される方の増加傾向が示されていると考えております。

課題につきましては、認知症は誰でもなり得る病気であり、症状を悪化させないために、周囲の対応の仕方が大切ですが、認知症に対する正しい知識が普及されていないことがあげられます。

また、認知機能低下が重症となつてから、相談されるケースが多く、認知症のリスクを抱えた人が適切なタイミングで病院受診につながっていない状況があり、病院受診をしようと考えても、医療機関をどのように受診すればよいのかがわかりづらいという点があるのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今のお話ですと、認知症を発症される方は増加傾向にあるように思うが、適切なタイミングでの受診につながっていない。また、医療機関をどのように受診すればいいのかわかりづらいのではないかとということですが、私も最近、友人知人の中に、うちの主人が、物忘れがひどくなったとか、妻の言動が時々気になるというようなことを、よく伺うことがあります。

そこでよく話をすると、ほとんどの方が、受診をしていないわけですね。

身内のことであれですが、早く受診をすれば、認知症の進行というのはとまります。とまるというか、遅くなります。これは実感として感じておりますので、早く受診をするということが、家族が気がついた時点で受診をするということは、非常に大事だと思っております。

そこで再質問でございますが、2012年の調査で、認知症の前段階の軽度認知障害と呼ばれている段階の方が、400万人ほどいると言われております。

軽度認知障害は、記憶力など認知機能の一つが低下しておりますが、日常生活には大きな支障がない状態であります。しかし、適切な対応をせず放置すると、症状が進行し、高い確率で認知症を発症します。

一度低下した認知機能を回復させるのは、非常に難しいのが現状です。早い段階で、軽度認知障害に気づき、症状に応じた対策をすることで認知症を回復させたり、認知症の発症をおくれさせたりすることはできます。

そこで、本市において、認知症の早期発見のために、どのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症の早期発見や早期受診などの取り組みにつきまして、まずは認知症を正しく理解していただき、認知機能の低下があっても、その方の暮らしを見守るなどの支援をしていただくことを目的といたしまして、認知症サポーターを養成するための講座を開催しているところでございます。

その養成講座には、中学生や民生委員、また元気クラブ等の高齢者の集いや、老人クラブ等の、地域で活動している方々に参加いただいているところでございます。

また、運動、口腔機能の向上、趣味活動など、日常生活における取り組みが、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、いきいき100歳体操や、かみかみ100歳体操、そういったものを実施する住民主体の集いに対して、支援をするとともに、その集いの場でも、認知症に関する講話を実施し、支え合える地域

づくりを目指しています。

適切な相談体制をとり、適時、病院受診をしていただくため、身近な相談役として、認知症地域支援推進員を、地域包括支援センターに配置し、物忘れの段階から、相談体制をとっているところがございます。

その相談により、認知機能の低下を発見する問診を実施するとともに、認知機能低下により、生活に支障がある方で、医療機関の受診につながっていない場合には、認知症サポート医の協力を得て、認知症初期集中支援チームが早期発見、早期受診への支援を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

認知症についての情報提供というのは、ずっと行って来たと思いますが、地域包括支援センターで、初期段階での認知症相談ができるということなども、もっと市民へ周知を行うべきだと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症の周知につきましては、先ほど、答弁をさせていただきました取り組みに加えまして、「広報すくも」に、認知症についての情報を掲載するとともに、これまで行っていきますいき100歳体操や、元気クラブへの講話を行うときに、本年度からは専門職員にも協力いただき、より専門的な見地からの情報提供を行ってもらうようにしておりますので、専門職員による周知活動を、もっと広めてまいりたいと、そのように考えております。

今後も、認知症の周知につきまして、効率的な方法を検討して、実施をしてまいりたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 認知症に関して、よろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、風疹対策について、お伺いをいたします。

昨年の第4回定例会で、12月11日、川村議員が風疹対策について一般質問を行いました。

ちょうどその日に、厚生労働省から、風疹対策として、無料で予防接種を行うことが発表になったと思います。

担当課からの説明がなかったと思いますので、そこで風疹対策の無料予防接種について、川村議員の追加質問という形で、お伺いをしたいと思います。

昨年、首都圏を中心に風疹患者が急増をいたしまして、2017年の約31倍にまで拡大をしたと言われております。

風疹は、妊婦が感染すると、赤ちゃんが難聴や心臓病、白内障などの障害を持って生まれる可能性があります。風疹の感染拡大を終息するために、対応を急ぐ必要があります。

2月7日に成立した2018年度第2次補正予算には、風疹対策が盛り込まれております。2019年度予算による措置も含めて、現在、39歳から56歳の男性を対象に、21年度までの約3年間、抗体検査と予防接種が原則無料化されることは、決まっております。

対象の男性は、子供のころに予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて、抗体の保有率が低く、昨年夏からの流行でも、この世代の男性が患者の中心となっております。

そこで、対象となる男性は、本市に何名程度おられるのか、またどのような形で抗体検査と予防接種を行うのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

風疹の対策につきましては、前回の平成30年第4回定例会において、川村議員から一般質問がございました。議員おっしゃるとおりでございます。

その後、風疹の予防接種については、国が予防接種法に基づく定期接種の対象とし、平成31年度から3年間、原則無料で定期接種を実施することが決定をいたしました。これも議員のおっしゃるとおりでございます。

対象者といたしましては、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの、現在、39歳から56歳の男性となっております。本年2月末時点で、本市では2,150の方が対象となっているところでございます。

しかしながら、予防接種に当たっては、ワクチンの供給等の課題もありまして、対象者全てが平成31年度から実施するのではなく、まず平成31年度の対象者として、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方を対象とするようになっており、本市では、963の方が対象となる予定であります。

風疹の予防接種までの流れといたしましては、対象者の方に、まず予防接種の必要性を判断するための抗体検査を受けていただき、その後、風疹の抗体価が低い予防接種が必要な方のみに、予防接種を受けていただくこととなっております。

現在の予定では、平成31年度対象者の方には、4月に予防接種のクーポン券、抗体検査の受診券を発送する予定となっております。

なお、先ほど申しました平成31年度対象者以外の、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日に生まれた男性につきましても、クーポン券の発行を希望される場合には、クーポン券等を発行することとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本年度の対象者は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの963人が対象だということですが、希望すれば、本年の対象者よりも高齢の方たち、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性にも、クーポン券は発行されるということですが、ここで再質問を行います。

全体の対象者は39歳から56歳ということで、非常に働き盛りの年代で、平日の日中に検査を受けることは、非常に難しい人たちも多いのではないかと思います。

休日、夜間や、職場での健診と一緒に受けられるようにするなど、きめ細かい対応をするべきではないかと思います。

また、居住市区町村以外での受診にも配慮すべきではないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

対象者の方々が、居住地以外や夜間休日も、風疹抗体検査や、予防接種を受けることができるような体制がとれるよう、国が制度の整備を行っているところです。

抗体検査に関しましては、原則として、抗体検査を受けるためだけに医療機関を受診する必要はなく、市が行う特定健診、職場が行う職場健診、そして人間ドック等でも広く検査が行えるようになっており、対象者のニーズに合わせた場所で、抗体検査を受ける体制が整備されることとなっております。

また、予防接種に関しましては、先ほども申しましたが、抗体価が低かった方に対しての実施となります。

予防接種は、本市のみならず、全国の集合契約実施医療機関で、接種可能となる予定ですので、予防接種が必要な方は、感染拡大を防止する観点から、ぜひともこの事業が行われる3年

間の中に予防接種を受けていただきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 特定健診や人間ドックでも受けられるということで、非常にいい取り組みじゃないかと思っております。

次に、消防行政について、Net119緊急通報システム導入について、お伺いをいたします。

Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、円滑に消防へ通報を行えるようにするシステムであります。

スマートフォンなどから、通報用のウェブサイトアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な、救急、火事の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報がつながり、その後テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっております。

政府として、障害基本計画において、平成32年度までに全ての消防本部で、このシステムを導入するという目標として掲げております。

現状では、全ての消防本部でNet119緊急通報システムが導入されるわけではなく、利用できない地域もあるということですが、本市の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

Net119緊急通報システム導入状況でございますが、平成30年12月30日現在で、全国728消防本部中148本部が導入済みとなっております。

高知県の消防本部では、平成31年度に、本市を含む県下15消防本部で、一斉に導入を予

定しております。

それに伴い、幡多西部消防組合では、平成31年度当初予算で、初期費用9万1,575円と、年間利用料4万1,209円の、合計13万3,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本来であれば、平成32年度、東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、全ての消防本部に導入する予定ということでございますが、1年前倒しをして、本市を含む県下15消防本部で一斉に導入するということでございますが、そこで再質問をしたいと思っております。

本市には、対象となる方々は何名おられるのか。また、本市では、119番通報が困難な聴覚障害、言語機能障害者の方たちは、どのような方法で、今まで緊急連絡を行っていたのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

対象者数についてですが、宿毛市では聴覚に障害のある方112人、言語に障害のある方10人の、合計122人となっております。

これまでの取り組みにつきましては、宿毛消防署の通信室に設置してあるファクス番号を、手話サークル等で応急手当講習を行う際に周知し、専用の通報用紙を配布しておりましたが、今までにファクスを介した通報はない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行いたいと思っております。

言語や聴覚に障害を持っておられる方が、合計で122名おられるということでお聞きした

ところ、平成16年4月にこの制度を取り入れて、当時、ファクス番号が書かれた専用の通報用紙を配布して、15年間、ファクスを介した通報がなかったということになります。

このような通報はないに越したことはなわけでありまして、本当によいことだと思いますが、周知にもちょっと問題があったのではないかという気もいたします。

ちょっと疑問も残りますので、そこで、今では、もっと簡単に、ファクス番号じゃなくて、119を押すだけで緊急通報ファクスができるようになっておりますので、お知らせをおきたいと思っております。

これは東京消防庁のファクスの用紙、119で通用します。

高知県では、高知市内が導入をしております。また、これは八幡浜市のものであります。

こういう形で、119を押すだけで、緊急通報ができる、より簡単な、障害を持つ方たちにとっては、簡単なほうが良いと考えますので、それも検討していただきたいと思います。

そこで、Net119緊急通報システムについては、スマートフォンが必要となることから、限られた方たちになるかもしれませんが、普及方法はできるだけ簡単な方法が求められると考えております。

そこで、本市ではどのような計画であるのか、状況を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

Net119の利用希望者は、あらかじめ住所地の消防本部に、利用の申請をする必要がありますので、その導入並びに運用に当たっては、できるだけ簡単に登録申請ができるよう、今後、十分に県下の消防本部で協議検討をしております。

利用者の利用促進を図るためには、広報等で

の周知はもとより、関係機関等と十分に連携をして、取り組んでまいらなければならないというふうに考えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 以上で質問は終わりますが、言語や聴覚に障害を持っておられる方たちが安心して生活できるように、一人でも多く普及できるような取り組みをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

-----

午後 1時17分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、山戸です。

私は、今回、PFI事業について、小中学校整備PFI事業について、一連の質問を行いましたと考えます。

宿毛小中学校の整備について、経費的にも、整備期間の短縮という面においても、通常の行政主導型の整備よりも有利な点が多いために、PFI方式を採用したいという執行部からの提案を受けて、去る12月議会においては、30年間で総額約43億円にのぼる債務負担行為の議決がなされ、今議会では、特定目的会社SPCとの契約議案が上程されるに至っております。

このPFI事業には、大きく分けて4つの段階が存在すると、私自身は判断しております。

その第1は、PFI事業が、果たして採用可能であって、効果が期待できるかどうかを検討し、決意した段階。

第2段階としては、PFI事業に名乗りをあげる事業者を募り、優先交渉権者としての選定に至るまでの段階。

さらに、第3段階として、その特定目的会社SPCとの契約内容に基づいて、建設工事が実施される段階。

そして、最後に、第4段階としての建物の維持管理を含めた運営の段階。さらには、30年後の行政への移管という段階が加わることになるのですが、現在、検討し得るものとしては、この4つの段階が想定できるものと考えます。

私は、この4段階それぞれのついでに質問を中心としながら、このPFI事業の内容について、幾つかの不明な点を明らかにしていきたいと思っております。

今議会、契約議案は、議会開会后、会期中の上程ということで、非常に短い、限られた検討時間で議会としての態度を決めなくてはならない、極めて窮屈な状況となっていて、本来ならばその契約の採否については、次回の議会へ持ち越して、じっくりと検証した上で、決すべき筋合いのものであるとも考えられる、そのことから、質問が多岐にわたり、細部に及ぶものとなりかねないことを、あらかじめお断りして、質問に入りたいと思っております。

まず、第1段階、PFIの可能性調査の段階について。

以前、PFIと、公共直轄による建設事業費の比較を示した表が示されたことがありました。その際に、一応の御説明を受けて、ひょっとすると、繰り返しになるのかもしれませんが、改めて質問したいことがあります。

この建設事業費の比較では、宿毛小中学校の建設事業費について、公共で行えば3億4,330万円かかるものが、PFIでは2億5,800万円が可能であり、差し引き9億5,3

00万円安くあがると、そうなっていました。

PFIであれば、こんなに安くあがるのかと、びっくりした記憶があり、どんなからくりでそうなるのか、不思議に思ったことでしたが、民間が主導でやれば、公共直轄よりも安くあがるという根拠について、御説明を願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

公共直轄で実施する場合、仕様書で材料や工法等を定め発注する、仕様発注という方法になりますが、PFIでは、要求する性能を定め発注する、性能発注という方式で実施することになります。

また、設計、建設、維持管理を、それぞれ分けて発注する分離発注ではなくて、全てを一括して発注する一括発注方式になることで、民間事業者の創意工夫や、ノウハウが生かされることとなります。

民間事業者の創意工夫やノウハウが生かされることが、コストの削減要因となっているということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この2億5,800万円という金額が、市としての建設費用の基準として、特別目的会社SPCとの契約上限額の決定にそのまま採用されていると、そのように理解していいかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

この2億5,800万円を積算した時点は、どのような性能を持った合築校舎を建設するのかが検討する前の段階であり、要求水準書の作成前になります。

SPCとの契約上限額につきましては、どのような性能を持った合築校舎を建設するか検討

をし、作成した要求水準書をもとに、事業費を積算し、公募を実施したものにになりますので、平成30年3月23日の予算決算常任委員会でお示しをした建設費とは違うものとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 25億というのは、概算、基準が全くない中で、一定の目安として出したものである、という話ですが、そうすると、その算出に際しては、先ほど御説明いただいたように、PFIによる経費削減という利点を反映する形で、今回のそれなりの割引が行われるなり、何らかの操作がなされて、直轄で行うよりも安い見積もりとなるよう、勘案されている。そう判断していいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成30年12月議会での予算決算常任委員会の秘密会にてお示しをさせていただいておりましたが、要求水準書に基づく小中学校整備事業費を、従来方式でやった場合の金額を積算し、それをもとに、PFIでやった場合に、どれくらいになるかを積算しております。

その際、PFIでいうところの4.9%のバリュー・フォー・マネー、削減効果が見られるとの結果になっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 34億5,330万円かかるものが、PFIだと25億3,800万円。差し引き9億5,300万円安くあがるということで計算すれば、25億割る34億で、0.73、つまり73%の金額でできる。PFIなら、差し引き27%安くあがると、最初はそういうことだったはずですがね。

それが、現実には4.9%の削減ですか。4.9%程度なら、直轄でやった場合の入札減分と大差なしではないですか。その点、どのようにお考えでしょうか。

どこに価格面でのメリットが反映されているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成30年3月23日の予算決算常任委員会でお示ししたものは、建設費のみになります。要求水準書をもとに試算した削減効果4.9%につきましては、設計や維持管理費まで含めた総事業費になりますので、一概に比較はできないものと考えます。

今回、予定対価を公表する段階で積算した際の従来方式の建設費は、税込み約33億7,500万円と積算しておりました。優先交渉権者の建設費の提案金額は、税込み約29億1,600万円でしたので、建設費のみで比較した場合、率にして13%の減となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） PFIであると、それだけ安くなっているということのようですので。

次に、第2段階の優先交渉権者を選定するまでの段階について、お尋ねいたします。

この段階から、PFI事業は突然秘密性を帯びて、まるでブラックボックスとしか思えない、そんな段階に入りました。

事業の上限額について示されることはあっても、その算出の根拠となっている逐一の条項の金額は開示されないばかりか、どれだけの事業体が応じたものやら、単数が複数かささえも回答を得られない。いうならば、不透明きわまりない段階に入ったと、私は思うのですが、なぜあ

のような、一種隠密的な行動を採用しなければならなかったのか、その理由について、御説明を願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

募集要項で、サービス予定対価上限額や、そして応募条件等を公表するに当たって、積算根拠や参加表明をした事業者の数等の情報を、なぜ開示しなかったかという趣旨の御質問でございまして、ブラックボックスとか、不透明とか、隠密とか、そういった言葉も出てきておりますが、公募を実施するに当たり、予定対価の積算根拠は、従来の競争入札でいうと、予定価格調書に類するものに当たりまして、秘匿情報となります。

万一、積算根拠等の情報が外部に漏れてしまいますと、民間事業者の創意工夫が図られない、そういった恐れがあったこと、また参加表明をした事業者の数につきましては、外部に情報が漏れてしまいますと、競争原理が働かなくなる、そういったおそれがあったことから、開示をしていない、そういった状況でございました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういような状況の中で、応募する事業者に示された要求水準書については公開されたわけですが、市としてのPFI事業に必要とする基準を示した要求水準書は、どのような段階を経て検討され、策定されたものなのか。学校現場や保護者の意向、あるいは近隣地域を含めた住民の意見を反映するために、どのような体制がとられて、策定に至ったか、その経緯についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、8番議員の一般質問にお答え申し上げます。

PFI事業につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条の規定に基づきまして、事業の公平性及び透明性を確保することを目的とした実施方針を、平成30年5月18日に公表をいたしております。

教育委員会におきましては、宿毛小学校及び宿毛中学校の校舎等の建設に対して、学校現場や保護者の要望を確認していく必要があるということで、まず、平成29年11月27日に、宿毛小学校及び宿毛市中学校校舎等改築検討準備会を開催をいたしております。

この準備会では、同年5月30日に、宿毛文教センターで行いました宿毛小学校校舎等、及び宿毛中学校校舎等改築に係る意見交換会で提示をいたしました宿毛小中学校の校舎等の配置図を参考資料として使用し、両校の改築に当たって、よりよい学校施設とするための校舎附属施設や、教室等の配置について、宿毛小学校、松田川小学校及び宿毛中学校の教職員、並びに同小中学校のPTAの役員の方に御参集をいただき、意見を聞き取りさせていただきました。

その後、平成30年2月22日にも開催し、先ほど申し上げましたPFI事業における実施方針の公表後、再度、平成30年8月16日に準備会を開催いたしております。

なお、準備会の開催前には、学校現場におきましては、各学校での意見を取りまとめたいただき、保護者の皆様には、各PTAでの意見の取りまとめを行っていただいた上で、準備会を開催をいたしております。

要求水準書の作成に当たりましては、準備会で出された学校現場や、保護者の意見を尊重しながら、災害に強い学校、また小中一貫教育も見据えた学校となるよう、市の関係課と協議をしながら作成をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） あれこれと段階を踏んでいるということは、よくわかりましたが、ただいまの御答弁では、住民の意見の反映という点が欠けていると思うのですが、この点に関しては、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

住民の意見をどのように反映したのかとの御質問でございますけれども、優先交渉権者との契約が締結となりましたら、基本設計を行うために、SPC（特定目的会社）とともに、関係者が集まったワークショップを開催することを検討いたしております。

ワークショップには、住民の方の意見を反映させるため、当該学校施設の近隣地域の地区長さんにも参加を依頼したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういった形で、要求水準書の練り上げが行われ、そして近隣地域の皆さんの意見も反映するという方向で動いているということは、よく理解しました。

ただ、要求水準書についてですけれども、幾つか気になることがありますので、お尋ねしたいと思います。

その第1は、要求水準書の9ページ、（ア）将来にわたる教育環境や、住民ニーズの変化に対応できる校舎、という部分です。

この、将来にわたる教育環境や、住民ニーズの変化とは、具体的にはどのようなことを想定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

本整備事業の実施期間は、御承知のように30年間としておりまして、その間には、人口の増減に伴う児童生徒数の変化や、教育環境の変化。例えばICT技術の導入や、小中一貫教育の実施、また大きなものでいえば、義務教育学校への転換の検討などといったことが考えられます。

こういった教育内容や、教育環境の変化に対して、柔軟に対応可能な施設配置や、諸室配置といったことを想定をいたしております。

また、住民ニーズにつきましては、こちらも人口動態の変化や、宿毛小中学校の校区内のまちづくりの変化などに対して、学校施設は有効活用が可能となり得るような施設配置や、諸室配置をすることも想定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 続いて、同じく要求水準書の15ページ、多目的教室について、業者側から、市の考え方として、小学校4教室分、中学校6教室分とありますが、室数に対する根拠はどのようにお考えでしょうか、御教示ください、との質問に対して、回答欄には、応募事業者の企画提案に委ねるものとします、とあり、これは一体どういうことなのか、私などには全く意味がわかりません。

このような回答となった理由というか、意図についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

応募事業者から出された多目的教室の質問に対して、応募事業者の企画提案に委ねるものとしますと回答している理由、意図について、御

質問をいただきました。

業務要求水準書では、多目的教室に関する要求水準として、空間の仕切り方や、レイアウト等において、将来の教育環境の変化に応じて、活用しやすい空間形成とすること、と記載をいたしておきまして、先ほど、議員の御質問にありました市の考え方を参考に、民間のノウハウを活用して、要求水準を満たす提案を行っていただきたく、このような回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 回答書では、このような回答になっているけれども、細部の打ち合わせが何らかの形でなされたものと判断しますので、この件については、この辺で終わります。

先日、総務文教並びに産業厚生両常任委員会の合同審査の中で、宿毛市における小中学校整備事業審査公表が提示され、公開可能な部分として、明らかにされました。

その中で、今、質問を申し上げた項目に関係すると思われる事項として、選定委員会による評価の加算点について示した表の企画設計業務の欄で、合築校舎の諸室に関する企画、設計の考え方では、50点満点中応募事業者1は21.2、応募事業者2は36.4という評価がなされています。

この両者の評価、その差15.2というような、大きな評価の分かれはどうした点で生じたのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

評価項目の中の合築校舎の諸室に関する企画、設計の考え方の項目で、大きく評価が分かれた点についての御質問でございますが、まずは、応募事業者2は、応募事業者1に比べて、教室

が広がったことがあげられます。

また、校舎の外部、内部に積極的に木材が多用され、快適性が確保されること。そして、子供や先生にとって、校舎が居心地よく、ストレスを感じない空間であるためには、どうすればいいかを念頭に置いて考えられていること。市道を直接横断しない方法での動線が提案されているなどが、評価の分かれた点であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ともかくも、PFI事業について、名乗りをあげた事業者が2つあり、それぞれに企画提案書の提出をいただいた。それを受けて、最終交渉権者の選定を行うについては、幾つかの段階別の審査が必要であったと。市として、厳正な審査を実施するために、どのような体制と段階で臨んだのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成31年1月18日締め切りであった民間事業者からの企画提案書の審査には、専門的な知識が必要となることから、今回は、専門的な知識を有した有識者4名に依頼し、企画提案書の審査をしていただくことになりました。

また、選定委員7名を選び、企画提案の採点を実施いたしました。

審査の流れにつきましては、平成30年10月9日の募集要項等、公表後、参加表明書を受け付けし、募集要項で示している参加資格要件を満たしているかどうかの参加資格審査を実施しました。

その後、企画提案書を受け付けた後に、提案金額が予定対価を超えていないかどうかの確認を行い、また提案内容が要求水準書を満たしているかどうかの基礎審査を実施いたしました。

基礎審査の後、内容審査として、平成31年1月30日に、民間事業者のプレゼンテーションを実施し、そのプレゼンテーションの前後で、有識者会議、選定委員会を実施しました。

その後、平成31年2月1日に選定委員会を開催し、有識者からの報告や、そしてプレゼンテーションの実施を踏まえ、評価項目ごとに選定委員が採点をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そのように段階を踏んで、適正、厳正に審査を行ったとのことですが、応募事業者の参加資格審査について、一つ確認したいと思います。

例えば、仮に私が市役所の発注する土木工事を受注したいと思っても、私にはそのような、工事に従事した実績もなければ技術もない。加えて、工事を実行する体制を組むだけの資本力もない。まずは、門前払いを食らうのがおちでしょう。

今回のPFI事業における応募事業者1と2は、それぞれに資格要件をクリアしているわけですが、参加資格審査における資格要件とは、どのような内容であったのか。事業遂行に係る能力、つまり技術力や資本力など、どのように評価したのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

PFIにおける参加資格要件とは、従来の指名競争入札方式のように、事業者につけられたランクによって、一律に制限されるものではありません。

PFIでの応募事業者は、民間事業者の連合体での応募となるため、各事業者が参加資格要件を満たしているかどうかの判断が必要となります。

本事業への応募参加資格要件は、募集要項で

も明示をしてありますが、設計業務では、1級建築士事務所の登録をしていること。建設業務では、今回の整備業務と同等の業務経験を有すること。維持管理業務では、今回の維持管理業務と同等の業務の経験を、5年以内に有することとしております。

ただし、本事業では、市内事業者にできるだけ参画してもらいたいとの思いから、建設業務と維持管理業務を担う応募事業者の参加資格要件として、市内事業者につきましては、同等の業務経験は問わず、公共事業への業務経験を有するものとしておりました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 資格審査の内容についてですが、優先交渉権者となった応募事業者2に関して、余りにも市長との関係が密接過ぎて問題があるのではないかと、だとか、法的な要件でひっかかるようなことはないのだろうかとか、あれこれ憶測の声、市民の中には存在します。

この点について、資格要件に抵触し、ひっかかるような点は一切なかった、そういうことでよろしいのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

参加資格審査につきましては、先ほどの答弁でお答えしましたように、募集要項で定める資格要件を募集事業者が満たしているかどうかを、粛々と審査をしておりますので、特に問題はございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） とかくこのような審査に関しては、その審査担当の人員構成について、人選が偏っているとか、どういう方面の代表が入っていないだとか、結果に対する反対意見や、

疑念をもとに、異論を唱える人がいます。

審査委員の構成や、有識者の選定はどのように行われたのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

選定委員は、今回、7名選定しましたが、本事業が学校の整備であることから、教育委員会より教育長と学校教育課長、そして実際に学校を使用される教職員の考え方も必要ではないかというところから、宿毛小学校、中学校の両校長にも入っていただきました。

また、建設の観点から、都市建設課長、PFI担当課である総務課長、そして統括的な立場として、副市長を選定をいたしたところでございます。

有識者につきましては、建築、教育、財務、法律の各分野から専門家を探す中で、今回の選定に至ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 選定委員による評価の加算点の表によれば、両者共通の900点、これは資格審査で合格した。それから、一連の審査で、まず前段の審査で合格したという意味で、900点を加えて、合計で2000点満点中、応募事業者1は1341.9点、応募事業者2は1393.1点という得点を得ていて、その差が51.2点となっているのですが、応募事業者2が大きく得点を伸ばしている要因としては、先ほど申しあげました合築校舎の諸室に関する企画設計の考え方の15.2点の差と、もう一つ、基準点110点満点中42.5に対して、92.5と、その差50.0点という圧倒的な大差をつけた地域経済の貢献度、及び人材の育成、活用の項目が目につきます。

この決定的とも思われる得点の差は、どうし

て発生しているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域経済の貢献度及び人材の育成、活用の項目でございますが、宿毛市におきまして、PFI事業を成功させるためには、地元事業者ができるだけ多く参画し、地域経済に貢献できるか。また、PFI事業のノウハウを、地元事業者にどれだけ継承できるかが、必要不可欠なものと考えております。

その観点から、この項目の配点につきましては、重点配分しております。

大差がついた理由といたしましては、応募事業者1より応募事業者2のほうが、参画する地元事業者の数が多く、PFI経験のある事業者と一緒に事業を遂行していくことで、ノウハウの継承や、スキルアップが図れるのではないかと、そのように評価されたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほども触れましたが、このような審査では、その人員構成と同時に、項目ごとの採点に関して、その基礎となる配点基準が、果たして公正なものであったのかどうかも、事後の異論のもととなります。

合計で2000点満点となり、大は110点から、50点、40点、30点、20点、10点と、項目の重要度に応じて配点されていると思われる、この基準点数、その透明性はどのように確保されていたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

評価基準の配点につきましては、宿毛市にとって、今回のPFI事業の中で、どこを重要視

するかという観点から、基準点の配分をいたしております。

この配点基準につきましては、平成30年10月9日に、募集要項等とあわせてホームページ上で公表しております。応募事業者は、この採点基準を確認した上で応募をしているため、透明性については、確保されているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 応募事業者に対しては、この配点基準は既に明示されて、市として、どの点を特に重要視しているのかということ、事前にわかるようになっていた。後出しで、片一方に有利になるような配点をしたわけではない。事前にそういうふうに、明らかになっていたということ、了解しました。

ともかくも、最終交渉権者としては、応募事業者2である山幸建設株式会社を代表とする特定目的会社SPCが選定され、事業を遂行するための仮契約が結ばれたわけですが、これからは、私の分類する第三の段階、つまり契約内容に基づいて、建設工事が実施される段階について、質問したいと思います。

その前にもう1点、先ほど来引用している審査講評の、選定委員及び有識者による専門的な視点の評価（よい点、検討が必要な点）について、触れたいと思います。

その第8ページからの指摘に従えば、応募事業者2に対する評価コメントの中で、先ほど、市長の御答弁にもありましたが、構成企業が地元企業を中心に組まれており、受託した場合の地域経済への貢献度は高いとされる一方で、事業体制が不明確であり、事業推進上の課題であるとの指摘がなされています。これは、応募事業者2に対する評価ですね。

市民が、また私自身が大きく心配する点は、

総額43億円にもなるかという大事業が、その大部分を占める建設関連事業の実施はいうまでもなく、30年間にわたって、安定した形で、継続できるだけの能力を、特定目的会社SPCは、果たしてどこまで備えているのかという点です。

受託事業体を構成している方々に対しては、まことにぶしつけ、失礼きわまりない言い方になるかとも思うのですが、この点はあくまでも一般論としてお聞き願いたいと思います。

構成メンバーの中には、長いスパンの中で経営者の代わりや、事業承継に支障を来するような事態だって起こらないとは限らない。また、このPFI事業以外の構成企業独自、個別の事業活動において、何らかの破綻や困難が生じてくる可能性がないでもない。

そして、SPCそのものに支障が生じることだって、絶対ないとは言いきれない。市はその点について、契約書を作成するに当たって、事業の実施体制の継続、安定性を確保するための配慮、ないしは担保となる条項を、どのような形で盛り込んでいるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

御質問にありました応募事業者2に対する評価コメントの後段の評価内容につきましては、今回、優先交渉権者となったグループの構成企業には、PFI事業の経験がないことから、業務遂行に当たって不安があるとの視点から、評価されたものであります。

しかしながら、審査講評資料では見えておりませんが、構成企業の下に第三者企業という実施体制がありまして、そこにPFI事業の経験を有する企業が多数含まれており、サポート、バックアップがされるといった提案でありましたので、市といたしましては、優先交渉権者決

定後に、山幸建設グループと交渉をしていく中で、PFI事業の経験を有する、この第三者企業に対して、契約時は構成企業になって、もっと主体的に、今回の事業にかかわっていただくよう要請をし、了承をいただいたところでございます。

また、契約期間30年の間に構成企業が廃業してしまい、事業そのものが継続できなくなるのではないかという点につきましては、PFI手法は契約期間中にSPCの構成企業が消滅した場合に、新たにその業務を担う事業者を、SPCの構成企業として、入れかえることが可能ですので、事業は継続されるものと考えます。

なお、万一、SPCが何らかの理由で事業実施が困難となり、契約解除となった場合には、SPCの債務不履行による契約解除として、合理的な範囲での賠償を求めることができる契約内容となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいま御答弁いただいたサポート、バックアップの第三者企業については、昨日いただいた契約書案、それときょうの新聞にも掲載されておりましたが、後日、委員会の場で、より詳しくお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、契約金額についてですが、設計費、建設費、維持管理費を中心とする契約金額の明細はどのようにになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

契約金額の内訳につきましては、消費税8%込みで企画設計費1億8,360万、建設費29億1,600万円、維持管理費7億3,008万円、プロジェクトマネジメント費4億4,928万円、金利負担分1,596万1,60

3円となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この契約が成立すれば、いよいよ基本設計、詳細設計と進んで、校舎を初めとする各種施設の建設、さらには旧校舎等の解体、グラウンドなどの整備と進むことになるのですが、まずはどのような校舎が想定されているのか。

市長は以前から、例えば5階建てでなどとお話しされていたように思うのですが、そうして、いまだに5階建ての校舎になるものと思っておられる市民の方も多数おられるようなので、実際には、どのような校舎が提案され、採用されることになっているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

以前、まちの方々からも、ぜひ高層階の校舎をという要望等もございまして、今はまたちょっと話が変わっているようでございますが、そういった話の中で、高層階の校舎をというお話をさせていただいた経過があるところでございます。

優先交渉権者から提案された合築校舎についての質問ですが、2階建てが3棟、そして4階建て1棟がつながっている、そういった校舎となっております。鉄筋コンクリートづくりで、校舎の外側、内側には、積極的に高知県産材が多用されるものとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 2階建てが3棟、そして4階建てが1棟と、高層階といっても、そういう形になるということですね。

校舎の建てかえに関しては、教育環境と震災対策の勘案、つまり低層の建物にすれば、教育環境的には好ましいが、津波に対しては不安があり、高層階の建物にすれば、津波の不安は軽減できるが、教育環境として問題がありはしないかと。あっちを立てればこっちが立たず、こっちを立てればあっちが立たずという、一種の二律背反的な側面がありました。

その点、今回の提案をどのように評価するのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長お答え申し上げます。

優先交渉権者から提案を受けた校舎の内容につきましては、基本的に、北側2棟が中学校棟、南側2棟が小学校棟となっております、そのうち4階建てとなりますのは、一番北側の棟となっております。

4階建ての棟の4階部分には、中学校の多目的ホールと、災害時に配食が可能な家庭科室が配置をされております。

小学校は、基本的に2階部分までの諸室を利用することとなりますので、児童にとりましては、低層階での教育となり、教育環境にとって、非常に好ましいものであるというふうに考えております。

中学校は、4階建ての部分がございしますが、普通教室は全て2階に配置され、通常の授業は2階で行われますので、こちらも教育環境としては、良好な環境であるというふうに考えております。

津波対策につきましては、提案内容にある4階建ての3階部分の床面高は、地盤面から8.3メートル、4階部分は12.3メートルでございます。そして、合築校舎を建設する場所のL2クラスの浸水深は、6.03メートルと予測されておりますので、4階建てであれば、最

大クラスの地震、津波が来ても、3階、4階部分はつからず、緊急避難場所としても機能し得るものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういうことで、今、御答弁いただいた基本構想に従って、今後は設計と建設が進められるわけですが、その作業は特定目的会社SPCの構成企業内部のどなたが担当されることになるのか。それとも、協力会社という形で、外部に発注されることになるのか、市として、実際の担当企業をどのように把握、認識なさっているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本事業の実施に関しまして、設計業務を担う業者は、有限会社艸建築工房及び株式会社石本建築事務所、整備開発業務を担う業者は株式会社山幸建設、荒川電工株式会社、株式会社合田工務店となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 市としての設計内容や施工内容の判定、もしくは意見はどの程度反映され、実効性をもち得ることになるのか。

先ほど、住民意見の反映として、ワークショップを開くとのお話がありましたが、その結果を含めて、市民や市の意見は反映されることになるとの判断でよろしいのでしょうか。確認の意味でお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

本事業につきましては、公表した要求水準書に合致した形の提案を応募事業者から受け、その中で優先交渉権者を決定をいたしておりますので、基本的には、市の考え方に沿った企画設計の内容が提案をされております。

今後は、優先交渉権者を決定する過程で得た、有識者や選定委員からの意見や、提案内容に対する学校現場等から出た意見を踏まえまして、よりよい教育環境をさらに形づくっていくために、契約相手方でございますSPCと企画設計も含めた事業全体の詳細について、議論を行っていくということになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういう形で意見を反映していくということで、了解しました。

次に、設計並びに工事の監理体制について、お尋ねいたします。

以前、私の所属する会派、市民クラブは、香川県まんのう町の満濃中学校建設運営を中心とする、PFI事業の政務調査を行いました。この事業、2013年3月に建物が完成したにもかかわらず、その4月にふぐあいが発生し、その問題が最終的に解決するまでには、2015年11月までかかった、そのように説明を受けました。

このような問題の本質は、事業の監理の体制にあったと、私たちはお聞きしました。

直轄の事業のなら、町自身が責任を持って工程監理、資材検収などの品質管理を行うけれども、全ては特定目的会社SPCの責任においてなされる。そのために、まんのう町は報告を受けるのみで、詳細についての監理からは外れていた。

そうした中で、担当者であるSPCの統括マネジャーと協力企業との連携にずれが生じて、結果的にふぐあいを生じさせるもとになったと、そのような説明を受けました。

このPFI事業の監理という面について、市はどのようにかかわることになっているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本事業におきましても、SPCにはプロジェクトマネジャーという統括マネジャーを置くこととなっております。

このプロジェクトマネジャーが、全業務のマネジメントを統括することとなりますが、その業務範囲には、セルフモニタリング、監視業務というものがありまして、まんのう町と同じようにプロジェクトマネジャーが、工程も含めて、各業務の実施状況の監視を行い、市に報告することとしております。

また、市としましても、このモニタリングを行うこととしておりまして、このモニタリングについては、本契約締結後にSPCとサービス基準合意書という資料の中で、各業務の水準を定めた指標を設定することとしており、この指標をもとに、適切な事業が実施されているか、モニタリングを行います。

また、双方のモニタリングを適切に行うために、市のモニタリング結果とSPCのセルフモニタリング結果を報告する監視報告会を設置することとしており、その報告会には、プロジェクトマネジャーだけではなく、協力企業や委託業者等の、実際に現場で事業を実施している者を同席させることができるようになっておりますので、連携にずれが生じるおそれは回避できるのではないかと、そのように考えております。

また、セルフモニタリングの報告を、必要に応じて、有識者にチェックをしていただくこともできる内容と、そのようにしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 契約書というのは、お互い、立場の異なる当事者同士の遵守すべき合意事項を定める形で作成されると思うのですが、立場の違いによって、合意を得たはずの基準線

の上下に、グレーゾーンというべきか、双方の思惑からくる裁量の幅が生じることとなります。

だからこそ、設定ラインを遵守させるための監理が必要になるわけですが、PFI事業では、この監理という重要な役割を、SPCそのもの自体で担当し、行うことになる。いうならば、自分の仕事を自分が監理、つまり監督し、取り締まると、そういう形になった場合、一種、性善説だけでは片がつかないケースだって生じてくるわけです。

下世話な話で恐縮ですが、要するに、やりたい放題ではないか。その点、市として、どこまで関与できるのか、最前の質問と重なることになるのかもしれませんが、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども申しましたが、本契約では、サービス基準合意書を定め、SPCがクリアしなければならない、そういった水準を設定いたします。

仮にその水準をクリアできなければ、SPCと改善のための協議を行い、それでも改善がなされなければ、サービス対価の支払いが減額されることとなりますので、SPCも責任を持って、セルフモニタリングすることになると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういう構造的なものはよくわかりましたが、この監理という作業、市の一体どの部局の、誰が携わることになるのか。極めて専門性が高く、しかも大規模な事業となる今回のPFI事業について、SPCによる報告を理解し、場合によっては、そごや誤りを見抜くだけの能力を備えた部局や人材が、市の機構の内部に存在するのか。いないとするな

ら、どのように対処するのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

モニタリング体制をどの課が実施するかという御質問ですが、本事業が学校施設であること、また建設事業であることから、現状では、学校教育課及び都市建設課がチェック機能の役割を担うこととなります。

しかしながら、これだけの規模の建設工事で、なおかつ30年という長期間にわたる事業となると、専門的な知識や、ノウハウの継承も必要となってまいりますので、担当職員にのみ負担がかかることのないよう、適切なチェック体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） さて、次に質問通告書の4、建設終了後の維持管理の段階に関して、30年間の建物の維持管理計画、特に補修や強化などの計画が、一応の目安としてでも想定されているようなら、30年先に渡ることですので、その維持管理計画について、お示し願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

維持管理業務の計画についてでございますが、契約締結後にSPCと交渉する中で、長期修繕計画が維持管理業者から提出され、毎年実施される定期点検を通して、修繕計画を見直していきます。

また、5年に1回、建物診断を実施し、その結果も修繕計画に反映していくこととしております。

あくまで企画提案段階での想定ですが、修繕業務の一例を挙げますと、10年目に屋上の防水補修や空調関係のオーバーホール、15年目

に屋根や外壁等の塗装、20年目に駐車場のライン引き直しや、給排水、空調、電気設備の取りかえ等と、5年ごとに修繕業務を集約しながら、維持管理業務を実施していく、そのような計画となっておりますが、今後どの範囲まで、維持管理業務の範囲に含めるかを協議をしていくことと、そのようになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 合築校舎や、附随する施設等の建設は、短期間で終わります。しかしながら、維持管理に関しては、30年間という長いスパンであるために、契約上の総額としては決まっていますが、必要とされる金額は、その時々施設の状況に左右され、流動的なものとなり、当初の想定とはずれが生じることになる。

市として、この維持管理に関する経費の支払いはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

維持管理業務のサービス対価の支払い方法についてでございますが、年度開始前に年次計画を提出することとしておりますので、翌年度に実施をする維持管理業務を把握できるようになっております。

その提出される年次計画をもとに、毎年度、予算を計上していくようになり、実際に計画された維持管理業務がなされれば、実績に応じまして、サービス対価を四半期ごとに支払いをしていく、そのような内容となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 維持管理費の支払方法は、そういうことであるということがわかりました。

次に、通告書の5、資金計画についてお尋ね

いたします。

今回の事業、財源はどのようになるのか。国庫等の補助金、起債分、一般財源等々の額と比率について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

事業費42億9,492万1,603円の財源内訳と比較についてでございますが、現状での概算ではございますが、国庫補助金が約4億7,100万円、起債額が約21億3,600万円、残りの約16億8,800万円が、一般財源となります。比率でいいますと、国庫補助金が全体の約11%、起債が約50%、一般財源が約39%となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そういう財源で実施されるわけですが、事業費は、いつ、どのような形で支払われるのか。実際、初期の費用として、つまり建設終了に至った前後の段階で、まとめて支払わなくてはならない額は幾らで、事業費の何%になるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

事業費42億9,492万1,603円の支払い方法についてでございますが、国庫補助金4億7,100万円と、起債借入額である21億3,600万円の合計26億700万円については、工事完了時点で一括にて支払いを行います。

また、初期の費用といたしましては、事業費総額のうち約60%を支払うこととなります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） PFIについて説明をお受けした際には、経費の削減効果、冒頭にお尋ねしましたが、と同時に、長期間の分割払い

になるために、事業費の支出が分割平準化される。つまりは、一般の家庭の例に例えるなら、高額な買い物をする際に、現金払いで一発で支払うかわりに、長期払いのローンの形を採用すれば、単位月や単位年での支出は低くなるために、家計に係るストレスが軽減される。それと同じ効果が期待できると、そのようにお聞きしました。

今回のこの事業、総額の何10%がそのような平準化の対象となり、年単位での支出額は一体幾らになるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 重複する部分ございますが、先ほど答弁させていただきましてとおり、事業費42億9,492万1,603円のうち、国庫補助金4億7,100万円と、起債借入額である21億3,600万円の合計26億700万円につきましては、一括支払いとなるため、残りの約16億8,800万円については、30年間に分割して支払いを行うこととなります。

しかし、当該年度に実施する維持管理業務に応じたサービス対価として支払いを行うため、事業年度によりまして、支払額は変動いたします。金額は変わるということでございます。

そのため、約16億8,800万円のうち、維持管理費用約7億3,000万円を除いた約9億5,800万円が平準化されると、そういった部分となりまして、平準化される部分は、総額の22.3%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 私などの、当初のPFIで受けた印象とは、現実にはかなり違いがあるなという印象があるんですけども。

市の年間の支出額には、SPCへの支払金以外に、起債の償還分が存在します。

その償還分は幾らで、このSPCへの平準化された分等を含めて、両方合わせると幾らになるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

事業費の内訳について、先ほど答弁をさせていただいたとおり、建設費の支払いに起債の借上げを行いますので、起債の償還が発生をいたします。

また、現時点では、建設時に借入れを行う21億3,600万円につきましては、据置期間を5年とし、トータル30年間の償還年数を予定しておりますので、年利率を0.4%とし、据置期間後の償還額は1年間あたり約9,200万円となります。

起債償還額9,200万円と、平準化による支払額1,642万円、そして毎年の維持管理に係るサービス対価の合計額が、今回のPFI事業における年間支出額となります。

なお、毎年の起債償還額9,200万円のうち、50%の4,600万円については、普通交付税にて措置をされるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 当市では、今後、この宿毛小中学校の整備事業に加えて、高台移転に伴う庁舎建設の事業、さらには咸陽、中央両保育園の統合保育園の建設等々、さまざまな大規模事業の計画が、メジロ押しの状態です。

さらには、今回、対象となっていない市内の各小中学校の建てかえ問題も浮上してくることでしょう。

そこで懸念されることは、財政運営管理計画の上で、相当な影響が出ることになるのではないかとことです。

平成29年度決算では、13.6%、中平市

長が就任なされた後は、13%台で推移してきた実質公債費比率、つまりは、市の財政上に占める借金の割合は、今後どの程度上昇することになるのか。次々と大型の事業が計画されているけれども、ひょっとしたら夕張の二の舞になるのではないかと、心配する声もあります。

今後の見込みについてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、財政シミュレーションでは、宿毛小中学校建設事業や、庁舎建設事業、そして統合保育園建設事業など、平成30年度から平成35年度までに実施される見込みの普通建設事業費を算入しているところでございます。

今後の公債費についてですが、今回のPFI事業による宿毛小中学校建設に当たり、21億3,600万円を借り入れしたと仮定します。その上で、今後5年間に予定される普通建設事業を落とし込んだ財政シミュレーションを見ましても、1年間当たりの公債費は、最小で10億3,700万円、最大でも12億3,100万円と、平成30年度の公債費12億4,500万円と比べても、減少する見込みでございます。

そのため、実質公債費比率につきましても、標準財政規模等の推移により、少なからず変動があるとは思われますが、今後控える大型建設事業について、実施年度等を精査し、公債費の抑制を行うことで、引き続き、健全な財政運営に取り組んでいけると、そのように考えているところでございまして、その推移については、シミュレーションのほうで示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまで、PFI事業

の主要と思われる部分について、質問いたしました。

このほかにも、自主提案事業というか、独立採算事業の検討も必要となると思うのですが、契約書案では、協議の上、決定となっておりますので、ここでは質問いたしません。

そのことを含めて、御答弁いただいた各事項の詳細の検討は、これからの委員会で契約書等の関係書類と照合しながら行うことになるとしても、高知県内でも前例のない事業を展開するために、暗中模索、五里霧中ともいう中で、この段階にまでこぎつけた担当の職員並びに関係者の皆さんの御努力を高く評価する一方で、市長の今回示された、議会や市民への対応には、大きな疑問を禁じ得ないものがあります。

最後に、市長の政治姿勢について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛小中学校の合築校舎を建設するに当たり、宿毛市初となるPFI手法を採用したことに対し、拙速である、説明が足りないといった御批判を受けているということだというふうに思います。

PFIという手法は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法として誕生し、日本でも平成11年にPFI法が制定され、行政が抱える施設建設課題の解決策の一つとして、注目をされることとなったものでございます。

よく、皆様も耳にしたというふうに思います。

国も、このPFI手法を推奨し、全国的にはこの手法を取り入れて、施設建設に取り組む市町村がどんどんふえてきておりまして、宿毛市といたしましても、有効な手法であると判断を

し、そして採用したものでございます。

また、宿毛小学校の建設に当たりましては、10年来議論をされ続けまして、建設場所が最終的に現在地になった案件であります。

また、宿毛小中合築につきましても、平成28年より検討をし、協議をしてきたものでございますし、先ほどの答弁の中でも申しましたように、平成29年度より、PFI手法導入に関しましても、これまで説明をしてきた、そういったつもりでございます。

宿毛小学校、中学校の児童生徒には、一日でも早く、安全で快適な校舎で勉強してもらいたいと、そのように考えてきました。

宿毛小学校建設につきましても、議論する時間がな過ぎたというよりは、時間をかけ過ぎてきたのではないかと、そのように感じているところでございます。

平成33年4月開校を実現するためには、本議会で議決をいただくことがタイムリミットだという強い思いで、本契約議案を提案をさせていただいたことを、ぜひ御理解をしていただきたいというふうに思います。

この10年間の議論の中で、私も市議会議員として携わってこさせていただきました。そういった形の中で、紆余曲折あった案件でございますが、何よりも校舎を使うのは子供たちです。子供たちのために、どのような校舎が必要なのか、それを第一に考えて進めてきたつもりでございます。当然、その中で、皆さん方の意見も、できる限り反映をしてきた建物になっているというふうに自負をしているところでございます。

これからさらに交渉を進める中で、よりよいものにしながら、そして皆様方の意見をさらに取り入れながら、すばらしい小中学校を建設していきたいと、そのように決意をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） きのう契約書のコピーをいただいたばかりです。条文の逐一について、目を通すだけの時間もあつたものではありません。先ほど申し上げましたとおり、今回の御答弁の契約書とのつき合わせ、確認の作業は、委員会の場で行うことになろうかと思うのですが、去る9月議会での小深浦高台への市役所庁舎移転議決についてもしかり、タイムリミットを理由に、議会での審議時間を制限するかのとき市長の姿勢は、先ほどの御答弁で、議論する時間がな過ぎたのではなく、時間をかけ過ぎたのだと、そういうふうにおっしゃられましたけれども、時間の密度に対する認識を誤っている上に、これは議会軽視でしかないということをお指摘して、私の一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時47分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

今回は、5項目7点についてをお伺いいたします。

まず、1項目め、虐待・いじめの現状の取り組みについてをお伺いいたします。

昨年の6月の定例会において、この件を質問いたしました。その後も、虐待という文字が新聞の紙面から消える日はありません。

結愛ちゃん、5歳、心愛ちゃん、10歳。ともにいとおいという「愛」の文字を使い、幸

せを祈り、名づけたであろうと思います。そのことを思えば、救えなかった大切な命を、私たち大人は自覚しなければいけないと思います。

1 番目に、宿毛市の取り組みについてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

近年、重大な社会問題となっております児童虐待は、年々、深刻化してきているように感じているところでございます。

死亡事件としまして、昨年、東京で起こった5歳児の女の子の虐待死亡事件、また年明けの千葉県での小学4年生の女の子の虐待死亡事件等、ここ近年、虐待に関する痛ましい事件やニュースを、目や耳にしない日はありません。

現在、国も急ピッチで虐待対応の法整備に着手しているところでありまして、それを受け、県、市、町村も取り組みの強化を図っているところでございます。

昨年の6月議会で、高倉議員より同様の質問を受け、答弁させていただきましたが、当市におけるその後の取り組みの中で、強化した点について、お答えいたします。

当市におきまして、妊娠期から支援が必要な家庭への切れ目のない支援を継続していくために、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協が中心となりまして、各関係機関と連携しながら、進行・管理をしているところでございます。

この要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議、定例支援会議等が定期的開催されており、それぞれの会議で情報共有し、支援策の検討や評価を実施しております。

取組強化の一つとして、今年度からこの実務者会議に、宿毛市医師会長の推薦を受けた小児科医師が参加することとなりました。これによ

り、医療機関とも情報共有ができ、必要時に支援の協力要請ができるようになっております。

特に、緊急度や危険性の高い家庭に対しては、個別ケース会議を随時実施することで、児童相談所だけでなく、警察とも情報共有し、連携して対応することができるようになっております。

また、平成31年度の行政方針でも表明しましたが、児童虐待防止対策として、妊娠期から子育て期までを通じた保健、福祉、教育等における連携体制の構築を図ることを目的に、児童虐待防止対策コーディネーターを配置し、地域での見守り体制の構築を図ってまいります。

このような強化策を講じることにより、支援機関としての各担当の役割が明確となり、要対協を中心として、密に連携することで、虐待だけでなく、その入り口となる子育てのしづらさや生きづらさを抱える家庭の支援が継続され、常に子供の命を守るという視点に立ち、横断的に支援体制の強化に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、大変うれしいお答えをいただき、心強く思います。

小児科医の先生にかかわっていただけるのはありがたいですね。

児童虐待防止コーディネーターの設置や、また本人だけでなく、家庭、家族、丸ごと見守っていただく、横断的な支援対象の強化は、まさに社会全体が責任を持って、大切な命を守ることとなりますね。

今回の件で、教育委員会の失態も報道されました。

2番目に、同様の内容について、教育現場においての現状、対策を、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の

一般質問にお答え申し上げます。

教育現場におけるいじめ、虐待への対策について、御質問いただきました。

教育現場におきましては、虐待やいじめに気づくために、日ごろから教室の内外を問わず、それぞれの児童生徒に対し、アンテナを高くし、目配り、気配りするなど、子供たちの変化を見逃すことなく、的確な対応を心がけております。

また、児童生徒理解に努めるとともに、生徒指導の充実を図る中で、全ての児童生徒が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送ることができるように取り組んでおります。

さらに、各学校におきましては、Q-Uという、新しい学校生活を送るためのアンケート、このアンケート調査を年に2回実施いたしておりまして、アンケート結果を分析しながら、学級運営、学校運営に反映をさせているところでございます。

そのほかにも、虐待やいじめ対応に限ったことではございませんけれども、スクールカウンセラーや不登校支援員、スクールソーシャルワーカー等も配置をいたしまして、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように、支援を行っているところでございます。

また、近年は携帯電話等によるトラブルも多く聞かれており、学校現場では、目に見えにくい状況もございますけれども、青少年育成センターが各学校と連携する中で、情報モラル教育を開催したり、平成29年度には、各中学校の生徒会が一堂に会しまして開催をした、宿毛きびなごフォーラムにおきまして、携帯電話、スマートフォンについて、生徒みずからが考えた「宿っ子ネットに関する7カ条」という、子供たちみずからがそういうルールをつくっていただき、問題を未然に防ぐ取り組みも行っているところでございます。

いじめ・虐待の問題に適切に対応、対処する

ためには、いかに迅速に対応することができるかが、最も重要であるというふうに考えております。

そうした迅速な子供への対応や、情報収集等を行うことが、虐待やいじめの悪化を阻止し、早期の解決に結びつけることができるものと考えておりますので、今後も各学校と教育委員会とが相互の関係を密にしつつ、状況に応じては、福祉事務所や児童相談所とも連携をしながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市長からもありましたが、国がいろいろ対策をやっているようですが、「親の懲戒権 5年後見直し」という記事が、3月6日に載っておりました。ちょっと時間かかり過ぎると思いますよね、この非常事態に。

ぜひ教育現場から、また福祉の現場からも、声を上げていただいて、早い段階での対応をお願いしたいと思います。

幼児が2,900人、安全確認できず。虐待を含め、143名。高知新聞3月1日の報道であります。

年齢や、就学以前、以後にかかわらず、多数の皆様が情報を共有して、命を守る対応をおとりくださることが大事と、変わらぬ取り組みをお願い申し上げます。

助かる命を助ける、大人の責任でございます。

続きまして、2項目め、お魚しゃぶしゃぶの現状と今後についてをお伺いいたします。

いろいろイベントを含めまして、実行しましても、必ずよい結果が、成果が得られるかといえば、それは首をかしげることもあろうと思います。

1年、2年で大成功とは、無理でもありまし

よう。ただ、多額の予算を投入した以上、よしあしも含め、検証は必要です。現状と今後をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市におきましては、食による観光PRや、情報発信につながる取り組みといたしまして、宿毛の魚おもてなしプロジェクトを立ち上げ、宿毛市が全国に誇る宿毛湾の魚で観光客の皆さんをおもてなしをするための受け入れ態勢の構築に取り組んでいるところでございます。

京都の老舗料亭「菊乃井」の堀 知佐子氏監修のもと、新たなご当地グルメといたしまして、開発した宿毛のお魚しゃぶしゃぶは、全国的にも珍しい、すき焼きのわりしたでしゃぶしゃぶにするなど、ほかでは取り入れていないメニューになっております。

しかしながら、食べていただいた方には、おいしいと好評をいただいているものの、御当地グルメとしては、まだまだ認知されていないところもございまして、引き続き、市内飲食店の方々と意見を出し合いながら、PRに取り組んでまいります。

キャンペーンの「志国高知 幕末維新博」に引き続き、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の効果により、多くの県外観光客が高知県を訪れていますので、本市では、そういった方々に足を運んでいただけるよう、特色ある御当地グルメとして、引き続きPRをしてまいります。

また、今年度の新たな取り組みといたしましては、市内飲食店の方から、ぬたを使ってグルメ開発ができないかとの提案があり、お魚しゃぶしゃぶと並行して、商品化に向けた取り組みを行いました。

そういった中、高知県が行う幕末維新博の事業の一環で、EXILEなどが所属する芸能プ

ロダクションLDHジャパンのロケを誘致することができまして、動画配信サービスLDH TVの撮影を、まちの駅 林邸や、宿毛中学校などで行いました。

その番組には、宿毛青年会議所や、宿毛中学校、宿毛はし拳友の会の皆さんが出演させていただいております。

番組の中で、三代目 J Soul Brothers 山下健二郎さんの考案で、ぬたをベースにしたバーニャカウダソースをつくったことをきっかけに、市内飲食店の皆さんと、商品開発に向けて取り組むこととなりました。

ぬたは御承知のとおり、どこの御家庭でも、昔から食べられていて、宿毛市民にとっては、なじみがある調味料でございまして、グレやブリのお刺身はもちろんですが、サラダやお肉につけてもおいしくいただけると思っているところでございます。

また、LDH TVに関連グッズの提供や、PRの御協力をいただき、2月15日から、ぬたバーニャカウダキャンペーンと題して、市内8店舗において、スタンプラリーを開催しておりますので、お魚しゃぶしゃぶとあわせて、市民を初め、観光客の皆さんに食べていただきたいとも考えているところでございます。

宿毛の魚おもてなしプロジェクトにつきましては、ポスト維新博として、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」が開催される中、この2年間の経験を生かし、開発した御当地グルメが、県内外の方々に、広く宿毛市を連想させる、そのようなキーワードの一つとなるよう、引き続き取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、ぬたという点があったんですね。これ、新聞でも見ましたし、

担当課の方からもいただきました。

余り普通過ぎて、ぬたのことまでは考えなかった私の未熟さがあったと思います。にんにく風味とか、自家製のみそとか、それぞれ特徴が出せると思いますので。

関連して再質問をいたします。

以前、別の議員の方が、サンフランシスコのフィッシャーマンズワープのことを、市長にお尋ねになったことがありました。その後、検討なされましたでしょうか。

海鮮レストランとか、私は、市長、やりませんかというほうの派なんですけれども、宿毛産の野菜と魚、中平市長独自分野だと思えますが、準備に若干、時間はかかると思いますが、お試しやイベントなら、小さくても、ことしても十分できると思います。

午前中の山本議員のお答えの中に、ボートフィッシングですか、釣った魚を料理してくださるお店とありました。釣った魚をその場で料理して食べられる。自分でさばいて、焼いて食べる。産業祭とはまた別の視点の、宿毛版のお客です。

やりますと、即答はちょっと無理と承知しておりますが、ご一考の余地は、十分にあると思います。検討されましたかどうか、お返事いただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

フィッシャーマンズワープにつきましては、道の駅サニーサイドパークでそのようなものがないのか、検討してまいりたいというお話をさせていただきました。

高倉議員の今おっしゃるのは、何かイベント等でお魚を使って、そういうものしたらどうかということでございますので、それはそれで、また並行して検討をしてまいりたい、そのよう

に考えているところでございます。

なお、道の駅すくもに関しましては、意見交換会の開催を、昨年末から2回させていただいております。そして、今月中にもう1回、3回目をさせていただいて、ある一定、方向性を決めていきたいということで、話をさせていただいているところでございまして、この検討会の中でも、フィッシャーマンズワープについて、検討をしていただけているものだというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 関連とはいえ、突然失礼いたしました。通告していないような再質問でしたので、失礼いたしました。

3項目めに入ります。

オランダとのホストタウンに係る交流事業についてをお伺いいたします。

来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向け、もっとオランダとの交流事業の情報を、広報等でPRし、ホストタウンの市としての、市民の機運を盛り上げていくべきでないか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

オランダとのホストタウン交流事業等に関する質問でございます。

本市は、高知県とともにオランダのホストタウンとして、平成29年7月に登録されて以来、さまざまな分野におきまして、オランダとの交流事業を行っているところでございます。

まず、平成29年11月21日から12月2日まで、オランダ自転車女子ナショナルチームが、本市を中心として、トレーニング合宿を行いました。

合宿の期間中には、宿毛サイクルフェスティ

バルや、選手との交流会も開催し、フェスティバル当日には、高倉議員にも御協力をいただいたところでございます。

翌年の平成30年には、異文化交流事業といたしまして、日本語スピーチコンテストで、よさこい大賞を受賞されたオランダ出身のビショップさんとデリシアさんが、それぞれ宿毛高校と片島中学校で、生徒の皆さんと交流を持つことができました。

中でも、ビショップさんにつきましては、文教センターで開催した異文化交流の講演会におきまして、「オランダから見た日本」をテーマに、講演もしていただきました。

本講演会では、地元の農業関係者や、旅行会社の方から見たオランダの魅力についての話もあり、お互いの文化や産業等を知るための、そういったきっかけの場となったというふうに感じております。

また、同年3月に開催されましたサイクルイベントの、第6回四万十・足摺無限大チャレンジライドには、元オランダチャンピオンのイリス・スラッペンデルさんに参加をしていただき、イベントに参加された方との交流会というのも行ったところでございます。

さらに、同年11月の第2回宿毛サイクルフェスティバルでは、会場となりました総合運動公園に、オランダとの交流をPRするためのブースを設けるとともに、オランダのナショナルカラーでもありますオレンジを基調とした横断幕やのぼりを設置するなど、オランダのPRに取り組んできたところでございます。

そして、平成31年でございますが、昨年に引き続き、先日3月9日から10日にかけて開催された第7回の四万十・足摺無限大チャレンジライドに、イリスさんに加え、元オランダ自転車女子ナショナルチーム監督で、現在のオランダ自転車協会CEO、トップを務めておられ

ますトワールド・フェイネベルグさんにも参加をしていただき、地元との交流も深めさせていただきました。

この日は、2日目が雨ということもありまして、出走については、しっかりとした台数の把握はできていないところではございますが、エントリー台数といたしまして、2日間で延べ580人を超える方々に参加をしていただいているところでございます。

地元との交流の中で、特にイリスさんにつきましては、イベントの4日前に宿毛に入っただきまして、片島中学校や咸陽小学校、そして松田川小学校の生徒児童の皆さんとの交流を初め、書道や、イチゴ狩りも体験をしていただいたところでございます。

今後も、こうした取り組みを継続する中で、ホストタウンとして、オランダとの交流を深めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、高倉議員から、交流事業等の情報について、広報誌を通じ、市民にももっとPRすべきではないかということもいただいておりますが、本市では、これまで広報誌にオランダ自転車女子ナショナルチームの近況についての情報を掲載した経緯がありますが、情報発信の一層の充実を図るため、今年3月号から、ホストタウン交流事業等の情報を、毎月紹介していくスペースを設けました。

3月号には、先ほど触れました第7回四万十・足摺無限大チャレンジライドに、ゲストライダーとして、イリスさんとフェイネベルグさんが参加されたことや、山奈小学校でオランダ出身の方を招いて行われた異文化交流事業等についての情報を掲載しておりますので、ぜひ多くの方にごらんいただければと、そのように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、東京2020オリ

ンピック・パラリンピック競技大会を、市民の皆様とともに盛り上げていくため、今後、広報誌はもとより、ホームページやフェイスブック等も活用しながら、ホストタウン交流事業等、広く情報発信し、機運の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

このホストタウン事業、当然、宿毛市とオランダとの交流ということが一番の目標といたしますか、目的でございますが、こういった事業を通じて、全国に宿毛市というものをしっかりとPR、発信していけているものだというふうに確信をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、お伺いすると、実際にはいろいろなされているんですね。私の情報収集が少なかったかもしれませんが、多分、市民の皆さんにも浸透してない点もあったと思います。

3月10日は雨の中も実行されていましてね。私は、黒川の桜の土手のところを疾走する方に、車の中からですが、窓をあけて手を振って。手を振っている段階でも、びしょびしょになるくらいの雨の中を、疾走されておいでました。

3月9日の高知新聞に、「オランダや自転車競技を学ぶ」と題しての記事が載っておりました。この記事だったと思います。

一流の方に出会う、触れ合うことによって、仮にオランダ語は話せなくても、英語で通じますよね。今後の英語教育の意味合いも、随分違ってくると思います。児童生徒さんに、多くの機会を与えてほしいと思います。

オランダ語の「ありがとう」とか、「こんにちは」というのも楽しみにしておりますので、記事の内容、随分期待して、楽しみにしております。

もう一つ、広報の点で、御報告というのもち

よっとおかしいですが。

表紙が、何月号の文字が、私はもう老眼ですので、老眼をかけないとちょっと見にくいということ、市役所の入口のアンケートに書きました。

ほかの方と話しているときも、以前の字がすごく大きかったので、今、ちょっと見にくいねというのを、アンケートの中に、要望として書きました。早速、見やすい大きさに変更されていきました。

多分、市長はそのことはお気づきだと思いますが、担当の方が、しっかり心配りしていただいたことを、この場で報告したいなと思って。

広報の記事、楽しみにしております。

4項目めに入ります。

環境問題についてをお伺いいたします。

新設の大型加工場が完成するとお伺いしております。

別の市の話ですが、加工場がありまして、発生する臭気が風向きにより、家の窓をあけていられない状態があると聞いております。

また、汚水処理のことなど、万全な対策はとられているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません、反問という形か、お聞かせを願いたいということで。

加工場といってもいろいろありますので、こういったところで、そのにおいとかというのを、どういう施設でそういうふう感じられるかというのを、少しお聞かせ願えたら答弁できると思うんですが。

ざくっと加工場といってもいろいろなものがあるので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 余り具体的に言うと悪いかと思って言わなかったんですが。

私は、土佐清水市下ノ加江の生まれです。節

工場の、通称、浜というんですけれども、浜へ行きましたら、カツオブシの蒸したにおいとか、そういうのがすごくあります。

今度、坂ノ下ですか、あそこに大きな、お魚を扱う加工場ができると聞いております。

1番は、土佐清水の、これも言っているんですかね、めじかの里のところに大きな加工場がありますね。あその臭気が、風向きによっては民家に届くということを聞いておりますので、私の幼児体験も含め、今度できる加工場が周りの方にそういう失礼がないかどうかということで、ちょっと気になりましたので。

まだ開設前で失礼かなと思ったんですけれども、転ばぬ先のつえで、老婆心からお伺いいたしました。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

済みません、丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

高倉議員も、下ノ加江の生まれで、カツオブシの工場というんですかね、あれね。メジカブシとか、そういったのを経験されたということでございますが。

私、実家がメジカブシをつくっていましたので、あのおいにはよくわかっているところでございます。

そういったことも含めて、今の施設はかなり違うとは思いますが、そういったのも踏まえて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

宿毛市坂ノ下に建設中の水産加工施設につきましては、株式会社高知道水が、マグロやマダイなどの海外輸出にも対応可能な、衛生管理基準を満たす加工施設といたしまして、本年3月中の完成に向け、現在も建設工事が続けられているところでございます。

事業内容といたしましては、養殖マグロやブリ、マダイのフィレ加工を行い、商品の一部は海外に輸出する計画となっているところでございます。

あわせて、冷蔵施設も完備をしております。

また、宿毛湾中央市場に水揚げされるイワシやサバを活用した養殖用えさ加工も行う計画となっております。現在、創業開始に向け、既に17名を新規雇用しております。地元雇用にもつながっております。

高倉議員の言われる魚のにおいや工場排水に関してですが、例えば、メジカ加工とは作業工程が大幅に違うことから、魚のにおい自体が、メジカ加工ほど発生しない、そういったことに加えまして、施設外で原魚が外気に触れない、空気に触れない、においの発生を極力抑えるなど、衛生管理のほうに配慮した、そういった施設となっているところでございます。

施設内で使用した水、こちらについても、浄化槽で処理をして、出すことになっておりまして、悪臭の発生は抑えられるものというふうに考えていて、そういった心配は、まずないというふうに、私たちは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 御丁寧にありがとうございます。

安心しました。

もう雇用も17名ですか、何かうれしいですね、そういうことを聞きましたら。

続きまして、5項目めに入ります。

平成30年7月豪雨災害に関して、お伺いたします。

まず、被害を受けた市内の道路、河川及び農地、農林施設などの復旧についての進捗状況をお伺いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成30年7月豪雨や、台風災害に伴う各施設の復旧については、平成30年12月末で、国の災害査定が完了いたしまして、河川や市道等の公共土木施設は145件、約24億8,000万円、農地・農業用施設で37件、約3億9,000万円。林業施設で3件、約2,000万円、全体といたしまして185件、復旧事業費といたしまして、約28億9,000万円の査定結果となっております。復旧には多額の費用を要することとなっているところでございます。

現在までの復旧工事につきましては、発災直後より、応急工事として河川に埋塞した土砂の撤去や、大島や池島の大規模な道路のり面崩壊箇所の崩土撤去等を行ってまいりました。

本格的な復旧に向けた工事の発注については、1月下旬より、緊急度の高い箇所から、順次、入札を進めまして、公共土木施設は47件、農地農業用施設は11件、林業用施設は2件、全体として60件の復旧工事を発注しており、完了したものも含めまして、約32%の進捗率となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番。3月8日のことです。野地とか高石の方面を見てまいりました。田んぼや河床に重機が入っておりまして、農道も新しくなっております。まだまだのところもあります。

大島のボランティアに入りました、床下の泥出しをしました家屋には、私が確認した時点では、まだ入居の気配がなかったです。

再質問いたします。

今後の見通しについてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今後の災害復旧事業の見通しにつきましては、本年3月中に、被害の大きかった宇須々木川や、志沢尾川、市道池島志沢尾線などの公共土木施設の復旧工事を20件、宇須々木地区の農地等、被害が甚大だった西地区を中心に、農地・農業用施設で7件、林業施設で1件、全体として28件の復旧工事の入札を予定しております。

今年度に発注できなかった工事につきましては、来年度4月より、順次、発注を行い、1日でも早い復旧を目指してまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いをいたしたいと思っております。

今後、入札により工事請負業者が決まり次第、工事の着手時期や工事内容につきまして、地区長や関係者等への周知を行ってまいります。

また、入札手続等の関係上、工事着手のおくれが想定される箇所についても、復旧までの予定などを関係者の方々に説明をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

もしも工事がまだ手つかずの状況で心配だという方がおられましたら、ぜひ担当課のほうに一度御連絡をいただければ、しっかりと御説明をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） とにかく本当、大変でした。そして、今なおその状態の方がいらっしゃるといことも事実ですので、ボランティアセンターがしまった後も、市の職員さんは、休日返上でボランティアに出たとも伺っております。

宿毛市民は一家です。宿毛家として、力を合わせていきませんと、災難にも虐待防止にも、太刀打ちできません。市長以下頑張っ、皆で頑張っまいりましよう。

質問は以上ですが、ひとつ市長に個人情報をお尋ねいたします。

先日、ある方に、あんたの間、テレビで見たけど、市長さんってすごい痩せたことないと聞かれました。

市長は、定刻に出勤しなくても、定刻に帰れんことがあるからね。会議もあるし、出張もあるし。

それで、そのテレビ、いつだったと聞きました。そしたら、宿毛フェリーのときよという返事がありまして、多分、2月26日にカメラが入っておいりましたので、そのときのことかなと思って。

市長さんはたしか、龍馬マラソン、42.195を走っていたと聞いたので、あれから10日もたっていないし、お疲れも残っていたのではないのでしょうかねって。済みません、それは全く、私の憶測で返事をしました。

ただ、御心配をいただいた市民の方に、市長より直接、そのことをお話いただければいいかなと思って。

イレギュラーで済みませんが。

**○議長（岡崎利久君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** お答えをさせていただきます。

通告が1問漏れているんじゃないかなということがありましたので。それを確認していただきながら、話を聞いていただければと思います。

実は、あの日、ほかの方からも御連絡をいただきまして、多分、テレビって痩せて映るんですかね、非常に痩せたねというお話をいただいた案件もございました。

マラソンを走らせていただきました。いたって元気でございますので、御心配をしていただいた方に、感謝いたすとともに、心配なさらなくても大丈夫だということをお伝えいただければと思います。

以上でございます。

**○議長（岡崎利久君）** 6番高倉真弓君。

**○6番（高倉真弓君）** 大変失礼しました。

3時半には終わりますって、通告をしておりましたので、ちょっと見誤っておりました。大変失礼しました。

2番目に、被災された方への支援内容について、具体的な内容と周知方法、今後の課題があれば、お伺いをいたします。

**○議長（岡崎利久君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** お答えをさせていただきます。

被災した方々への具体的な支援内容について、お答えをいたします。

今回の豪雨災害が災害救助法、被害者生活再建支援法の適用を受けましたので、両法の支援を含めまして、本日までにさまざまな支援を行ってまいりました。

主なものといたしましては、住居、その周辺に運ばれた土砂、竹木等の除去を56世帯、撤去工事費、計約3,500万円で実施したほか、住宅に全壊及び半壊の被害があった7世帯の支援金申請に係る事務も行っております。

そして、申請された全7世帯に計975万円の支給が決定いたしましたところでございます。

また、住宅の取り壊し撤去につきましても、市が実施主体となりまして、7世帯、計約2,200万円で実施をしております。

そのほか、市税等の減免、被服や寝具、学用品の支給も行いました。

災害見舞金につきましては、高知県見舞金として、計約6,300万円を528件、527世帯に、そして9月から12月に配付をさせていただきました。

宿毛市見舞金につきましても、計約400万円を530件、529世帯に、今月中に配付する予定となっているところでございます。

全国の、本当に皆様方から温かいお見舞いを頂戴いたしましたことを、この場をかりて心から、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っています。

また、温かいお言葉、そしていろいろな支援をいただいたこと、重ねてお礼を申し上げます。

るる申し上げました支援内容につきましては、広報誌、ホームページ、フェイスブック等によりまして周知を行いました。また、災害廃棄物の撤去や、ボランティアの受け入れ、派遣につきましては、各地区長及び社会福祉協議会の御協力のもと、できるだけ円滑に行えるよう努めてきたところでございます。

7月豪雨災害は、過去に例のない、そういった大災害でありまして、まだ復興の途上であるところでございます。本当に先ほども申しましたが、まだまだ災害のつめ跡が、そのままに残っているんじゃないかという御批判も、非常に受けているところでございますが、行政として支援を行う場合、前提となる被害状況を正確に把握しておくことが、最も大切であると考えておりますので、今後の災害に備えて、初動調査をもとに、一層迅速に行える、そういった体制をつくってまいりたい、そのように考えているところでございます。

一方で、行政のマンパワーにも限りがあることも事実でございますので、より円滑に支援制度を実施できるように、被害状況の撮影、家の中とかになるかとは思いますが、そういった撮影など、市民の皆様のお協力につきましても、あわせてお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今回の大きな災害によって、いろいろなことを経験、そして学ばさせていただきました。しっかりと、宿毛市としましても、体制づくりを強化いたしまして、対応ができるような体制、そして現在の復旧復興を全力で取り組んでまい

りたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） ありがとうございます。一番、最後に聞いておきたいところが抜けておりまして、大変失礼いたしました。

笑い声で質問を終わらせていただけると、感謝申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時28分 延会

陳 情 文 書 表

平成31年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第16号	平成 31. 3. 4	街区の浸水・防水対策と「与市明川の抜本的改修」による、与市明川沿線の浸水防止を求める意見書	住みやすい宿毛をつくる会 会長 田村 進一	産業厚生
第17号	平成 31. 3. 4	宿毛小中学校改築に関して慎重審議を求める陳情	住みやすい宿毛をつくる会 会長 田村 進一	総務文教
第18号	平成 31. 3. 6	宿毛小・中学校建設計画に伴う学校統合と今後の宿毛市小中学校再編について	宿毛市小中学校PTA連合会 会長 岡井 治 松田川小学校PTA 会長 北本 聡 宿毛小学校PTA 会長 澤田 雄一 宿毛中学校PTA 会長 柴岡 宏行	総務文教
第19号	平成 31. 3. 8	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択のお願い	宿毛市精神障がい者若草の会 会長 川村 喜子	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成31年3月12日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成31年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成31年3月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第30号 訂正の件

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第30号 訂正の件

-----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉子 君

-----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市長兼 税務課長事務取扱	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君

危機管理課長	岩	本	敬	二	君
市民課長	山	岡	敏	樹	君
税務課長補佐	田	村	泰	生	君
会計管理者兼 会計課長	佐	藤	恵	介	君
健康推進課長	和	田	克	哉	君
長寿政策課長	桑	原		一	君
環境課長	岡	本		武	君
人権推進課長	沢	田	美	保	君
産業振興課長	谷	本	和	哉	君
商工観光課長	上	村	秀	生	君
土木課長	中	町	真	二	君
都市建設課長	小	島	裕	史	君
福祉事務所長	河	原	志加子		君
水道課長	川	島	義	之	君
教育長	出	口	君	男	君
教育次長兼 学校教育課長	中	山	佳	久	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠	目	健	一	君
学校給食 センター所長	山	戸	達	朗	君
農業委員会 事務局長	岩	田	明	仁	君
選挙管理委員会 事務局長	児	島	厚	臣	君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。11番、松浦でございます。

私たち議員の任期最後の定例会となります。私は、これまでも市民の皆さんから届く生の声を受けて、一般質問をしてきましたが、今回もそうした市民の皆さんから届けられる声を受けて、2点ほど質問をいたしたいと思います。

その内容は、防災対策に関する避難タワーの建設問題と、宿毛市の水産振興に関する養殖漁業問題であります。

それでは、通告いたしております問題について、市長に対して一般質問を行います。

まず、初めは、防災対策についてであります。

近い将来、必ず発生するという南海トラフの大地震対策について、市民の命と財産を守る、一人でも多くの犠牲者を出さないという強い思いから、本市でも各種の対策が講じられております。

そのことについては、一定、評価をするところでもあります。しかし、まだまだ対策を講じなければならない課題があるのではないのでしょうか。

最近、東北地方の一部では、30年以内に約90%の確率で、マグニチュード7から7.5の大地震が起ると予想されているとの報道がありました。いつ起こるかもわからないのが大地震であり、そのことによる津波の発生であります。

その対策の一つとして考えられるのが、避難タワーの建設ではないのでしょうか。

お隣の四万十市では、海岸の近くの場所に3基設置されておりますが、残念ながら、宿毛市では1基も設置されていません。宿毛市も、宿毛湾に面した地区に、多くの市民が生活をされていることを考えると、早急に、1基でも多く建設をする必要があるのではないかと考えます。

先日、新田地区の方から、避難タワーの建設を強く希望しているとお話をお聞きいたしました。毎年開催されている地区長連合会との市政懇談会でも、地元の地区長さんから、このことについて強く要望がなされているとお聞きいたします。

御案内のとおり、新田地区は海岸に面しており、海拔は約2メートルと大変低く、しかも、これといった高台もないのであります。そして新田地区は、地震発生から約20分くらいで津波が到来すると予想されております。新田地区の避難先として考えられるのは、四季の丘ではないのでしょうか。到底、この時間で四季の丘まで避難することは無理ではないのでしょうか。

そのために、付近の方々は、日々不安になっておるとのことです。付近の住民の不安をなくするためにも、避難施設としての避難タワーの建設を強く要望しているのであります。

先ほど申し上げましたように、一人でも多くの犠牲者を出さないためにも、早急に避難タワーを建設すべきではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

新田地区における津波からの避難場所は、四季の丘地区などがありまして、また、津波避難ビルとしましては、ホテルマツヤや、ホテルアバン宿毛、宿毛市総合社会福祉センターなどもあります。

また、新田地区においては、避難行動が困難となる浸水深30センチの津波が、最短20分から30分で到達をすることが想定をされておりますが、各指定避難場所へは、津波到達時間内に避難できる想定となっております。従来から新たな津波避難タワーの建設は考えていないこととしておりました。

議員も御承知のように、前政権のもと、避難タワーを建てずに、既存の建物を利用してということで進めてきたのが本市であります。

そのような中で、平成27年度から3年間かけて、市内沿岸部を県や市の職員、そして地元自主防災会の方で、実際に避難路を点検しながら歩く、そういった避難路、現地点検を行ってまいりました。

平成24年に、津波避難に特化した計画である宿毛市津波避難計画を策定していますが、今後、先ほど説明しました避難路現地点検の結果などを踏まえまして、指定避難場所や津波避難ビルの配置などを再検討いたしまして、宿毛市津波避難計画を改定することを検討しているところでございます。

このことから、新田地区における津波避難タワーの整備について、宿毛市津波避難計画の見直しを行う中で、必要性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

何分、有利な補助金等がどんどんなくなってきているところでございます。限られた予算、そして財政的な面も見ながら、またスピーディーに物事を運んでいかないということございまして、議員の皆様方のさらなる御協力のほどを、よろしくお願いをしなければならない状況になっているというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、この問題につ

いて、市有地の有効活用との観点からお伺いをいたします。

先日の高知新聞によりますと、現在、新田地区にあります高知県幡多土木事務所宿毛事務所も、宿毛市役所が移転先としている高台に移転を計画しているようであります。

しかし、幸いなことに、新田地区には面積にして約2,200平方メートルの市有地があります。しかし、その活用方法であります。現在では、土木事務所の職員の駐車場として、その一部が利用しているだけで、全く有効に活用されておるとは思えないのが現状であります。

この土地は、避難タワーを建設するには十分な土地でありますし、この土地を何とか活用すべきではないかと考えます。

四万十市の担当者にお聞きすると、119人が避難できる四万十市で一番大きい避難タワーでも、その敷地面積は543平方メートルとのことあります。そして、近隣の住民から取り壊しを求められている、老朽化した市営住宅もあります。

避難タワーを建設することにより、この老朽化した市営住宅の撤去にもつながるものと考えます。市有地の有効活用と、市営住宅の撤去にもつながる避難タワーの建設について、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども答弁したことと重なりますが、今後、宿毛市津波避難計画の見直しを行う中で、必要性のある地域があれば、新田地区に限らず、津波避難タワーの整備を検討してまいります。

そうならば、適地の選定については、必要な地域の中で、当然、公有地を基本としながら、進めることが想定されますので、新田地区であれば、御提案の土地も候補地となる可能性はあ

るというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長から答弁をいただきました。

この新田地区の避難タワーの整備について、これまで市長が述べていた見解よりも、少し前向きな答弁であったと思います。

宿毛市津波避難計画の見直しを行う中で、津波避難タワーの必要性を検討していきたいとのことあります。

答弁の中では、平成27年度から3カ年かけて、避難路現地調査も行ってきたとのことあります。

そして、その避難路現地調査などを踏まえて、指定避難場所などを再検討する。また、平成24年に津波避難に特化した計画である、宿毛市津波避難計画を作成しているが、それも改定をすることを計画しているということあります。

私としては、この津波避難タワーの建設については、先ほどの質問でも申し上げましたように、地元の皆さんが長年にわたり要望している課題でもありますので、早急に宿毛市津波避難計画の見直しを行い、必要性のあるところについて、津波避難タワーの建設を検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、水産振興に係る宿毛市の養殖業の振興について、お伺いいたします。

水産振興については、これまでも、この議会でも多くの議員から発言があり、議論を進めてきました。私自身、漁業問題には、余り詳しくはありません。しかし、市長はこの道のプロでありますので、指導を仰ぐ意味で質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私は、宿毛市のおかれた状況を生かした産業を推進していくことが、宿毛市の発展に向けて

の一助になるのではないかと考えております。すなわち、温暖な気候とすぐれた宿毛湾を生かす、一次産業を推進していくことだと思います。

そこで、今回は宿毛市の一次産業の中で、主な産業であります水産業の振興に係る養殖業の抱える問題について、以下、お伺いをいたします。

まず、宿毛市の水産業を発展していく上での養殖業の位置づけについて、どのように考えておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市の魚類養殖は、昭和35年ごろに始まったというふうに言われているところでございます。

ハマチ養殖が最初の魚類養殖だったとお聞きをしているところでもございます。

その後、マダイやシマアジ、カンパチといった魚種も養殖されるようになりまして、またこれ以外にも、たくさんの魚種が養殖をされているところでございまして、現在では、宿毛湾におきまして、クロマグロの養殖も盛んに行われるなど、養殖業は本市にとりまして、特に重要な産業であるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 位置づけについては、大変重要視しているという答弁でございました。

それでは、宿毛市における水産物の漁獲量、漁獲額における養殖業が占める割合等について、お示しをいただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し数字を羅列するような形にはなってしま

いますが。

農林水産省が公表をしている市町村別の海面漁業生産統計調査によりますと、宿毛市の漁業生産量は、平成27年が1万7,300トン、平成28年が1万4,200トン、平成29年が1万5,100トンとなっております。

このうち、魚類養殖の生産量は、平成27年は1万2,900トン、平成28年が1万トン、平成29年は1万1,000トンですので、魚類養殖の生産量が占める割合は70%以上であると、そのように考えられます。

生産額につきましては、市町村別のデータが公表されておりませんので、高知県全体のデータから推計すると、平成28年の県全体で、184億円の生産額となっており、魚種としては、ブリ類、これはブリだけではなくてカンパチ等も入るようでございます。ブリ類が98億、シマアジ8億、マダイ40億、クロマグロ38億円となっております。

これに宿毛市の魚種ごとの生産割合を乗じて計算をいたしますと、ブリ類で62億円、マダイ28億円、シマアジ6億円で、合計96億円程度の生産額になります。

平成28年の宿毛湾中央市場での養殖魚以外の取扱金額は15億円程度ですので、生産金額では80%以上で、養殖業が占めるものというふうに考えられます。

全体の宿毛湾の魚類の販売額の中で、80%以上が養殖された魚ということでございます。

なお、今説明しました数値につきましては、海面漁業生産統計調査をもとに試算しているもので、高知県が毎年実施をしております魚類養殖計画で、すくも湾漁協と藻津漁協からの報告される養殖魚の飼育尾数をもとに試算した場合には、優に100億円を超える生産額になることから、養殖魚が占める割合は、もっと高くなるものだというふうに、私自身は認識をしてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長の答弁の中で、漁獲量、額においても、養殖業の占める割合が70から80、相当高いウエートがあるというふうに説明がございましたが、こうした重要な産業である養殖業の振興の支援策について、具体的に宿毛市としてどのような取り組みを行っているのか、お示しをいただきたいと思いません。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

養殖業の振興策といたしましては、すくも湾漁協の職員が、養殖魚の漁業診断を行うことが可能となるよう、魚類防疫士としての育成を図り、現在も魚病診断や投薬指導などの業務に従事できる体制を整えております。

これは、魚が死んだ場合、その魚がどういった原因で死んでいるのかというのを、まず見つけて、そのことによって、どういった薬と申しますか、どういった飼いやし方をしたらいいのかというのを指導するというところでございます。

販売面では、養殖ブリのフィレ加工を行えるよう、加工施設の機能強化を図り、年間を通じて、計画的な養殖方法と加工処理、販売が行える仕組みを構築し、特に夏場の取引強化を図っております。

これは、夏場は、養殖ブリはおいしく食べることができるんですが、天然のブリは、夏場はどうしても、なかなか食せないというか、余りおいしくない。脂ものっていないし、また季節によっては、体内に虫が入ってしまうと、いろんなことがあって、養殖ブリを夏旨ブリということで、今、販売をしているところでございます。

また、昨年度は養殖ブリの生産量の拡大を図

るため、新たな養殖漁場を整備し、これにより、年間約12万尾の養殖ブリの増産につながることを期待できると、そのように考えているところでございます。

養殖ブリを飼う生けすを、増設をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、宿毛市としての養殖業への支援策等について、具体的なお話があったのですが、それでは、こうした重要な産業である養殖業を管轄をする庁内体制について、お伺いをいたします。

現在では、宿毛市では、水産振興部門を担当する所管課は産業振興課であります。職員体制はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

水産担当につきましては、産業振興課内に、水産振興係として、係長1名と係員1名の2名を配置しております。

漁港整備等に関しましては、土木課内に農林水産係として、係長1名と係員1名の2名を配置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 市長としては、これまでも宿毛市の水産業の発展に強い意気込みを示されていますが、私としては、このような庁内体制で十分であると考えているのか、疑問に思うところでございます。

私としては、常日ごろから行政改革には取り組まなければならないと考えますが、必要な部署には、それに相応する人材の配置が必要ではないかと考えます。

昨日の一般質問でもありました、今月の末の

完成を目指し、株式会社高知道水の水産加工施設が宿毛市の坂ノ下に、現在、着々と工事が行われております。

市長の行政方針によると、株式会社高知道水は、宿毛湾の養殖魚の輸出を視野に入れているようであります。まさに宿毛湾の魚が、今、全国的に脚光を浴びようとしていますし、全国に、そして世界に売り出そうとしている今、庁内体制を強固にしなければならないと思います。

国には、農林水産省があります。そこで、宿毛市として、一次産業を推進するとの考えならば、産業振興課から独立した部署を復活し、庁内体制を確立すべきではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

水産部門だけではなく、農業も林業も、振興係は産業振興課内に担当を配置しておりまして、施設整備等に関しては、土木課に担当職員を配置しております。

組織の編成については、職員一人が受け持つ業務がふえる中で、新規事業や業務量を見きわめながら、機動性、柔軟性の高い、機能的な組織となるよう、各課の統廃合を行ってきた経緯があります。

今後も、組織全体のバランスを見きわめる中で、より機能的、効率的な対応を図れるように、職員配置や組織の再編を心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど、議員が指摘をしていただきました海外へ向けて、宿毛湾のそういった養殖業であるとか、いろんな水産物の販売については、既に取り組みを進めているところでございまして、実際の動きとしましては、宿毛湾漁協であるとか、そして高知県であるとか、または民間のそういった支援をしていただける組織がござ

いますので、そういった方々にいろいろ御協力をいただきながら、海外のマーケティングもやっているところでございます。

また、担当課においては、そういったところに職員を出張させて、しっかり勉強してこいということは、日ごろから指示を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、市長の意気込みをあらわす意味で、担当課の設置を強く求めておきたいと思います。

次の質問に移ります。

昨年12月8日に、国会で水産改革関連法が強行可決されました。これは、約70年ぶりの漁業制度の抜本見直しであると言われ、今回、成立した法律は、来年度末ごろまでに施行することとなっております。

この法律の中で、養殖業における円滑な規模拡大がうたわれていますが、そのために、養殖業への民間企業の参入を促進することがうたわれています。漁業権についても、都道府県が漁業を営む権利である漁業権を付与する際に、これまでは地元の漁業協同組合に優先的に配分するとされてきました。しかし、既存の漁業者が、適切かつ有効に漁場を利用している場合には、優先的な取り扱いを受けることができるが、それ以外の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する相手、つまり新たな民間企業に漁業権を付与するとなっております。

つまり、民間企業の参入を促す内容となっております。そして、適切かつ有効に漁場を利用している場合の判断は、各都道府県の判断によりますので、全国的にその判断がまちまちなのではないかと危惧されております。

私としては、この法律は、今後の宿毛市の養殖業にとって、大きな影響が出るのではないかと

と思います。

法律が成立したことで、養殖業を営む漁民の中には、養殖業の将来について大変危惧する方も多くいますが、まだまだこの法律の内容を十分に理解していない漁民も多くいるのではないのでしょうか。

そこで、市長として、今回、成立したこの法律について、どのように受けとめているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

漁業法の一部を改正する等の法律につきましては、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しや、養殖、沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しなど、70年ぶりの抜本的な改正と表明されておまして、その中で、漁業権制度に関しては、漁協への優先的な許可を見直し、漁協が漁場を、先ほど議員もおっしゃりましたが、適切に管理しなかったり、有効利用が図られていないと判断された場合、漁協ではなく、地域の水産業の発展に寄与する民間企業に、漁業権免許を与えるというものでございます。

すくも湾漁協、藻津漁協ともに、漁場の適正管理が行われているというふうには、私自身考えております。

今回の法改正による影響は、そういったことから、ないものと考えております。

なお、地元漁業者に不利益が起こることがないように、今後も当然、県や関係機関と連絡調整を図ってまいりたいというふうを考えております。

全国にはいろいろな漁協があって、そういった形の中で、高齢化であったりとか、いろいろな面でせっかくの海が利用されていない、そういった地域、漁協と申しますとちょっと失礼な

話なんです、そういった漁協があるという形の中での法改正だったというふうに、私は理解をしております、宿毛市における2漁協に関しては、しっかりと運営されていますので、特に問題はないと、そのように判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 一定、安心をしたところでございます。

本当に経営状況まで、私自身、深く入っておりませんので、理解していなかったわけですが、今、市長のほうから、そういう答弁をいただきました。そういう面では、一安心というところでございます。

70年ぶりの漁業法の改正でありますので、大きな変化には不安もつきまとうことと思いません。既存の漁業者が生活権を奪われることにならざるを得ないことにはならないかと、心配する声が聞こえてくることも事実であります。

漁業権は、本来、資源を管理して、漁業を営み、漁村で暮らしを立てている人たちのためであるもので、その権利を企業に渡すことによって、地域漁民の暮らしを脅かしてはなりません。

市長として、現場が混乱しないように、しっかりとした対応をとっていただきたいと思えます。

実際に養殖業を営んでいるのは宿毛市民でありますので、よろしく今後の取り組み、お願いいたします。

最後の質問になりますが、続いて、漁業を取り巻く環境の中で、現在、高知県1漁協構想の動きがあります。

高知県は、県内各地で漁協や漁民の理解を売るために、説明会を行っております。この説明会は、高知県だけではなく、全国的に取り組まれておることでもあります。

今回の構想の内容を見ますと、現在、県内で33カ所ある市場を12カ所に、事務所を70カ所から32カ所に、それぞれ統合しようとすることも盛り込まれております。

こうした高知県1漁協構想について、漁業関係者の中には、市場や事務所が大きく減少することについて、不安の声が出ています。

市長として、この高知県1漁協構想について、どのように受けとめ、考えているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

県1漁協構想につきましては、平成29年に設置された高知県1漁協の将来像を考える委員会の中で、近い将来を見据えた県1漁協としてのあるべき姿を議論し、平成30年11月に提言として取りまとめられております。

この提言書の中に、先ほど松浦議員が言われていた市場や、そして支所の統廃合についても、示されているところでございます。

もともと県1漁協構想は、全国漁業協同組合連合会が20年以上前の平成9年に1県1漁協、または複数自立漁協の方針を決定したことを受けまして、高知県漁業協同組合連合会が県下8漁協構想を策定し、これを受け、漁協合併を推進する中で、平成13年1月に、宿毛市、大月町の16漁協が合併し、すくも湾漁協が発足しているところでございます。

その後、沖の島、そして宿毛市漁協と合併をいたしました。現在、藻津漁協と、それから大月町の橘浦漁協のほうとの合併には至っていない、そういった現状になっております。

高知県内の漁協数は、平成31年4月時点で、本市のすくも湾漁協と藻津漁協を含めまして、19漁協になる予定でございます。

そして、これを将来的には、一つの漁協に合

併統合し、そのスケールメリットを生かした経営の効率化によって、漁協の経営基盤の強化を図り、漁村のにぎわいや漁業者へのサービス向上につなげていくという構想であります。

よって、県1漁協を実現するためには、高知県漁協とすくも湾漁協が中心となりまして、実行計画に基づく活動を展開することが重要という、そういった内容になっています。

本市のすくも湾、そして藻津の両漁協ともに、先ほどもお話をさせていただきましたが、経営基盤がしっかりとした漁協であると認識をしております。経営悪化による破綻や、解散といった事態に直ちに陥る可能性は低いと考えておりますが、組合員の意見であるとか、そういったものを尊重しながら、関係機関との連絡調整を図っていきたくと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

市長、この高知県1漁協構想についても、この問題については、高知県が窓口となっており、市長に質問することはどうかと思いますが、質問をさせていただきました。

先ほど質問いたしました水産改革関連法と同様に、将来の漁協のあり方にかかわる、大変重要な問題であると思います。

漁民にとっては大きな課題であり、不安もつきまとうことと思いますが、このことについても、現場が混乱しないように、市長としてしっかり漁民との連携を図って、対応していただきたいというふうに思います。

以上で、今回の一般質問を終わりますけれども、避難タワーの建設の問題、そして担当課の設置の問題等を含めて、ぜひ今後の課題であらうと思いますけれども、全力で取り組んでいた

だくことを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

-----

午前10時48分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

報道関係者から撮影の申し入れがありましたので、議長はこれを許可いたしました。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて、猫問題解決についてと、PFI事業について、お伺いいたします。

まず、猫問題解決についてでございます。

尾崎知事は、殺処分ゼロを目指して頑張っております。知事が姿勢を見せたら、職員も目指し、努力するとなつて、さまざまな制度や事業を打ち出した結果、平成29年には2,000匹強の処分が700弱と、成果を上げたというのを聞いております。

全国では、毎年、数万頭の猫たちがひっそりと殺処分をされ続けている現実がある中で、高知県は高い数字となつていた背景がありました。

香川県の県議会も、高知に見習ってはどうかとなつたと聞いております。

では、殺処分はどのように行われるのか。5分から20分かけて、炭酸ガスで窒息させるのがほとんどで、動物愛護センターは、捨てた動物を職員が愛護してくれるのでしょうか、単純なものではなく、動物を一定期間保護した後、殺処分する施設という側面を持っているのが現実です。

都道府県で違いはありますが、一般的に、保

護された猫は、3日から1週間以内に飼い主が見つからない限り、殺処分されます。

その映像は残酷です。猫の処分はなぜ行われるのか。猫の殺処分が減らないのは、猫を捨てる飼い主がいることです。飼育放棄による、避妊手術をしていない野良猫がいることが大きな原因です。

飼い主が猫を捨てる理由として、予定外の出産でたくさん子猫が生まれたから。飼い主が他界して、面倒を見る人がいなくなったから。病気になったなど、ほかたくさんありますが、どの理由をとっても、飼い主側に知識や予測さえあれば防げるものばかりです。

飼い主の無責任と無知の代償を猫に押しつける行為です。避妊手術を受けていない野良猫が、産み落とした子猫たちの多くが、近所迷惑という形で、行政に苦情となっているのが現状です。

野良猫たちは、えさをやる人の多くは、しつけや避妊手術、ふん尿の世話や、生まれた子猫のことなどは知りません、というスタンスで猫と接しています。

その結果、また救われない命を産み落とすという悪循環が生まれています。

野良猫にえさをやる人の多くは、その重大さに気づかない理由は、かわいい生き物だから、子猫が生まれても、誰かがどこかでえさを与えてくれるという思いが、どんどん子猫をふやしていると思われま

しかし、世の中には、猫に対して不快感を示す人も、たくさんいることも真実です。飼い主がいない猫への苦情も多くあり、捨て猫や野良猫がいる、引き取ってほしい。ふん尿や悪臭、鳴き声がうるさい、ほか猫に対しては不快感を示しています。

私のところへも1枚のはがきが届いております。この方も、猫の放し飼いはしないで、ゲージで飼ってほしい。ほか、ふん尿の世話などし

ていないということも、迷惑を訴えております。

猫の殺処分をどうしたら減らせるかとなるのですが、国全体を見ると、10年前には20万匹前後から、3万匹弱と減ってきています。今後さらに減らし、ゼロを実現するためには、できることがあると思います。

まず、現実を知ることが大事です。殺処分される猫の数は、3万4,865匹、返還や譲渡で生き残る猫の数、2万6,860匹となっています。

少し負担になったと、軽い気持ちで飼育放棄することは、殺処分とほぼ同じことです。ひとたび迎え入れたら、終生飼うしかない、自覚を高め、飼育放棄をしない、飼い猫に避妊手術をする、里親情報、野良猫に避妊手術をするなど、県と一体になって、市町村も頑張ることではないかと思

質問に入っていきます。

地域を回ると、野良猫、捨て猫の苦情も多々あります。夏も、猫が入ってくるので戸をあけられない、納屋で子供を産む、ふん尿の問題など、かなり苦労しているなど感じております。

本市の野良猫の数、捨てられる場所など、現状把握調査ができていないか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

犬につきましては、狂犬病予防法により、登録が義務づけられておりますが、猫に関しましては、国、県には登録制度もなく、屋外にいる猫につきましては、飼い猫なのか、そして飼い主のいない猫、先ほど野良猫というお話ありましたが、一般的に野良猫といわれている、そういった猫なのか、区別がつかないことから、飼い主のいない猫の数に関しましては、把握が非常に難しい状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 捨てられる場所の把握調査はできておりませんか。お伺いいたしましたけれども。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

捨て猫に関しましては、動物の遺棄は犯罪に当たるケースもあるため、市民の方から相談があった場合は、警察のほうへ通報をお願いしているところでございます。

本市で全て、場所について把握している、そういう状況ではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 県と一体となって、この事業を進めるため、行政の役割をどのように認識されていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

飼い主のいない猫に対する対策といたしまして、市がどのような役割があるかということだというふうに認識をいたしました。そのことについて、お答えをさせていただきます。

飼い主のいない猫についてのみではありませんが、本市の役割といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律の観点から、人と動物の共生社会の実現を目指し、動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適切な取り扱いや、動物の健全と安全を守る、そういったための市民の方々への啓発が主な役割だというふうに考えているところでございます。

そのため、広報や回覧などによりまして、定期的に市民の方々に動物の取り扱いについて、

啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 市民の方も、捨てることも本当に多いと聞いておりますけれども、行政のほうは、その場所を把握されていないということは、ちょっと問題ではないかと思えます。

もしここに猫が捨てられていたら、見つけた人は、まずどうしましょうか、教えてあげてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の質問にお答えします。

市民の方の多くが捨てるということで、多くの方が捨てているわけではないというふうには思っているところでございますが、もしそのような現状があるのであれば、非常に残念なことだというふうに思っております。

市民の方が捨て猫を見つけた場合は、どのような対処をすればよいかとの質問でございます。

先ほど申し上げましたように、動物の遺棄は、犯罪行為に当たる場合がありますので、捨て猫を見つけた場合は、まずは警察に連絡をしていただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 市長のおっしゃるとおり、もし捨て猫を見つけたら、まず警察へ連絡してください。猫を捨てることは犯罪であります。そして、罰金刑も伴います。

昨年には、環境課の敷地内に7匹の猫が捨てられておりました。警察は、写真を撮って、猫を置いて帰ったので、担当課はセンターへ電話をいたしました。

センターへ電話をするということはどういうことか、よくおわかりになってないのでは。それとも、わかってそうしたのかうかがい知れま

せんが、行政の立場でありながら、その措置は不適當ではなかったかと、後で聞かされたとき、思いました。

センターは、保健所へ連絡をとり、保健所はボランティアへ連絡しました。7匹もとは申せないけれども、せめて3匹でも引き取っていただけないかと、保健所からのお話を聞いたと聞いております。

すると、残った4匹は殺処分になりますので、全てボランティアの方が引き取ってくれたと聞いております。

そのうちの2匹は、宿毛の職員と宿毛市民と聞いております。

そこで警察も誤りでありました。現場には来ましたが、猫を連れて帰ることはありませんでした。

動物愛護管理法で、2週間、警察は保護しなくてはいけないことになっております。ミルクを飲ませることなど、保健所と話をしながら、大きさにもよりますが、キャットフードが食べられるぐらいなら、2週間置かなければならないなどの規定があります。

大きさにもよる。小さければ保健所に行って、譲渡やボランティアを紹介するとなっています。

この後、警察は本部から指導を受けており、宿毛のフジの女子トイレ付近に2匹の猫が捨てられたとき、見回りの人が見つけて、警察に電話しました。そのときは、きちんと猫を連れて帰り、改善されております。

県からポスターが届いていると思いますが、昨年もきましたけれども、ことしきたのは、保健所と警察の後ろに電話番号が入っていて、よいポスターとなっています。テレビさん、映りますでしょうか、こういうものですがけれども。

啓発は市町村がするとあります。このポスターを活用して、啓発をどのように進めていますでしょうか。市民に周知できていますでしょうか。

か、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

県から届いているポスターに関しましては、動物の遺棄は犯罪であることの周知を目的として、製作されたものでございます。

昨年度、ポスターが届いたときに、市の公共施設、市内各所や公共のトイレなどに掲示を行いました。

しかしながら、現状では、公共施設の展示スペースの掲示期間の関係で、既に張られていないケースや、屋外へ掲示したものについては、なくなっている、そういったケースもございません。

このポスターにつきましては、県から最寄りの警察署、そして福祉保健所の電話番号の入ったデータが新たに届きましたので、今後、確認の上、必要に応じて適切な場所にポスター掲示を行い、市民への啓発に活用してまいりたいというふうに考えているところでございまして、ぜひ川田議員のほうにも御協力いただければというふうに思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 捨てられる場所が方々にあるんですけれども、その場所の調査ができていないと、こういうものも張れませんので、今からしっかり、捨てられる場所には、こういう「猫を捨てたら犯罪ですよ」ということを、きちんとお示しいただけたらと思います。

黒潮町は、ボランティアが活発なので、よく相談に来られるとのことで、宿毛の現状は、よく把握しております。大月にも宿毛にも、黒潮町から張りに来られております。

今、先ほど言われたように、警察にも同じポスターがきております。活動が広がっていくと、

市民も行政も、皆がよくなる話であります。

さて、本市の30年度の代表的な取り組みとして、飼い主のいない雌猫に、避妊手術5,000円を、県の制度に上乘せした事業は一步前進と、評価されるものであります。

猫の避妊、去勢手術は、高知市は安いですが、幡多は高く1万から2万円かかります。県は飼い主のいない猫の避妊手術を、2014年に217匹、2015年に284匹と、広く利用されています。

いの町、土佐市、黒潮町、大豊町に続いて、本市でもこの事業が採択されてよかったと思っております。

多く利用されたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、捨てる場所を把握しないと、ポスターが張れないということですが、先ほども言いましたように、捨てること自体が犯罪でございますので、捨てる場所というのがあってはいけないというふうに思います。

やはり、多くの方々に目につくところに張らせていただきたいというふうに思いますし、また、警察のほうにも聞いて、確かに捨てた場所に、今後ないように、そういった場所にも張るところがあれば張るとか、そういった工夫もしていきたいというふうに思っているところでございます。

まずは、捨てないことが、不法投棄等もそうですが、捨てないことが当然のことなので、捨ててはいけないので、捨てる場所というのを、この宿毛市内からなくしていく取り組みというのを、しっかりとしていかなきゃいけないというふうに感じたところでございます。

また、避妊手術、自分も無知で大変申しわけ

ないところはあるんですが、高知市は安くて、幡多は高いということでございまして、そこらあたりも、実際、どうなのかも、しっかりとまた関係者の方に聞いてみたいというふうに思いました。

本市では、平成30年度からは、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をふやさないことを目的といたしまして、単独事業といたしまして、宿毛市飼い主のいないメス猫の不妊手術等補助金事業を行っております。

このことを、先ほど、川田議員のほうから御紹介をいただいたことをございます。

この事業の内容といたしましては、本市にいる飼い主のいない猫に、高知県の飼い主のいないメス猫不妊手術等補助金の決定を受け、避妊手術を実施していただいた方を対象に、市から最高5,000円の補助金を交付することとなっております。県の補助制度の1万円と合わせて、最高1万5,000円になることとなっております。

そして、実績のほうも、少し聞かれたというふうに思いましたので、実績についても少しお答えをさせていただきたいと思っております。

本年度の宿毛市飼い主のいないメス猫の不妊手術等補助金の実績につきましては、予算額25万円に対して、決定件数は、現在のところ17件の利用実績となっております。金額では8万5,000円となっているところでございます。

現時点では、予定件数に達していない状況となっておりますが、幡多福祉保健所に確認をいたしますと、県の補助金の決定を受けた宿毛市の飼い主のいない猫が51件となっていることから、予算の減額を行っていないところでございます。

なお、申請を予定されている方は、申請期間は3月15日ということで、もう迫っております。

すので、申請のほどをよろしく願いをいたしたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 野良猫による苦情や、殺処分を減らしていき、ボランティアの負担も軽減したいとの思いがあったであろう予算が残ったのは、非常に残念であります。

市民の皆様も、御協力いただけたらと思っております。

5番へいきます。

TNR活動が、去年は黒潮町、ことしの1月には土佐清水市、そして5月8日、9日には、四万十市で予定されております。

TNR活動とは、捕獲して避妊、去勢手術を施したら、元の場所へ戻すということでありませう。黒潮町、土佐清水市もそうでありましたが、四万十市の会場にも、宿毛市からの予約がかなり多いと聞いております。

医師の1日の限界があるもので、もう枠はいっぱいとのことでありますが、TNR活動は、県の補助制度を使えるが、会場費などの負担が利用者にもかからないようにすることで、少額で手術が受けられます。

県も奨励していますが、本市も隣接市町村との協力要請があれば、応えていくつもりがおありでしょうか、意気込みを聞きたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの予算額25万に対して、8万5,000円の実績ということで、非常に残念ということ、議員のほうからも御指摘をいただきました。

ただ、幡多福祉保健所に確認をしますと、宿

毛市の飼い主のいない猫が51件ということでございまして、50件分の予算をとっております。

県のほうが1万円交付しますので、先ほど、少し答弁の中でも言いましたが、手術の金額に対しての補助になりますので、1万円で手術ができれば、宿毛市の補助を使わなくてもできるという形にはなっています。

ただ、できなかった場合に使うという形になっていますので、そういったところを、ちょっと分析をして、さらに広報、または幡多福祉保健所のほうには51件きているということでございまして、こちらのほうで、またそういったのを紹介してもらおうとか、そういったことを、取り組みとして、していかなければならないのかなというふうに感じたところでございます。

またしっかりと対応してまいりたいと思っております。

TNR事業とは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲し、不妊・去勢手術を施して、もとのテリトリーに戻す活動ということでございます。

この捕獲・不妊・去勢手術、戻すの英単語であるトラップ、ミューター、リターンの頭文字をとり、TNR事業と呼ばれているというふうなことも存じているところでございまして、なお、議員のおっしゃられる四万十市で行われるTNR事業への宿毛市の共催等につきましては、四万十市と情報共有し、本市の宿毛市共催及び後援事業承認事務取扱要綱に基づき、実施団体からの申請があれば、適切に審査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった形の中で、協力できるようなことであれば、協力をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 四万十町でも多頭崩壊がございました。そこには50匹いました。放置できない状態だったので、地域のことだから、地区長と担当課で話に行きました。保健所は行っておりません。

高齢者や身体の不自由な方は、会場に連れていけないので、どうしようかということになりますが、行政が手だてをするべきではないかと思えます。他県ではやっています。近隣市町村では、香南市が行っております。

行政が動いて手術をした。えさをやって、どんどんふえていって、どうしようもなく、手を出せなくなった。行政がかかわっていて、知恵のある活動で、野方凶な繁殖が減れば、猫を守る活動と、市民も考え方がかわることだろうと、手術に連れていけない人への対応をどう考えますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

飼い猫につきましては、手術に連れていけない方というお話もありましたが、動物愛護管理法に基づき、飼い主の責務として、適切な管理をしていただくようお願いをしております、それぞれ事情はあるかとは思いますが、親族やお知り合いの方々に相談し、対応をしていただくことが原則でございますが、さまざまなケースが考えられますので、ケースによっては、関係機関と連携しながら、対応を検討すること、そういうことも必要であろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 6番にまいります。

地域猫活動支援事業は、尾崎知事が殺処分ゼロを目指している政策であります。

この猫問題は、どこが問題なのか、問題解決

のためにどのようにかえたらよいか。そして問題を解決したらどうなのか、しっかり説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域猫活動というお話がありましたので、そのことについて、少し皆さん方に御説明しながら、答弁をさせていただきます。

地域猫活動とは、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊・去勢手術を行った、そして新しい飼い主を探していくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としておりまして、例えば、飼い主のいない猫によるトラブルをなくするため、餌やりの場所を決め、排せつ物の処理や、掃除をするなど、地域住民が飼育管理をするなどの取り組みだというふうに認識をしているところでございます。

この地域猫につきましては、やはり地域の方々が、地域にいる猫をどのように、苦情トラブルが起こらない形で、そこで飼っていくのか、そこで猫をみんなで見守るとするか、そういう活動だというふうに感じているところでございますが、問題としては、地域の中には、猫のことが余りよく思っていないとか、猫のことが余り好きじゃない方々もおられると思えます。そういった方々も、しっかりと話し合いの場に参画してもらって、地域をどのように、地域猫として飼っていくのかという話し合いが必要だというふうに認識をしているところでございまして、そういう活動をされている地域があれば、またしっかりとお話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 平成30年度、この事

業は捕獲器の購入ができるとありました。住民は、捕獲器がないと手術に連れていけないと言います。

捕獲器を希望している人は多くあります。この平成30年度の地域猫活動支援事業に、なぜ手を挙げなかったのか、理由を聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高知県が実施している地域猫活動支援事業の補助金を、なぜ申請しなかったかということでございます。

同事業は、平成30年度から、高知県が実施している事業でございます。住民と連携して、地域猫活動に取り組む市町村に補助することにより、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させることなどを目的としております。

市町村は、住民と連携して、地域猫活動を行う場合には、県へ補助申請することとなっておりますが、具体的な活動団体がないまま、市町村単独の考えで、利用できる事業とはなっていないため、本市では申請をしていない状況でございます。

なお、先ほど答弁いたしました、本市が本年度から実施しております宿毛市メス猫不妊手術等の補助事業を活用された方からは、飼い主のいない猫の捕獲に際し、捕獲器が必要との要望はありませんでした。また、屋外にいる猫は、飼い猫、そして飼い主のいない猫の区別がなかなかつかないことから、動物遺棄や虐待にもつながりかねないことなどの課題もありますので、現在のところ、本市といたしまして、捕獲器を購入し、市民の方々に貸し出しをするような予定はしていないところでございます。

他自治体の状況も踏まえて、これから考えて

いきたいというふうに考えております。

くどういようでございますが、地域猫活動を行う、そういった団体等が、もしこの宿毛市にあるようございましたら、宿毛市のほうに御連絡をいただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 平成31年度は、内容がかわります。捕獲器は買えなくなります。市民の方は、捕獲器さえあれば、避妊手術に連れていけると言っております。

猫好きでない人に、税金の使い方に不満を持つ人もいるので、市町村には負担は求めず、一括して県が事業費を出すとのことである、平成31年度の事業はこうなっていくます。

住民と連携して、地域猫活動や、TNRに取り組む市町村に補助をすることにより、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させることであります。

メス猫避妊手術を推進することを目的とするこの官民一体の事業に、黒潮町、四万十市、土佐清水市は、取り組む意思を持っております。本市も取り組んでいただけたらと、御提案申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成31年度に、高知県の地域猫活動支援事業が変更になるということで、先ほど、内容についても、川田議員のほうから御説明ありましたが、その変更になることは聞いておりますが、具体的な事業内容などについては、まだ県から各市町村におりてきていない、そういった状況でございます。

県から事業内容の具体的な通知が届きましたら、本市としても、できることを検討していき

たいというふうに考えております。

また、先ほども、何度も申しましたが、その地域猫活動というものを、しっかりと皆さん方が理解する中で、地域で猫を飼っていきこうという活動、非常に素晴らしいものでありますので、そういった活動をされている団体等、そういった地域等があるようであれば、ぜひ市のほうにも御連絡をいただいて、ともに何ができるか考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 手術の推進は、殺処分を減らす有効な手だてとなるが、猫を捨てる飼い主がいる限り、問題は解決しません。

飼えないのであれば、手術をするのが責任と、市は啓発をしっかりしていくべきであります。猫を捨てた行為は犯罪であると、強く認識する機会にしたいということでございます。

自分の人生を投げ出しても、犬、猫を助けている人、ほおっておけない、人を助けたい、何かをよくしたいというのは、人間の本能だと思います。

猫を助けている人は、仲間もふえるが、苦勞もすごい。だけど喜びも大きい。犬・猫と暮らすことで、得るものが多いという科学的根拠は多く出ております。また、英米では、動物は家族の一員というより、社会の一員といわれるぐらい、発想の時点の違いに感心しております。

猫問題については、これで終わります。

次に、PFI事業についてのことで、お伺いいたします。

宿毛小中学校統合合築事業、43億円のPFI事業の議案は、1週間もおくれる中での審議となっております。

昨年の実施方針では、6月議会で議決となっていたのに、市長は、3月議会でとしたのです。

理由は、平成33年4月供用に余裕をもって進むことだと、業者からアドバイスをもらったと言われました。

PFIでは、企画設計、建設と一体で進むので、工期は1年ぐらいと、短縮が売り物であります。

全国の例では、6.5カ月と提案された企業が、入札で認められた例があるのに、この関係はおかしな話であると思っています。

市民に知らせたいのであれば、一般質問で周知してもらおう。この問題は、10数年引っ張ってきた。違う意味で取り組んできた。一定のゴールを決めて進む、と議会に説明がありました。

庁舎のときもそうでありましたが、3,000人以上の署名が議会に届いているにもかかわらず、議会は市長提案に賛成の幕引きとなりました。

高知市では、西敷地の問題で、市民は頑張った。署名運動もしました。議員もできることをしました。とうとう市長は白紙にしました。この経験をした西敷地の住民は、2万人ぐらいの人口で3,000人の署名を集めているのはすごいことだと、外部の人はとても感心してくれています。

宿毛市民は頑張っていると、声をかけてもらったのはこの間のことでした。

今度はPFIであります。奥が深く、提案書と要求書にずれはないか、また何より職員だけではなく、議員、企業、市民の理解度が高まらなければ、PFIは難しいといわれているのがPFI事業です。

市長は、PFI手法でやる。説明責任はわかるが、内容を市民に理解を求めることはしてない。学校関係者のみである。関心があるのは間違いないが、平成33年4月開校へ進むと言われました。

この2つに共通しているのは、後に時間が無いという。本当にそうでしょうか。その前には、時間がいっぱいあったはずであります。一番時間をかけなくてはならないところに、一体どれだけの時間をかけたというのでしょうか。重要な視点であると思っております。

国はPFIを推進し、ガイドラインの整備などを行っておりますが、市町村におけるPFIの実施は、割合に低調です。高知県にはありません。理由はさまざまあります。

PFI事業は従来の公共事業と違い過ぎて、理解が得られない。民間が企画、施設の整備、維持管理、資金調達を一括にて行うので、30年という長期にわたる支払いは、平準化され、財政的に優しいとなっておりますが、資金は、事業者が30年という長期での計画を設定するために、自治体は金融系の民間企業へ利子を払い続けることとなります。

金融機関だけでなく、グループを構成している企業体の出資者にも、金利という形で税金を投入するための施策とも言われております。

行政がPFI事業に建設維持管理の報酬を支払う。サービス購入型と呼ばれる方式を、本市は利用しようとしているのです。

行政がPFI事業者 서비스에対価を払い、サービス型、購入型への偏重は、批判を招くことも多くありました。それは、箱物整備に偏重している、従来の公共事業を繰り延べ払いにしているだけではないか、といったものであります。

市長がこのPFIと知っている以上、市民に知らせる必要があるのは当然であり、この質問を通じて、市民の方が御理解いただければと思います。

PFIは1992年にイギリスで生まれた行政手法です。その後、日本でも始まりましたが、紆余曲折があって、今に至っています。

昨年、イギリスはPFI事業は全て打ち切り

ました。従来は、官が公債を使って施設整備を行い、公共サービスを提供する考え方でした。

PFIは、民間が施設整備をするものです。そのため、従来のように、施設整備費を民間に支払うかわりに、行政は施設提供サービス購入費を民間に支払うこととなります。

そこには、さまざまな細かい要求をする官と、提供する民間の間には、細かく明文化されたものが契約となりますが、要求書と提案書の確認が重要です。

そこにはないものは、後でトラブルなどが招きやすく、2005年3月、全国初の医療PFI事業は、高知医療センター632床が、オリックスグループとのPFI契約は5年で破綻しました。

2010年4月から、直営の病院として再スタートして、前提とした高コストは非効率、民間は低コスト、効率的に否定されました。

公務と民間が共同関係にあるということは、請負ではなく、上下関係が変わることといわれています。

6月議会から3月議会と日程が変わっていくのもわかる気がします。

人権を守る公務と、利益追求の民間とは目的が違います。公立、公的とされる病院経営など、地域における役割を考えると、さまざま検証結果が出ていますが、長期の役割分担は無理でした。

材料費が23.4%を超えたら、民間負担の線引きは不可能で、必要な器具や薬が買えないとなったら、医療機関として本末転倒です。

PFI効果が発揮できず、2010年に解約となった例であります。

SPCの企業体の利益を確保するために、公共が直接契約をする、より割高になったということでしょう。

PFIは奥が深いから、職員に3年かけて勉

強させる契約まで、6年までもかかったという自治体もございます。市民もともに進んで、しっかり勉強しながら進んだという結果で、契約は、小中学校4校同時に、PFI事業で行ったところもございます。

……………（発言一部取り消し）……………  
……………PFIは何もかもすぐれているわけではありません。財政的な面はよいでしょう。学校建設も、再編計画どおり進めなかったのは、財政難だといわれました。そのため、短期間で同時に、新しい建設を進めるために、PFI導入を決めたとおっしゃいました。

リース契約については、損益勘定でメリットは難しいので、言われるとおりでありますが、PFIは、市長が言われたように、何もかもすぐれているわけではないということでもあります。

庁舎問題で、子供たちにつけを残さないやり方での声がありました。そして、そのとおりになりました。記憶に新しいところです。

PFIは、今から30年間、人口減少の中で、後になるほど負担が多くかかることを、しっかり市民に周知することは欠かせません。

私なら、ここでお金の使い方をかえます。

さて、市民の方も詳しく知りたいとのことでしたので、長くなりましたが、質問のほうへ移らせていただきます。

国の整備審議会では、体育館、プール等は校舎の近くに置きなさいとあります。さまざま変更がある中で、今の形は財政的、教育的環境にもそうなっていません。小学校説明会で、高台派の保護者は、教育のことはわからないので、教育者に聞くようにと話されていました。

教育委員会では、合築になると、教育の中で教育環境をどのように考えるとよいのか、教育の質を高めるには、等々の協議をなされたか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校と宿毛中学校の校舎を、合築校舎として建設することにつきまして、宿毛小学校の建設場所の検討段階におきまして、教育委員会のほうにおいても、議論を行ってまいりました。

また、教育委員会のもとより、総合教育会議においても、合築校舎の建設について、いろいろと協議をしてきた経過がございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 再度お尋ねいたします。

図面を見ると、一体型ではないので、小学校は補助金がありますが、中学校については、耐震化により、IS値もよくなったので、補助金が出ないところまで改善されました。

中学校は、無理に今、建設しなくても、補助金が利用できるまで先送りできるのではと思っております。

東中学校が、年数的には古いとなっておりますが、もっとよくお考えになられてはと思いますが、御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員のPFI事業について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

当初、質問に入る前に、るるおっしゃられて、市長はこう言っているとか、いう話の中で、言っていないことも多々あったのですが。

……………  
……………（発言一部取り消し）……………  
……………

PFIという手法を選ばせていただいた、それはPFIのほう有利であるということで、確かに財政的なことも言いましたが、財政的な

面だけじゃなくて、議員のほうにも何度も説明をさせていただいておりますが、30年間維持管理をするという形の中で、最初の建てたときに入られた子供たちと、次の学校を建てるときに入られる子供たちが、教育環境が異なっていたら、それは子供たちにとって不利益が生じるだろう。

そういった観点の中で、当初の学校をできるだけ長く維持管理をしてもらう。そういった形の中で、現在、残念なことに、当市はそれができていないという判断のもとで、PFIの中で30年間、しっかりと維持管理をしてもらおうということで、今回、提案をさせてもらったことについても、幾度となく御説明をさせていただいたところでございます。

それから、30年間で、後になるほどお金がかかるというものではございませんで、これも契約案件の中でお示しをさせていただいている内容でございますので、十分御理解していただいているとは思いますが、なおのこと、昨日の山戸議員の一般質問の答弁の中で説明させていただいたように、30年間で平準化されたものと、それから、5年ごとの維持管理の中で、突発的に必要なものというものがありますので、それをトータルして、30年間で払っていくということで、後になるほどお金がかかるというふうなものではございません。

あと何点かありましたが、このあたりをぜひ御理解していただきたいということで、答弁させていただきたいと思っております。

それから、中学校を、補助金が出なければ合築校舎を建設する必要はないのではないかと。このことについても、何度も説明をさせていただいておりますが、改めてまた説明をさせていただきます。

宿毛中学校につきましては、平成26年に耐震補強工事を実施しておりますが、校舎は昭和

43年から44年度にかけて建設をしております。私が生まれた年になります。築後50年を迎えている、そういった状況でございます。

そのため、見た目はまだ使えるように見えるかもしれませんが、実際、老朽化が進んでいる、そういった校舎でございます。

また、全体の老朽化が進んでいる校舎改築を見据える中で、平成28年8月から、宿毛小中学校の保護者の方を対象として意見交換会を、そして平成28年の10月には、校区の住民の方々にも説明会、こういった方々を対象とした意見交換会を開催をさせていただいております。

この中で、小中合築校舎建設案を含めた3案を提示をする中で、多くの意見をいただいたということでございます。

平成28年10月には、合築についても、住民の方々にお示しを、一部させていただいて、意見をいただいたところでございます。

いただいた御意見や、学校現場、教育委員会とも協議をする中で、宿毛小学校の校舎建設に当たって、現在、実践研究中であります小中一貫教育を、宿毛小学校・中学校でも推進を図り、よりよい教育環境を整備するため、中学校の建設も同時に行うとともに、小中学校の合築校舎の建設に取り組むとし、平成29年5月に、保護者や住民の方を対象とした意見交換会におきまして、合築校舎建設に関しても、御説明をさせていただいたところでございます。

このことにつきましては、川田議員にも、約2年前から、同じ説明をさせていただいてきているところでございます。

宿毛中学校の建設は後でもよかったのではないかと御意見もいただきましたが、宿毛小中学校を建設した後は、津波浸水が予測される地域にある大島小学校、咸陽小学校、そして片島中学校等、西地区にある学校の移転、そして川田議員のほうからは、東中学校という言葉で、

まだいいんじゃないかというような感じの意見もありましたが、東中学校に関しましては、昭和40年度に建設をし、老朽化が著しいところがあります。

そういった東中学校等の東部にある学校、ほかの学校もございませぬ。などの建設など、今後、取り組まなければならない学校施設が多くある中で、本市の財政状況を考えた場合、宿毛中学校を同時に建設しなければ、宿毛中学校を建設するのが20年後、そして30年後になる可能性があるということでありまして、生徒の教育環境を考える中で、小中学校の合築校舎建設を判断したものでございませぬ。

こういった、何か一つで判断したということではなくて、いろいろな複合的な部分を、そして住民の方、保護者の方、そして教育関係者の方から、いろいろなお話を聞く中で、判断をさせてもらったところでございませぬ。

なお、合築校舎の建設に当たっては、教育環境に支障を来さない範囲で、財政負担を軽減するため、中学校の一部の棟は改修し、活用すること。今の校舎も、一部改修をして、活用することも視野に入れ、取り組みを進めている、そういった状況でございませぬので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

以上でございませぬ。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） お言葉ではございませぬけれども、……………  
……………（発言一部取り消し）……………  
……………  
……………ございませぬ。

2番目に移ります。

業者との関係について、触れてみたいと思ひます。

PFI方式で開業した全国初の高知医療センターでは、共同する官民の癒着が発覚し、前委

員長は収賄罪で逮捕される事例が発生しました。

イギリスでは、賄賂や不正行為による契約解除は、潔白の検証等に疑わしい状況であった場合の、あらゆる調査費用を民間が負担する仕組みであるために、抑止力が働き、不正行為が発生した事例はありません。

日本の場合は、官と民の企業が、垣根が低くなり、癒着が生まれやすくなり、官民癒着の温床との指摘もあひます。

医療センターでは、本来なら、赤字をカバーする役割だった給食、検査、清掃、薬品調達など、利益を生む部門を民間に丸投げして、特別目的会社の構成である民間企業のみが利益を得て、医療本体を県民が負担する構造となっている、との指摘があひました。

しかも、完全に民営化した場合は、産婦人科、小児科、民が負担する構造となっており、しかも産婦人科、小児科の不採算部門が切り捨てられ、地域医療が崩壊すると指摘があひつていました。

このことから、企業は経営内容が闇の中ではだめで、しっかり情報公開することでありませぬ。

この点について、御見解を伺ひます。

○議長（岡崎利久君） 議会運営委員会を開きますので、この際、暫時休憩をいたします。

午前11時42分 休憩

----- . . . -----

午前11時57分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、午後1時45分をめぐりに再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

----- . . . -----

午後 2時17分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの川田栄子議員の一般質問における発言の中で、「お言葉ではございますけれども」の次から、「ございません」の前までの発言については、議長において、不穏当なものであると認めますので、川田栄子君に取り消しを希望いたします。

川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私は今、それを確認するものを持っておりませんので、取り消すつもりは、今は持っていません。

○議長（岡崎利久君） 川田栄子君において、取り消しをされないのであれば、議長は取り消しを命じます。

議長は、川田栄子君に取り消しを命じます。

この際、川田議員に注意をいたします。

12月議会のPFI関連の債務負担行為の予算議案に賛成しながら、今一般質問においては、PFI手法や小中学校一体型校舎の建設に否定的な発言が見受けられます。

また、あたかも十分な審議がなされずに、庁舎移転議案の結論が出されたかのような発言がありました。

以上、発言には十分注意をしてくださるようお願いいたします。

一般質問を継続いたします。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 質問2番を行っていませんけれども、御答弁いただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問の趣旨は、PFIでは行政と民間事業者が癒着しやすいのではないかという意味の質問というふうに理解をいたしました。優先交渉権者の選定過程につきましては、先日も山戸

議員の一般質問にお答えをしたとおりでありまして、議員が持たれているような疑念が生じる余地はございません。

念のために、もう一度、御説明いたしますと、平成30年10月9日の募集要項等公表後、参加表明書を受け付けし、募集要項で示している参加資格要件を満たしているかどうかの資格審査を実施しました。

その後、企画提案書を受け付けた後に、提案金額が予定対価を超えていないかどうか、また提案内容が要求水準書を満たしているかどうかの基礎審査を実施いたしました。

基礎審査の後、内容審査として、平成31年1月30日に民間事業者のプレゼンテーションを受け、その前後で有識者会議選定委員会を実施しました。

その後、平成31年2月1日に選定委員会を開催し、有識者からの報告や、そしてプレゼンテーションの内容を踏まえ、評価項目ごとに選定委員が採点をして、優先交渉権者を決定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 3番へいきます。

PFI導入と教育の合築を適切としたことについてでございますが、先ほども申しましたように、職員だけでなく、議員、企業、市民の理解度が高まらなければ、PFI導入は難しいのではと考えます。

四日市市市立小中学校施設整備事業の例では、阪神大震災をきっかけとして、校舎等の補強工事の必要性が高まり、議会や市民からも、校舎を安全にしたいというニーズが広まりました。

初めはPFI導入を前提とするものではなく、教育施設課が中心となって、事前調査を行いながら、慎重に事業手法を模索していったものでした。

可能性調査から実施方針まで、内閣府の調査費補助を活用して、教育施設課からPFI研究会研修の機会に職員を派遣して、PFI担当教育施設課に専任1名を置くとし、1年後の実施説明の中で、多くの事業者の参加が得られ、PFIで推進することになりました。

議会から、PFIに対する反対意見はあったが、小中学校の更新時期を迎え、財政的に厳しい更新事業を進めるためには、PFIしかないという理由から、最終的に議会の賛成を得られました。

PFIの導入により、初期投資が抑えられれば、複数校の一括整備が可能だとの考えがあったことから、4校同時にスタートしたいとの思いがあったが、補助金の関係により、2校ずつの段階整備となりましたが、4校の建設時期がずれていることによる物価変動リスクは、民間に負ってもらったということでした。

まとめて短期に実施することで、教育環境の向上を早期に図ることができた。

市長は、PFI導入と教育の合築を適切とした理由をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し答弁が、質問の内容とずれてたら、また御指摘を願いたいと思います。

まず、合築については、教育長のほうから答弁を、もう既にしているということでございます。

PFI導入が適切かというところでございますが、平成29年度に実施しましたPFI手法の可能性調査によりまして、小中学校整備事業において、一定の効果が見込まれるとの結果が得られた、そういったためでございます、今まで説明してきたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 4番にまいります。

議会説明は確かにありましたが、職員は、自分の仕事として、専門に勉強する中で学ぶことができる環境ですが、議員はそうはいきません。こつこつ自分で勉強です。それに、四日市市と違って、初めからPFIありきではなかったかと感じております。

6月議会から3月議会へと、拙速な市長の取り組みには疑問です。余裕をもって、早目、早目に、30年後43億、PFIについても奥が深いものです。

御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

まず、12月議会で債務負担行為の議決をいただいております。この議決の中で、当然、PFIの関連の補正予算あげさせていただいて、川田議員のほうにも議決をいただいているところでございます。

そういった形の中での質問ではありますが、議会への説明不十分ではないかということでございます。もし、平成29年度に実施した可能性調査の結果の御説明以降、一般質問はもとより、各定例会におきましても、議員協議会や常任委員会等で、適宜、議員の皆様方に対して御説明をさせていただいたところでございまして、12月議員にも、山戸議員のほうから、議員のほうには再三にわたって説明をしていただいているけれども、というような内容の質問もいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 5番にまいります。

最後に残った2社の提案書は、レベルが高かったものと思われませんが、できる範囲でお知らせいただければと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の質問でございますが、また訂正をすると、違うと怒られるかもしれませんが、最後に残った2社ではございません。そちらのほうに応募していただいたのが2社ということで、これについても、ずっと説明をさせていただいているところでございます。

そういった形の中で、質問について、再度、どこの部分を聞きたいのか言っていただければというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 最後は、落札された業者が残るわけですけれども、取り上げられなかった業者、特定業者とならなかった、落ちた業者の方に対しましても、すぐれたレベルを持った工法とかあったんじゃないかと思われまじけれども、そこのところが、お構わない範囲で教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

落札とかというものじゃありません、今回のことは。それについても説明をさせていただいたところではございますが。

選考過程において、落ちたところというふうな形での質問だというふうに、自分なりに理解して答弁をさせていただきます。

次点候補者の提案書につきましては、議員の皆さんにも御説明をさせていただいているところでございますが、著作権のほうは、民間事業者側にありますので、もう1社のほうの内容について、公表することができないという状況でございます。

そのことについて、御理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 6番の、合築は教育に係る問題として協議されたと思います。

説明会で、高台派の保護者は、教育のことはわからないので、教育者に聞いてと言っておりました。

この整備審議会では、校舎の近いところに体育館、プールを置きなさいとなっております。しかし、今の現状では、重なる変更があり、財政的にも、教育的環境もそうになっておりません。教育委員会は教育の質を高める協議をしたでしょうか。合築だったら、教育の中で環境の観点から、どのように話されたか伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛小学校、宿毛中学校の合築校舎等の施設整備を行うに当たりましては、まず教育委員会といたしましても、各学校現場の意見を伺う必要があるだろうと。そういうことで、さまざまな現場サイドからの御意見をいただきました。

その中で、施設配置につきましては、耐震性のある中学校技術棟は残して活用したほうがいいのではないかと。あるいは、教職員の駐車場は、合築校舎近くに配置をしてほしい、といった御意見がございました。

また、合築校舎そのものにつきましては、中学生の姿を見て、小学生が育っていくのは理想的なことであるけれども、小学生と中学生の動線は、できるだけ交わらないようにできないか。あるいは、保健室は小学校と中学校それぞれに1室配置をしてほしい。あるいは、職員室と校長室は、小中それぞれ1室配置をしてほしい。特別支援教室の配置は、学習に集中できるような配置を考えてほしい。あるいは、生徒にストレスがかからないよう、ベランダを各階層へ設

置してほしい、などの意見をいただいているところでございます。

そういった学校現場の意見も踏まえる中で、最終的に合築の方向を決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 7番にまいります。

PFIに期待するもの、メリット、また全ていいわけではない、デメリットとあるわけで、どこをよしとしたのか。また、それほどでなくとも構わないとするには、内容の水準によるようになります。

PFIには、さまざまリスクが存在しています。なるべくSPCの自由度を上げるため、多くの業務範囲をSPC側の責任の範囲としたいが、SPC側は、サービス対価の減額規定があることから責任範囲を狭くしたい。落札決定後の事業契約交渉において、想定外のものに係るリスク責任分担の交渉が長引くことがあります。

財政的には、公共事業に関するリスクを、民間側に可能な限り移転したいとなりますが、民間側に移転し過ぎるとVFMが低下となり、民間はリスク回避のために保険を掛けるなどしてリスクヘッジを行います。

このコストは、料金に上乗せされ、公共の支出となり、そのリスクを最もよく管理することができる側がリスクを負うという考え方のもとに、公共と民間のリスク分担となっていくます。

リスクは不確実で、顕在化して初めてリスクとなるため、顕在化しないように、ともに協力を求める。不可抗力で回避できないリスクも想定されます。

市長の考えるPFIのメリット、またデメリットを聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

PFIのメリット、デメリットということでございます。

私、PFIに関しましては、先ほども言いましたが、何もかもすぐれているというふうには、私自身は言ってきておりません。そういった形の中で、メリット、デメリットについて聞いていただけたんだというふうに思いますが。

メリットにつきましては、設計、建設、維持管理運営までを含めた包括発注、また性能を満たしていれば、細かな手法は問わない、性能発注とすることで、民間事業者のノウハウや、創意工夫が発揮をできまして、結果として、公共サービスの質の向上が図られることや、そして工期の短縮、コストの削減が期待をされるところでございます。

そして、デメリットといたしましては、市として適切なモニタリングや監視、こういったものが長期にわたって必要になってくるということであろうかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 8番にまいります。

よい建物と合築と教育問題について。

先日の早稲田大学古谷先生が、梓立祭で、有識者としてかかわっておられる高知大学の柳林先生の言葉に、少しだけ触れられました。

よい建物の維持管理と、小中合築と教育は別だと思うが、と言われました。もっと深く聞いてみたいと思いましたが。

少し視点が変わりますが、PFIは経費的に安くいくからいいではないか。行政サービスをどれだけ充実するか。経費をかけても構わない、維持費をかけて行政サービスを充実するか。いや、税金なので、できるだけ安く仕上げること

だ、と話があるかと思いますが。

よい建物と、合築と、維持管理、教育問題、それぞれどう考えますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

まず初めに、御質問議員から御紹介いただきました、教育の専門家と言われる早稲田大学の先生を初め、高知大学の先生方が、どのような趣旨、目的で、そのような御発言をされたのかというのは、私自身理解できておりませんので、若干、御質問とずれる部分があるかもしれませんが。

施設管理について申し上げますと、今回のPFI手法の導入によりまして、長期間にわたって建設時の状態で維持管理ができる、そういうことになれば、その期間は、30年の間はそうですけれども、30年後においても、非常に望ましい、良好な教育環境の中で、子供たちが教育を受けることができるというふうに考えております。

また、一体型の校舎にすることによりまして、現在、宿毛市の教育委員会が推進をいたしております小中一貫教育を実施するに当たりまして、非常に有効であるというふうに考えております。

しかしながら、良好な施設管理や、あるいは一体型の校舎だけで、児童生徒の教育内容が全て充実するものではないというふうにも考えております。

基礎学力の定着、あるいは不登校やいじめの問題の解決、人権教育や特別支援教育の充実、教職員の資質、指導力の向上など、ソフト面の充実を図ることによって、さらによりよい教育環境を提供できるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 9番にまいります。

審査委員会7人の方が優先交渉権者を決める評価点を持っていて、43億のPFI事業の代表者を決める7人でございます。メンバーは、5人が職員、2人が小中学校の校長先生です。

民間業者の選定に当たって、公平、透明性が要るのは常識の範囲であります。庁内委員が入ってはよくないとしなかったのは、問題があります。客観的に審査をする観点から、多方面からの専門分野から選出、PFIに精通した実務経験者、学校建築に精通した実務経験者、近隣地からの選出、女性の登用、といった観点の重視は考えられなかったのでしょうか。

先生お二人は、女性がお一人入られております。公平、透明性を市民から問われたら、説明できますか。お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

庁内の委員が入っては、透明性、公平性を保てないというのは、非常に遺憾な発言でございます。公務員だからこそ、逆に守秘義務も課せられておりますし、一般の方よりも、そのあたりはしっかりと対応していただけるものだというふうに、市長としては考えているところでございます。

今回、選定委員7名とは別に、専門的知識を有した学識経験者4名に依頼をいたしまして、企画提案書の審査をしていただいております。

選定過程や審査基準につきましても、事前にホームページ等で公表をしておりますので、その内容を承知の上で事業者は応募してきておりますので、公平・透明性は当然担保されているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 大きな3番にまいります。

職員の酒気帯び運転の報告がありました。自損事故で、御本人は依頼退職されていますが、社会問題であります。

それぞれ御見解をお聞かせください。

高知県は飲酒運転は後を絶ちません。飲酒運転は、その地域の恥と言われる方もおられます。それは殺人行為にもつながることで、多くの方を不幸にする行為であります。絶対してはいけない飲酒運転を、徹底されていないトップの管理責任はどうかございますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、去る2月16日、学校教育課の臨時職員が、飲酒による自損事故を起こし、市民の皆様の行政に対する信頼を裏切ることとなりましたことは、大変深刻に受けとめているところでございます。

平素より、教育公務員として、法令遵守や服務規律の徹底について、機会あるごとに指導してまいりましたが、このたび、このような事態となり、これまで本市の教育行政に信頼をお寄せいただいております市民の皆様、並びに保護者の皆様に対し、心よりおわびを申し上げます。

今後、このようなことがないように、職員の管理監督に努め、交通法規の遵守を徹底するなど、学校現場も含めまして、職員一丸となって、一日も早く市民の皆様の信頼を回復することができるよう、努力をしてまいります。

管理責任につきまして御質問いただきましたけれども、今回の臨時職員は、教育委員会が雇用した職員でございます。任命権は教育委員会にございますので、懲戒審査委員会等の意見も踏まえる中で、判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうからも、お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど、教育長からお答えしましたように、本職員の基本的な服務監督責任は、教育委員会にあるものでございますが、私たち公務員は、日ごろから市民に率先して、交通安全そして交通法規の遵守に努めるべき立場にありまして、特に飲酒運転の根絶は、市をあげての取り組みでもあります。

臨時職員とはいえ、このような不祥事を起こし、市民の皆様の信頼を損なうこととなりましたことは、まことに遺憾であり、心よりおわびを申し上げます。

私としても、今回の事態を受けて、去る3月8日の庁議におきまして、全幹部職員により情報共有を行い、交通法規の遵守並びに綱紀の保持について、改めて注意喚起を徹底したところでございます。

また、各職場におきましては、所属長より直接、注意喚起を行うとともに、庁内メールを通じて、全職員へ重ねて周知徹底をしたところでございます。

今後再びこのような事態を招くことのないよう、職員への法令遵守の徹底を実行していくとともに、市民の信頼回復に向けて、努力をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） これで、川田栄子の一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第30号「訂正の件」を議題といたします。

議案第30号について、市長から一部訂正したい旨の申し出があります。

この際、訂正理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 今議会に上程されております議案につきまして、内容の訂正をお願いいたします。

訂正をお願いする議案は、37ページ、議案第30号の、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の附則についてでございます。

お手元にお配りしております正誤表にありますように、附則の内容を条立てとし、第2条に経過措置の内容を追加しようとするものでございます。

大変御迷惑をおかけしましたが、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、訂正理由の説明を終わりました。

お諮りいたします。

議案第30号の一部訂正については、申し出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号の一部訂正については、これを承認することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時44分 散会

平成31年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第10日（平成31年3月14日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第41号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第41号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君  
副市長兼 岩本 昌彦 君  
税務課長事務取扱  
企画課長 黒田 厚 君  
総務課長 河原 敏郎 君  
危機管理課長 岩本 敬二 君  
市民課長 山岡 敏樹 君  
税務課長補佐 田村 泰生 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	中町 真二 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	楠目 健一 君
学校給食 センター所長	山戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君
総務課主監	上野 浩由紀 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第41号まで」の41議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、原田でございます。質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第15号、平成31年度宿毛市一般会計予算。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、新規事業等調査表、25ページにございます、農業公社関連事業、4,960万円について、事業の詳しい説明を求めます。

続きまして、議案第30号、宿毛市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

こちらは、条例の制定の経緯から、条例の内容を詳しく御説明ください。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、原田議員の質疑にお答えします。

新規事業調査表25ページの農業公社関連事業4,960万円の事業内容について、御説明させていただきます。

まず、新規就農生研修受入組織運営補助金900万円につきましては、平成31年度宿毛市一般会計予算の100ページに計上させていただいております。

この補助金は、本市の基幹産業である農業の振興と、農業後継者の育成確保を図るため、市

と農協が共同で農業研修生を受け入れるための組織を新たに設立しようとするもので、設立初年度の運営を支援するための補助金となります。

組織の名称は、一般社団法人スタートアグリカルチャーすくもとし、事務局長1名、事務員1名の2名を職員として、新規雇用する予定としております。

次の、新規就農研修推進事業費補助金120万円につきましては、同じく当初予算の100ページ、宿毛市新規就農研修推進事業費補助金1,344万円の中に含まれております。

この補助金は、国や県の研修制度に基づき、農業研修を受ける研修生に対して、研修手当の上乗せとして補助金を交付するもので、公社研修生分として月額2万5,000円の12カ月分、研修生を4名想定してありまして、合計で120万円を見込んでおります。

この補助金につきましては、宿毛市が直接、研修生に支払う形となります。

園芸用ハウス整備事業費補助金3,260万円につきましては、予算書の99ページ、宿毛市園芸用ハウス整備事業費補助金、3,335万円の中に含めて予算計上しているものです。

研修用のビニールハウスを整備するための補助金として、今回の設立法人に交付しようとするものです。

事業内容としましては、イチゴ用のビニールハウスを2棟、ハウス用の燃料タンクを2基設置するもので、設置場所は二ノ宮地区を予定しております。

ビニールハウスについては、1棟当たり1,500万円、燃料タンクにつきましては、1基当たり130万円の事業費を見込んでおります。

次に、複合経営拠点支援事業費補助金380万円につきましては、予算書の100ページに計上しております。

この補助金は、今回、設立するスタートアグ

リカルチャーすくもの事業計画が、高知県中山間農業複合経営拠点支援事業の補助目的に合致することから、この補助金を活用して、財務システムやイチゴを一時保管するための予冷庫などを新規に導入しようとするものです。

次世代ハウス農業クラスター促進事業300万円につきましても、今回の設立組織と、その事業内容が、高知県が進める農業クラスターの形成促進に資する取り組みとして認められることから、事務局長と事務員の2名の新規雇用奨励金として200万円、経理等に関係する事務を、税理士等に業務委託する際の経費に対する予算として、100万円を補助金としてスタートアグリカルチャーすくもに交付しようとするものです。

なお、ハウス整備などの施設整備関連事業につきましても、初年度のみを想定しておりまして、2年目以降しばらくは、ハード整備は実施しない計画であることから、市からの補助金は、2年目以降は大幅に減少する見込みとなっております。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） おはようございます。環境課長、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第30号、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、これまでの経緯及び条例の内容について、お答えをいたします。

まず、本条例議案の経緯についてでございます。

近年、市内各地に出力50キロワット未満の、売電を目的といたします太陽光発電施設が多々設置されるようになりましたが、本市に届け出の義務がないため、現状の把握ができず、設置された地域では、近くで突然工事が始まったり、設置後の対応への不安などをお聞きする中で、

昨年9月議会におきましても、一般質問や、御提案もいただき、対応を模索してまいりました。

一方、本条例の内容につきましては、目的といたしまして、市内における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全、及び自然環境の保護等に配慮した、適正な方法によるものとするために、必要な事項を定めることにより、地域社会との調和を図ることといたしております。

概要といたしましては、出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者に対しまして、規則で定めるところにより、本市に届け出を義務づけ、必要な措置を講じることといたしたいものでございます。

なお、施行に関しまして、必要な事項として、事業概要や地域住民等への説明等、本市への届出内容など、別途、検討の上、規則を定めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御説明ありがとうございます。

それぞれ、一つずつ再質疑をさせていただきます。

農業公社のほうですが、こちらの4名の職員の採用の条件について、日本人、外国人という縛りがあるのかということと、最初のところに、移住施策という括弧がついていまして、例えば市外の方に限るとか、市内外問わずとか、そのような縛りがあるのかどうかを、ひとつお聞かせください。

それで、条例のほうにつきましては、この条例が設置及び管理、「管理」となっておりますが、県の最後の条例にかからない、本当に生活に密着した部分の最後の条例の設置ということだと、僕は認識しておりまして、設置のときの

条件はよくても、設置した後に問題が多々起こるのではないかという懸念もありまして、この管理についての条項が、もう少し管理のほうの条項も入れてもいいのではないかという感想を、今、持っております、この点につきまして、御説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 原田議員の再質疑にお答えします。

研修生の資格について、それから外国人が研修の対象になるかというふうな内容だったと思いますけれども、まず、県と国の補助要綱に基づいて行う研修制度でございまして、厳密な取り決めというのは、スタートアグリカルチャーすくもの段階では定めてはおりませんが、国と県の制度に基づいて実施するので、例えばで言いますと、農業を既に従事している方が、新たに研修生として、その補助制度を活用するということはだめですので、基本的には、今回、スタートアグリカルチャーすくもで研修を受ける研修生は、農業未経験者が基本になるという形になります。

それから、外国人については、国や県の補助制度で、補助対象外というか、想定をもととしていないというふうな規定になっておりますので、今回の組織では、受け入れは基本的にはしない方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） 環境課長、原田議員の再質疑にお答えいたします。

特定発電設備設置後における問題の管理に係る御質問だったと思います。

議員御指摘のように、当条例、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例とさせていただいております、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関

し、災害の防止、生活環境の保全、及び自然環境の保護等に配慮した、適正な方法によるものといたしますために、必要な事項を定めることにより、地域社会との調和を図ることを目的としてございます。

目的の達成に必要な場合、議員が御心配されますように、設置後に起こる問題につきましても、必要な措置を講じるよう、指導等を行ってまいりたい、このように考えてございます。

なお、条例上の事業者におきましては、発電設備を設置するもの、及び設置した発電設備を用いて発電するものも含めておりまして、仮に事業者に変更があった場合も、本市に届け出を行っていただきまして、事業者の把握をさせていただいた上で、同様に対応してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御説明ありがとうございます。

以上で質疑を終了させていただきます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、これから質疑を行います。

私は、今回、2つの項目について質問をいたしますので、担当課の御説明をよろしく願いをいたします。

2つの項目とも、議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、こちらのほうからでございます。

まず、初めに、109ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、横瀬川ダムクライミング施設整備工事費、こちらのほうを、内容、そして目的をよろしく願いをいたします。

そして、続きまして、120ページをお開き

ください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、18節備品購入費、備品購入費の2,650万円について、こちらも内容と目的、御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、109ページ、6款商工費、1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、横瀬川ダムクライミング施設整備工事費305万円について、御説明いたします。

本事業は、市長より行政方針の中でも少し申し上げさせていただきましたが、ダムや橋梁などを観光するインフラツーリズムが注目されている中、県の自然体験キャンペーンの補助金を活用し、現在、建設中の横瀬川ダムに日本初となるダム壁面を活用したボルタリング施設を整備し、本市の体験型観光の振興を図ろうとするものでございます。

ボルタリングは、東京オリンピック競技にも採用され、今後ますます注目されるスポーツであります。

このボルタリングを通して、日本初、ここでしか体験できないという新たな魅力を発信し、本市を強力にPRしてまいりたい、そのように考えております。

整備内容でございますが、ダム壁面の全体の高さは、約72メートルでございます。設置場所は、そのダム壁面外側の左端の付近になるんですけれども、そこに地上から約63メートルの高さのところ、上り下りのためのスペースを確保できるんですけれども、そこからダム頂上まで、全長8メートルのコースを並列して2コース整備する予定でございます。

また、クライミングの安全装置として、オー

トビレイ、これは自動制動機ですけれども、それを2基整備いたします。

オートビレイとは、頂上部に設置して、そこから伸びるランヤードと呼ばれる命綱をクライマー自身に取りつけて、のぼっていくときは、オートビレイ本体にそのランヤードが自動で巻き取られます。クライミング中に落下したときや、上からおりる際には、自動でブレーキがかかり、ゆっくりと地上まで自動落下できる、そういう装置でございます。

なお、このオートビレイ装置のための上部の支点、その他の一部の費用につきましては、国土交通省が整備する予定となっております。

時期につきましてはですが、整備は国土交通省と協議しながらというふうになりますけれども、本年秋以降の整備となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課主監。

○総務課主監（上野浩由紀君） 総務課主監、2番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、120ページ、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、第18節備品購入費2,650万円の内容及び目的について、お答えします。

2,650万円の内訳につきましては、平成7年に購入しました片島分団片島部のポンプ自動車1台が、購入から23年を経過して、経年劣化していますので、2,600万円で更新購入しようとするものです。

新型に更新することで、さらなる消防力の強化につなげてまいりたいと思います。

残り50万円につきましては、山火事などで消火作業に使用する背負い式山火事用消化資機材で15台を購入し、各分団に配備するものです。

この分ですが、経年劣化して更新配備しよう

とするものです。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 再質問をさせていただきます。

まず、横瀬川ダムのクライミング施設の件についてなんですが、私はこの横瀬川ダムにつきましては、お隣の四万十市の中平市長や、本市の中平市長とともに、国土交通省にも何度も要望活動に同行させていただきましたし、完成を心待ちにし、またその後も大変期待をしているのですが、今、ダムというもの、治水や利水の意味ももちろんですけども、観光資源の一つとしても注目されておりまして、こういった施設が完成することは、大変喜ばしいことだと思っておりますが、この施設、どのような形で一般の方々に利活用していただけるように考えているのか。例えば、利用料金が要るのか、予約が必要なのか、そういったことを、またお知らせをいただきたいと思えます。

そしてまた、こういう施設ができました際に、保守点検ですとか、ランニングコストの面も、いろいろと課題になってくると思いますが、その点はどのようにお考えなのか、そちらもお示してください。

そしてまた、消防の件ですけども、今度、新しいポンプ車が導入された後の、現在使用されている、旧車両になりますけれども、こちらの旧車両のほうは、取り扱い、どのようになるんでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、2番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

利活用方法、ランニングコストということでございますが、利活用方法等については、当初の運用といたしましては、イベントの実施や、体験ツアーなど、あらかじめ実施日を設定した

形や、事前予約をいただくような形で、運用していきたいというふうに考えております。

こうしたイベントやツアーを実施していく中で、安全性の確保、利便性などの検証を行っていき、国土交通省などの関係機関と連携を図りながら、徐々に運用の幅を広げていきたいと考えております。

利用料金等の設定につきましては、ケースに応じて、今後、詳細を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、ランニングコストについてでございますが、メンテナンス費用として、安全確保のために必要でありますホールドや、オートブレー装置の点検費、経年劣化によるホールドの交換や、修繕費等、年間およそ45万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課主監。

○総務課主監（上野浩由紀君） 総務課主監、2番、川村議員の再質疑にお答えします。

更新後の旧車両につきましては、廃車しております。オークション等への出品などもあるようですが、先ほどお答えしましたとおり、購入から23年経過しておりますので、今のところ考えておりません。

今後は検討してまいりたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、両課長、ありがとうございました。

御検討よろしく願いいたします。

これで私の質疑、終わります。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 7番、山上でございます。質疑をさせていただきます。

内容につきましては、先ほどから2人の方が質問されております、議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算について、4項目

でございます。

まず、初めは、58ページになりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市住宅耐震改修促進費補助、2,260万円についてでございます。

その内容など、内訳についての説明をお伺いします。

続きまして、108ページになります。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、大島桜公園内道路整備測量設計業務委託料293万8,000円についてでございます。

これは、新規事業調査表にも掲載されておりますけれども、この業務委託における設計の内容について、お示しいただけますでしょうか。

続きまして、117ページになりますが、第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、13節市営改良住宅設計業務委託料、901万円についてであります。どこの改良住宅なのか、また構造や規模など、どのようなものを想定されているのか、説明をお願いいたします。

最後の項目になりますが、次のページ、118ページになります。

第7款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費、15節工事請負費、1,400万円ですが、どこでどのような工事を、何カ所行うのかを、説明をいただきます。

お願いします。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、7番、山上議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、58ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金の、宿毛市住宅耐震改修促進費補助金、2,260万

円の内訳について、御説明させていただきます。

本予算につきましては、住宅の耐震設計改修の対策を行う方に対しまして、その費用の一部を補助するものでございまして、耐震設計分として、1件当たり、上限を20万5,000円の20件分で410万円、改修工事費としまして、1件当たり、上限92万5,000円の20件分で、1,850万円の、合計2,260万円を補助金総額として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、7番、山上議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、108ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、大島桜公園内道路整備測量設計業務委託料293万8,000円についてでございます。

本事業につきましては、大島桜公園内を通り抜けるサイクリングロードを整備するための設計業務委託料となっております。

現在、桜公園内は、徒歩での通り抜けはできませんけれども、ことし2月から開催されましたリョーマの休日～自然&体験キャンペーン～にあわせて、サイクリングコースの一つに大島桜公園が加わり、自転車での通り抜けができるよう、整備したいというふうに考えております。

具体的には、宿毛リゾート椰子の湯、これの駐車場の入口付近から、延長100メートル程度で既存の道へ接続できるものと考えておまして、幅員については、3メートルから5メートル程度を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、

山上議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、117ページ。

第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料、市営改良住宅設計業務委託料、901万円の委託場所と、建築構造、それから建築規模について、お答えいたします。

場所は、平成29年度から建てかえに着手した山奈町山田の手代岡改良住宅団地で、委託の内容は、平成31年度に建築する2階建て住宅2棟、平家建て住宅1棟の計3棟分の施工監理委託と、翌年度に建築予定の2階建て1棟分の実施設計となり、構造は全て木造となります。

施工監理する建物規模は、戸当たり74平方メートル、4DKが4戸入る住宅が1棟、戸当たり64平方メートル、3DKが2戸入る住宅が1棟、戸当たり73平方メートル、4DKが2戸入る住宅1棟となり、実施設計を行う1棟は、73平方メートル、4DKが2戸入る住宅となります。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（中町真二君） 土木課長、7番、山上議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、118ページ。

第7款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費、15節工事請負費、がけ崩れ住家防災対策工事費1,400万円の工事件数と場所についての御質問でございます。

がけ崩れ住家防災対策工事につきましては、住家裏のがけ崩れが発生した箇所、がけ崩れの前兆現象が発生した箇所、またはがけ崩れの発生が予想される箇所について、県の補助事業である高知県がけ崩れ住家防災対策事業を利用して、山どめ工などを施工し、住家保全を行う事業であります。

個人から住家防災対策工事の要望があった箇

所については、土木課においてリスト化しており、要望リストの中から被害規模や緊急性などにより、優先度を加味した上で、数件程度の事業実施を予定しております。

予算としましては、例年と同額程度の1,400万円を計上させていただいております。

現段階では、まだ工事件数と場所については、決定しておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） どうも、説明ありがとうございました。

再質疑はいたしませんけれども、委員会でもた詳しい話をお伺いするかもしれませんので、よろしくお願いたします。

大島桜公園内の道路につきましては、一日も早い完成をさせていただいて、宿毛市の観光振興にも貢献できるようにしていただければと願っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） おはようございます。ただいまから質疑をさせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、大きくいうと、議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算と、議案第39号、宿毛市消防団員非常勤の報酬及び費用弁償の支給条例の一部を改正する条例についての2件になります。

予算については、一問一答でいきたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

まず、議案第15号別冊、51ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金というのが出ていますが、この内容の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、51ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円についての質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、国の地域おこし協力隊推進要綱に基づき、地域おこし協力隊が任期終了時に、活動地と同一市町村で起業する場合に、その起業に要する経費に対しまして、支援を行うものとなっております、その経費につきましては、100万円を上限として、特別交付税措置が講じられることとなっております。

現在、企画課に配置しておりますメディア担当の地域おこし協力隊が、今月末をもちまして3年間の任期が満了となりますが、本隊員につきましては、任期終了後も、引き続き本市に定住するために、平成31年度に起業する予定としておりまして、本事業につきましては、その隊員の起業に要する経費への補助というふうになっております。

今後におきましても、さまざまな制度を活用しながら、任期終了後の地域おこし協力隊の定住、定着に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点、再質疑をさせていただきます。

この新規事業調査表のほうには、今年度単年度での予算化ということで、来年度以降の事業予算を計画しておりませんが、これは先ほど、課長の答弁の中に、これから先も、必要があれば予算化をしていくということですので、そう

いう地域おこし3年の任期が終わって、地元で定住しようとする方がおれば、その都度、予算化するというものでいいのか。また、市として、単独で、先ほど、特別交付税措置ということで、答弁がありましたが、市としては、補助する予定はないのかについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

この制度につきましては、国のほうの推進要綱におきまして、任期終了後の1年以内に起業するという部分が、制度に該当するというふうになっております。

地域おこし協力隊の活動、また起業等につきましては、それぞれその隊員に合わせて、支援について、検討してまいりたいというふうに考えております。

市単独の補助につきましては、なるべくこういった制度を活用して、まず国等の制度を活用することを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） わかりました。

ただ1点、言っておきたいと。答弁は要りませんが、言っておきたいと思っておりますのは、今、地域おこし協力隊で、自伐林家を目指して、活動している方が、ことしも1名ふえるというふうにも聞いております。

そういう方については、なかなか3年で林業を熟知できるという事業ではありませんので、市有林等の伐採であるとか、作業をできる体制づくりについて、市としても、バックアップをしてあげたらなというふうに考えておりますので、その金銭的な部分だけではなくて、支援をできるような体制を考えておいていただきたい

というふうに思います。

次の質疑に移ります。

58ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費の西地区防災センター建設工事費ということで出ておりますが、この内容についてお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、58ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費の西地区防災センター建設工事費5,063万3,000円の予算について、御説明させていただきます。

本予算につきましては、南海トラフ地震発生時に、孤立が想定されております西地区の防災拠点として、西町5丁目の高台にあります西町公園内に、防災拠点施設を建設するための工事請負費でございます。

今年度におきまして、施設の実施設設計が完了しております。概要につきましては、建築面積が203平方メートル、木造平家建てでありまして、災害時にも活用できる浄化槽機能や、炊き出しスペース、自家発電機能や飲料水、食料、資機材などの備蓄スペースを整備するとともに、約50名程度を収容できる避難スペースなど、発災時に西地区の拠点となる施設整備を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 50名程度ということで、西町地区の住民、結構な人数がいると思うんですが、それくらいの面積で対応できるのかについて、非常に疑問ですが、その部分がかれば、答弁をお願いしたいというふうに思

います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

もっと必要じゃないかと、大きな施設が必要じゃないかという質問だったと思います。

西地区の想定される全ての避難者を収容できる避難所を整備できれば、理想ではあります。

そうすると、なかなか学校の体育館規模の施設を幾つ必要となるということがありますので、今回の整備につきましては、要配慮者等を一定、収容できるスペースや、備蓄スペースなどの必要な機能を整備することで、拠点機能を持たすことによりまして、1.5次的な避難所、2次避難所へ行くまでの避難ということで活用することを想定しておりますので、今回はそういう施設の建設を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） そうですね。なかなか全員が入れる施設というと、膨大な施設になると思いますので、1.5次的ということで、わかりました。

次の質疑に移ります。

同じページになりますが、同じ項目でもあります。

避難所運営マニュアル策定施設整備工事費ということで、1,900万余りの予算が計上されております。この予算、内容、どこのところを工事するのかについて、御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

同じく、58ページ。15節の避難所運営マニュアル策定施設整備工事費1,950万円の事業概要について、御説明させていただきます。

現在、宿毛市におきましては、南海トラフ地震を想定した避難所として、市内で28カ所の施設を指定しております。

それぞれの施設につきまして、避難所運営マニュアルを策定いたしまして、被災時に効率的な避難所運営を実施することができるように、今、備えているところでございます。

その中で、県の3分の2の補助金を活用いたしまして、それぞれの施設について、一定の施設改修や、資機材の整備を実施しておりまして、今年度末までに15カ所分についての整備が完了する見込みとなっております。

御質問の工事費1,950万円につきましては、残る13施設につきまして、引き続き、避難所改修を実施するものであります。

具体的な工事内容としましては、資機材を保管する備蓄倉庫の設置、施設のかぎ所有者が参集できない場合を想定いたしまして、一定の地震を感知したときに、自動的に開錠する防災かぎボックスの設置。停電時に発電機から電力供給できるようにするための電源切りかえ工事の実施を基本としまして、それぞれの施設において、必要な手すりやスロープ等、設置を実施したいと考えております。

なお、避難所運営マニュアル策定施設における事業としては、質疑のあった工事請負費のほかに、11節の需用費及び18節の備品購入費におきまして、それぞれの予算を計上させていただいております。

簡易トイレや、ヘルメットなどの避難所運営に必要な資機材についても、あわせて整備してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） よくわかりました。

次に、同じページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費の18節備品購入

費の、災害用エアテント購入費ということで、予算化をされております。

新規事業調査表のほうでも、多少触れていますが、この内容についてお示し願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、12番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、58ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節備品購入費の災害用エアテント購入費、395万3,000円の事業内容について、御説明いたします。

本予算につきましては、南海トラフ地震発生後の一時避難場所におきまして、要配慮者等避難者の待機環境を向上させるため、災害用エアテント30平方メートルを2基、配備するものであります。

このエアテントにつきましては、天幕部分を含むテント全体が一体構造となっております。素早い立ち上がり、コンパクトな収納が可能となっており、送風機を使用しますと、約1分、手動ポンプでも、約10分程度で設営が可能となっております。

収納につきましても、約10分で完了できるということとなっております、緊急時に少人数でも対応できるものと考えております。

配備予定の避難場所としては、咸陽小学校の裏山、大島小学校の裏山の2カ所を計画しております。

今後も引き続き、要配慮者などの待機環境の向上のために、小学校付近などを基本としまして、配備を検討してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番(寺田公一君) 少し、再質疑をさせていただきますと思います。

2基ということで、金額的にいうと、390万余りの金額ということは、1基当たり200万円のテントということになるんですかね。

非常に高価に思うんですが、30平米でそれくらいの金額かかるのかということと、可能であれば、こういうものは、できるだけ、先ほど課長言いましたが、いろいろな避難所、特に一時避難所で雨露をしのぐことができないところがほとんどだと思うので、保管場所はどこにするかは別として、すぐ持っていけるようなところに置けるようなものなのか。どれくらいの大きさのものなのか、ちょっと想像できないのですが。

ふだんは、例えば芳奈の総合運動公園等に保管していて、必要のあるところに持っていか、そういうことができるのであれば、そういうふうな取り扱いをすればいいんじゃないかというふうに思うんですが、その部分、わかっているならば答弁をお願いしたいと思います。

○議長(岡崎利久君) 危機管理課長。

○危機管理課長(岩本敬二君) 危機管理課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、保管場所につきましては、各避難場所に配備してあります備蓄倉庫を想定しております。

その大きさにつきまして、カタログでいきますと、乗用車のハッチバック車であれば、ハッチバック車の荷台の部分だけ、そこに全ておさまる形になります。

テントといいましても、骨組みがありませんので、小さく収納できます。

それから、テントとセットで配備する予定の電動送風機についても、通常の車の後ろに乗せたりするコンテナありますよね。その部分に全部、一式おさまる形になっていますので、そう

いう形で一時避難場所の備蓄倉庫に入れたいと考えております。

重さが、今回の30平米の分で、約95キログラムとなっておりますので、大人4人であれば動かせるという状況だと考えております。

以上でございます。

○議長(岡崎利久君) 12番寺田公一君。

○12番(寺田公一君) ありがとうございます。

それでは、次の質疑に移ります。

次は、94ページの第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、18節の備品購入費。金額的には、非常に小さい、15万9,000円という金額なんですけど、内容を見ると、屋外センサーカメラ購入事業費ということになっています。

事業内容、特にどこに設置しようとするのかというのがわかっているならば、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長(岡崎利久君) 環境課長。

○環境課長(岡本 武君) 環境課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、94ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、18節備品購入費、15万9,000円。内容につきまして、不法投棄対策に係る屋外センサーカメラ購入事業についてでございます。

これまで、長年にわたりまして不法投棄を撲滅するため、パトロールや看板の設置、それから土地の管理者等々、不法投棄物の撤去を行ってまいりましたけれども、残念ながら、人けのないところへの不法投棄が後を絶たず、つらい思いをされている方もおられまして、昨年、宿毛市不法投棄監視カメラ設置及び運用に関する要綱を定めまして、比較的安価なカメラを購入いたしまして、対応をしております。

しかしながら、不法投棄やポイ捨てが常習化している場所、地域がございまして、土地の管理者と協議する中で、監視カメラ及び監視カメラ設置中の看板の設置を行いまして、不法投棄の抑止、及び不法投棄者への指導を行いたい、このように考えております。

なお、備品購入費の内訳といたしましては、人感センサー内蔵の防水型の監視カメラ4台を考えてございます。

議員がおっしゃってございました、どこに設置したいのかということもおっしゃっていただいたと思いますが、不法投棄とかポイ捨てが常習化されている地域もございまして、関係者との協議する中で、そういったところへの対策に努めてまいりたい、このように考えております。

場所については、今後、十分協議していきます。以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 執行部のほうからも、抑止力の話も出ていましたが、監視カメラで監視することが目的ではなくて、捨てないように、市民に対して啓発もしていくということもやりながら、住みやすく、きれいな宿毛市をつくっていかうということを、市全体で取り組んでいく。

これは、環境課だけではなくて、市職員全員が、環境監視員であるというぐらいの意識を持って、進めていっていただきたいなというふうに思います。

このことについては、再質疑はいたしません。

次に、通告のページが間違っていると思っておりますが、106ページの第5款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金なんですが、その水産加工施設等整備事業費補助金ということで、多分、今回の予算の中でも、相当額、大きい、3億6,000万円余りの予算が計上されております。

この内容について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、106ページ。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金、水産加工施設等整備事業費補助金、3億6,179万9,000円について、説明いたします。

この予算は、株式会社高知道水が、宿毛市坂ノ下に建設中の、輸出にも対応できる高度な衛生管理基準を満たす水産加工施設が、3月中に完成する見込みとなったことから、平成31年度に建設費等に対する補助金として、予算計上するものでございます。

この施設は、平成29年度の水産庁直轄のハサップ対応事業の採択を受けておりまして、宿毛湾のマグロやブリ、マダイの海外輸出にも対応可能となるよう、超低温冷凍施設なども完備した施設となっております。

平成31年度予算としましては、加工施設の工事が完了し、新規雇用者5名以上の条件を満たす見込みであることから、補助金として3億6,179万9,000円を予算計上するものです。

平成32年度には、新規雇用者15名以上の条件をクリアすれば、1億544万円を交付し、平成34年度末までに、ブリやマダイの海外輸出額が10億円以上を達成した場合には、輸出促進特別加算補助金として1億820万円を交付する予定としております。

今回の予算に関しましては、平成34年度までの間で、合計5億7,545万5,000円の債務負担を承認いただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 債務負担を認めている部分でもありますし、一昨日からの一般質問の中でも、17名程度の雇用も生まれているということもお聞きしておりますので、これが発展して、宿毛市の産業の牽引役に、これまで以上になっていただければということをご期待しております。再質疑はいたしません。

次に、最期の質疑になりますが、議案第39号、宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてであります。この条例の改正しようとする内容について、まずお示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 総務課主監。

○総務課主監（上野浩由紀君） 総務課主監、寺田議員の質疑にお答えします。

平成31年第1回宿毛市議会定例会議案56ページ、議案第39号、宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、お答えします。

この一部改正につきましては、第3条第2項第1号、緊急・災害出動手当、第2号、点検出動手当、第3号、出張手当を支給しようとするものです。

この手当につきましては、地方交付税に算入されていること、また県内のほとんどの市町村で、既に支給されている実態があることなど、消防団から強い要望があり、手当を支給することについて、条例の一部を改正し、手当を支給しようとするものです。

内訳としましては、緊急・災害出動手当に199万2,000円を計上しており、火災、風水害、行方不明者捜索等、1出動に対し、1名3,000円として、前年度実績をもとにして664名分を計上しております。

点検出動手当につきましては、各部24部あるんですが、月1回、1名1,000円として

2名分の、57万6,000円を計上しております。

出張手当につきましては、各種協議会、研修会等、市内、四万十市、土佐清水市、幡多郡内の町村及び愛南町で、1日につき2,000円、それ以外の地域は、1日につき5,000円とし、合計41万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

200万程度ということですので、500名近くいる団員の中で、何か事があって出動すれば、すぐなくなるんじゃないかというふうに思います。最初からふんだんに予算を組めるとは思ってはいませんが、不足分が生じたときの対応について、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 総務課主監。

○総務課主監（上野浩由紀君） 総務課主監、再質疑にお答えします。

寺田議員の指摘のとおり、災害が発生した場合は、なかなか予想がつかみませんので、その都度、随時、補正予算で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございます。

消防団員が出動する機会は、できるだけないほうがいいですので、災害のない、安全なまちづくりに努めていただきたいというふうに思います。

これ以上、質疑はいたしません。

済みません、1項抜けておりました。

議案第15号別冊の111ページ、第6款商工費、第1項商工費、8目プレミアム付商品券

事業費、19節負担金補助及び交付金ということで、予算化されています。新規事業のほうでも書かれておりますが、事業内容について、まず御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、111ページ。

第6款商工費、第1項商工費、8目プレミアム付商品券事業費、19節負担金補助及び交付金の2億2,850万円について、まず本事業につきましても、消費税率10%の引き上げによって及ぼされる低所得者及び子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を実施する事業でありまして、実施に必要な経費につきましても、国が全額補助するものとなっております。

内容といたしましては、これまでも実施してきました臨時福祉特別給付金、それとプレミアム付商品券、この2つを合わせたような制度設計となっております。

具体的には、本年10月から来年3月までの半年間に、市内登録店舗で使えるプレミアム付商品券を、購入対象者に対して販売する予定でございます。

購入対象者の要件についてでございますが、一つが、平成31年度住民税非課税者、ただし、非課税者であっても課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、そして生活保護の方は除きます。

もう一つが、3歳児未満の子が属する世帯の世帯主ということになっております。

商品券の購入限度額につきましても、対象者1人につき2万5,000円までとなっております。その2万5,000円の販売額は2万円、差し引きの5,000円分がプレミアム

補助額という形となります。

本市におきましては、約9,000人程度の対象者を見込んでおりまして、この19節のプレミアム分と商品券の販売支出分は、この9,000人程度の分を見込んだ支出額でございます。

購入に関しまして、今回のプレミアム付商品券の販売は、対象者が限定されますので、購入希望者の申請、審査、そして引きかえ券の発行、そして最後に、その引きかえ券を持って商品券を販売するという流れになってきます。

簡単なスケジュールを説明いたしますと、8月ごろまでに事業の周知、広報、そして商品券の利用店舗の公募、購入希望申請の受付を行って、9月ごろから購入引きかえ券を発行して、商品券の販売を開始する、そうした予定となっております。

なお、その引きかえ券によって、商品券の販売や、利用店舗の公募等は、宿毛商工会議所へ委託する予定を考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1点だけ、質疑をさせていただきたいと思います。

その購入対象者というか、プレミアム付商品券の購入可能な対象者についての通知というか、周知のやり方ですが、直接、例えば手紙等でお知らせをするのか、広報等の周知になるのか、そのあたりの考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、12番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

対象者に対する周知は、どういった形であるのかという質疑でございましたが、広報、ホームページ等で、全体的な周知を図るとともに、何らかの方法を考えて、個別周知できるような

形を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ありがとうございますました。

できるだけ、私は知らなかったとか、知ってたら買う予定だったのにということがないように、抜かりのないように対応をお願いしたいと思います。

これで私の質疑は終わりますが、ことしの予算、当初予算で26%余り、昨年比で多い予算化になっています。災害対策費がふえているとはいえ、適切な予算執行に努めていただきますようお願いをして、私の質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第3号から議案第41号まで」の39議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月15日及び3月18

日から3月20日まで、並びに3月22日、3月25日、3月26日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月15日及び3月18日から3月20日まで、並びに3月22日、3月25日、3月26日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月15日から3月26日までの12日間は休会し、3月27日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時24分 散会

## 議案付託表

平成31年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (25件)	議案第3号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第4号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第5号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第6号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第7号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第8号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第9号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第11号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第12号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第13号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第14号	平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第15号	平成31年度宿毛市一般会計予算について
	議案第16号	平成31年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第17号	平成31年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第18号	平成31年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第19号	平成31年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第20号	平成31年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第21号	平成31年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第22号	平成31年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第23号	平成31年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第24号	平成31年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第25号	平成31年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第26号	平成31年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第27号	平成31年度宿毛市水道事業会計予算について

<p>総務文教 常任委員会 ( 6件)</p>	<p>議案第28号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第39号 議案第41号</p>	<p>宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定について 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について 特定事業契約の締結について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 ( 8件)</p>	<p>議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第40号</p>	<p>宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について 宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について 宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について 宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 和解及び損害賠償の額の決定について（追認）</p>

平成31年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第6号

1 議事日程

第23日（平成31年3月27日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第41号まで  
（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）  
（議案第3号から議案第41号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第16号外3件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書
- 第5 議案第42号及び議案第43号  
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）  
議案第42号 工事請負契約の締結について  
議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程追加 決議案第1号 川田栄子議員に対する辞職勧告決議

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第41号まで
- 日程第2 陳情第16号外3件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書
- 日程第5 議案第42号及び議案第43号
- 日程追加 決議案第1号 川田栄子議員に対する辞職勧告決議

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 川田栄子君  | 2番 川村三千代君  |
| 3番 原田秀明君  | 4番 山岡力君    |
| 5番 山本英君   | 6番 高倉真弓君   |
| 7番 山上庄一君  | 8番 山戸寛君    |
| 9番 岡崎利久君  | 10番 野々下昌文君 |
| 11番 松浦英夫君 | 12番 寺田公一君  |
| 13番 宮本有二君 | 14番 濱田陸紀君  |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市長 中 平 富 宏 君  
副市長兼 岩 本 昌 彦 君  
税務課長事務取扱  
企画課長 黒 田 厚 君  
総務課長 河 原 敏 郎 君  
危機管理課長 岩 本 敬 二 君  
市民課長 山 岡 敏 樹 君  
税務課長補佐 田 村 泰 生 君  
会計管理者兼 佐 藤 恵 介 君  
会計課長  
健康推進課長 和 田 克 哉 君  
長寿政策課長 桑 原 一 君  
環境課長 岡 本 武 君  
人権推進課長 沢 田 美 保 君  
産業振興課長 谷 本 和 哉 君  
商工観光課長 上 村 秀 生 君  
土木課長 中 町 真 二 君  
都市建設課長 小 島 裕 史 君  
福祉事務所長 河 原 志加子 君  
水道課長 川 島 義 之 君  
教育長 出 口 君 男 君  
教育次長兼 中 山 佳 久 君  
学校教育課長  
生涯学習課長  
兼宿毛文教 楠 目 健 一 君  
センター所長  
学校給食 山 戸 達 朗 君  
センター所長  
農業委員会 岩 田 明 仁 君  
事務局長  
選挙管理委員会 児 島 厚 臣 君  
事務局長

----- . . ----- . . -----

午前10時42分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、発言取消の申し出がありますので、この際、これを許します。

川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 3月13日の私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「PFI事業で行ったところもございます」の次から、「PFIは何もかもすぐれているわけではありません。」までの発言について、私の錯誤でありましたので、取り消しをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

日程第1「議案第1号から議案第41号まで」の41議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時24分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より、川田議員に注意をいたします。

川田議員は、議会運営委員会において、発言取消の申し出とともに、市長に謝罪するとの発言があったが、本会議においては、錯誤による発言の取り消しはあったが、謝罪はされていない。

よって、川田議員に対し、議長として、議場の秩序を守るように厳重に注意を与える。

議場が混乱いたしましたので、日程第1より議事を行います。

日程第1「議案第1号から議案第41号まで」の41議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第3号から議案第41号まで」の39議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(松浦英夫君) 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第3号から議案第27号まで」の25議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、3月15日、18日、19日、20日、25日の5日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月25日、意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案25件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第3号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算(第8号)の7ページ。

第2表、繰越明許費補正、第2款総務費、第1項総務管理費。事業名は、空き家対策総合支援事業、金額、902万円についてであります。

本事業は、市が空き家を改修し、10年間借り上げ、移住希望者へ貸し出す事業となっております。委員からは、繰り越しとなった原因について質問があり、執行部からは、情報をお寄せいただいた建物の多くは老朽化が著しく、利活用

することができなかった。

また、よい物件はあったが、相続登記がなされておらず、年度内の利活用ができなかったとの回答がありました。

委員からは、予算執行できなかった理由は理解できるが、事業実施に至らなかった上で、翌年度も同規模の予算を計上している。このまま事業を継続しても進まないと考える。現在、把握している要因が改善できないのであれば、事業転換することも検討しなくてはいけない。移住者に対して、新たな商品をつくって売り出していくというような意識を持って取り組んでもらいたい、との意見がありました。

続きまして、47ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊家賃補助金、44万円の減額についてであります。

本事業は、地域おこし協力隊として移住してきた方に対する家賃補助であり、スポーツに特化した協力隊員2名を募集したが、1名しか雇用できなかったため、不用額を減額するものである。

委員からは、担っていただくのはどういった内容の業務かとの質問があり、執行部からは、合宿誘致や各種スポーツ大会を誘致する業務で、交流人口の拡大を目的としている。

また、ホームページ等で、施設等の情報発信も担っていただいている、との回答がありました。

また、委員からは、各種誘致活動や、情報発信等が業務ということなら、市内のスポーツ団体の調査や、団体関係者とのネットワーク構築を行った上で、業務を遂行すれば、大変効率がよくなるかと考えるが、積極的に行っているのか、との質問があり、執行部からは、スポーツ団体との関係の構築等は必要だと考えているが、1月から業務を開始したばかりで、今後、取り組

みをしていくとの回答がありました。

続きまして、議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算の51ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円についてであります。

本事業は、任期満了を迎えた地域おこし協力隊の方が、任期満了後も市内に定住し、起業しようとする際に交付するもので、委員からは、情報発信等のメディア担当の方が起業されることに伴い、補助金を交付するものと説明があったが、もともと当該協力隊員が担っていた業務を委託できるような仕組みづくりを行えば、一定の収入を確保でき、定住してもらうことにつながるのではないかと。

また、そういった実績を積み上げていくことで、今後においても、協力隊を確保しやすくなるのではないかと、との質問があり、執行部からは、現在、ふるさと納税の返礼品のページについて、写真をふやし、ストーリー性を持たすことによって、内容を厚くしている状況があるので、その部分については、本人が希望し、選考を通れば発注することが可能である。

また地域おこし協力隊にはさまざまな業務を担っていただいているので、どのような業務を発注できるかについては、検討中である、との回答がありました。

続きまして、53ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節委託料、自転車を利用したまちづくりプロデュース事業委託料314万6,000円についてであります。

本事業は、自転車を活用したまちづくり計画に基づき、進められているさまざまな施策が効果的に実施できるよう、専門家からのアドバイスをいただくためのものである。

また、本委託業務は、有名な自転車メーカー

や、サイクリストチーム等を招集し、本市の自転車施策のPRにつなげることも目的としている。

委員からは、平成31年度の当初予算を見ても、自転車事業に力を入れているのは理解できるが、なぜ自転車なのか、どれだけの将来性があり、自転車愛好家等に注目されているかといった点について、市民にも啓発をしないと、備品等の整備が進みながら、市民の理解は得られないのではないか、との質問があり、執行部からは、本年3月末を目途に、自転車を活用したまちづくり計画を策定する予定となっており、その中で、自転車が健康面や環境面、観光、スポーツ等の分野で、市の目指したい姿について、市民にわかりやすい計画とする予定である。

この計画をもとに、専門家のアドバイスをいただきながら、事業を進めていきたいとの回答がありました。

また、委員からは、自転車を活用することの理念が置き去りのまま事業が進んでしまうことを懸念しているため、きちんとした戦略をもって取り組んでもらいたいとの意見がありました。

続きまして、58ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節備品購入費、災害用エアテント購入費、395万3,000円についてであります。

本予算は、災害時における要配慮者の待機環境の向上を図ることを目的とした災害用エアテントの購入に係る予算であり、委員からは、平成31年度において、大島小学校及び咸陽小学校の裏山に配備すると、新規事業調査表には記載されているが、津波が心配される小筑紫小学校周辺に配備しないのはどういう理由か、との質問があり、執行部からは、近隣に保育園がある小学校周辺へ優先的に配備しようと考えたものであり、平成32年度以降についても、予算要求を行い、小筑紫小学校等への配備も検討し

ていきたい、との回答がありました。

続きまして、129ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、8節報償費、えいご塾日新館事業、絵本読み聞かせ講師報償12万円についてであります。

本予算は、平成31年度において、2名の講師により1時間程度、宿毛文教センターで英語の絵本を読み聞かせするものであります。

委員からは、具体的な内容は決定しているのか。また、定員や周知の方法はどうなっているか、との質問があり、執行部からは、定員等を含め、具体的な内容については、今後、検討していく。対象者としては、小学校未就学児を考えている、との回答がありました。

委員からは、保育園へ派遣することにより、子供たちに受け入れてもらいやすいと考えるので、来てもらうこととあわせて、派遣についても検討してもらいたい。

また、人材の里であることや、早稲田大学とのつながりもPRできるので、開催場所については、林邸を活用することを検討してもらいたいとの意見がありました。

続きまして、134ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、1目学校体育振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市小学校プール監視員補助金、32万円についてであります。

本予算は、夏休み期間において、PTAが実施主体となり実施しているプール開放の際に、プール監視員を雇用するための費用について補助するものである。

委員からは、水難事故等が起きた場合に備え、保険に加入しているのか、との質問があり、執行部からは、昨年の高知市での事故を受けて行った聞き取り調査では、ほとんどのPTAにおいて、保険に加入していたとの回答がありました。

委員からは、PTAが実施しているプール開

放については、昨年の高知市での水難事故を踏まえ、一定の指導等を行ったほうがよいと考えるので、教育委員会として、実態の調査や、意見調整を行うことを検討してもらいたいとの意見がありました。

続きまして、136ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、18節備品購入費、1,681万8,000円についてであります。

本予算のうち、1,655万2,000円については、総合運動公園陸上競技場第三種公認の更新に伴い、更新条件として、必要とされている器具の更新、不足している用具について購入するものである。

本事業に関連して、委員からは、陸上競技場については、少しずつではあるが、地盤沈下していると聞いている。5年後の第三種公認の更新に当たっては、地盤沈下対策も必要となっているのではないか、との質問があり、執行部からは、見積もりをとっていないので金額はわからないが、抜本的な対策を行う場合には、かなり高額な費用が必要となると想定している。

そのため、県や周辺市町村とも協議しながら、対策については、検討してまいりたいとの回答がありました。

委員からは、地盤沈下対策工事を実施する場合には、高額な経費と時間がかかると考えるので、早目に県や周辺自治体と連携する中で、検討を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、平成31年度宿毛市一般会計予算、93ページ。第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、備品購入費28万5,000円について、報告いたします。

本件は、宿毛市自転車を活用したまちづくり

計画の一環で、環境課、水道課、教育委員会に電動自転車3台を整備し、公用車の使用を抑えることで、燃料費削減や、二酸化炭素削減を図るものである。

委員からは、事業費の平成33年以降に予算見込みが記入されていないが、どのような理由からか、との質問があり、執行部からは、まず3台購入し、実施をした上で、あとの計画を変更していくよう考えている、との回答がありました。

委員からは、観光協会のレンタルも伸び悩んでいる中で、単発ではなく、計画的な取り組みが必要であるとの意見がありました。

続いて、109ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、横瀬川ダムクライミング施設整備工事費、305万円について、報告いたします。

本件は、東京オリンピック競技にも採用されているボルタリングを、横瀬川ダム施設の壁面に2コース設け、活用してもらうもので、委員からは、安全管理はどうするのか、との質問があり、執行部からは、当初はかぎを渡す形で対応を考えていたが、関係者に話を聞く中で、それは安全上、問題があるという指摘を受けたので、最初は、市職員や観光協会の職員が行き、対応したい。

イベントや予約制から初め、運用の幅を広げたいとの回答がありました。

委員からは、人の命がかかわることなので、管理者不在でやったとなると、非常に大きな問題になる。よくよく考えて運用してほしい。安全管理面では、保険もよく考えておくようにしてもらいたい、との意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました25議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務

文教常任委員長、本委員会に付託されました6議案の、審査結果の御報告をいたします。

議案第28号は、宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定についてでございます。

内容につきましては、今後、建設を控えている大型建設事業などの案件につきまして、入札による最低金額入札者により、事業などの事業者を選定するよりも、高度な専門的技術に基づいた提案の中から、最もすぐれた内容の提案を採用するプロポーザル方式で事業者を選定するほうが、より有益であるケースが考えられるため、事業者の選定を公平かつ公正に行うための宿毛市プロポーザル審査委員会を設置するために、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第33号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本条例は、平成30年5月25日付で一部改正条例を公布しておりますが、当該内容について、所要の改正が必要となっており、なおかつ議案第28号及び議案第31号の条例制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、住民投票の公布に際する手数料を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号は、宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、松田川小学校と宿毛小学校を統合して、平成33年4月1日より、新たな宿毛小学校を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、学校再編計画の進捗状況はどうなっているのか、との質問があり、執行部から

は、計画案については、議会にもお示ししているが、保護者や教育審議会に説明する中で、来年度中に新たな学校再編計画を策定したいと考えている、との回答がありました。

また、委員からは、議案第41号と関連して、宿毛小中学校新校舎の建築がおくれてしまうと、学校統合に影響を来すのではないかと、との質問があり、執行部からは、工事におくれが出た場合には、保護者と協議する中で、同意が得られるようであれば、現校舎での統合ということもあり得るが、過去の経緯を踏まえて協議し、本条例の一部を改正するといった対応も検討し、よりよい方向を目指していきたいとの回答がありました。

議案第39号は、宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、消防団員に出動手当等を支給することによって、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号は、特定事業契約の締結についてでございます。

内容につきましては、宿毛小中学校を民間資金等の活用による公益施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づいて整備するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

委員からは、従来方式にはないプロジェクトマネジメント業務というのは、どういう業務かと、との質問があり、執行部からは、従来方式であれば、設計、建設、維持管理を個別に発注し、それぞれの業務が完了すれば、事業者の責任は終了していたが、PFI事業では、30年間にわたる長期契約に基づき、SPC構成企業を初めとする協力企業等が適切に業務を執行できているのかの監視や、SPCを健全に維持してい

くための財務管理や、市や関係機関との連絡調整といった、本事業における成否のかぎとなる要素を持った業務である、との回答がありました。

また、委員からは、宿毛水利土木組合が、長年にわたり管理している水路がグラウンド内に通っており、新校舎配置図では、その水路の上に校舎の一部が配置される予定となっているが、水路が使えなくなるといったことはないのか、との質問があり、執行部からは、今の配置図はあくまでも企画提案時のものであるが、その配置図では、校舎の間の広場の下に水路が通るものとなっている。しかし、企画提案時の配置図で、建設を行うというのではなく、今後も宿毛小、中学校から、諸室の配置等に対する意見をいただく中で、調整していく予定である。

また、今後も水利組合とは協議を続け、丁寧に説明する中で、できるだけ同意をいただける形で進めたいとの回答がありました。

さらに、委員からは、小中学校を合築することで、教育環境が悪化し、子供に影響を及ぼす可能性はあるのか、との質問があり、執行部からは、今後の再編計画を検討する中で、中学生と小学生が一緒になることで、中学生の風紀が乱れた場合に対する心配の声は承知しているが、小中一貫教育としている小筑紫小学校では、中学生が小学生に対し、読み聞かせを行う等、教育環境をよくするための小中一貫教育の研究も進めている。

今回の宿毛小中学校合築は、沖の島以外では初めての合築ではあるが、教育環境の充実に取り組んでまいりたい。また、有識者会議の中では、今回の提案については、子供たちの環境や、先生の環境、周辺住民の環境をすごく意識した内容となっているという好評化を得ている、との答弁がありました。

委員からは、審査の過程や自由討議において

は、このまま水利組合との協議が難航した場合には、工期におくれが出るのではないかと。また、水路だけの問題ではなく、本事業の情報公開等市民に対する説明、情報不足等に起因した行政に対する不信感もある状態で進むことができるのか、といった、議案に対して反対の意見や、水路のメンテナンスや維持管理という部分については、今と同じ状況を担保するよう、校舎の配置等を検討するということである。

水路の問題は、執行部がきちんと対応するということであるので、本議案は契約議案であることを考慮し、採択すべきではないか。

陳情第18号を審査する過程で、市民説明という点では、1番重要な学校に直接関係する保護者の方は、しっかり説明を受けたという話である、といった賛成する意見が出されました。

以上、6議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、議案第41号については、賛成多数で原案を適当であると認め、可決すべきものとし、議案第28号及び議案第33号から議案第35号まで、並びに議案第39号の5議案については、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山本 英君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案8件についての審査結果を御報告いたします。

議案第29号は、宿毛市立認可外保育所設置条例の制定についてでございます。

内容につきましては、沖の島保育園は、園児の減少に伴い、本年3月31日をもって休園することとなっておりますが、在園児が1名残ることと、離島という地域性を鑑み、4月1日より、市立認可外保育所を設置する必要が生じま

したので、新たな条例を制定しようとするものです。

委員からは、無料とした理由は何かあるのかとの質問があり、執行部からは、平成31年10月から、3歳以上の教育・保育無償化も始まるという社会情勢を踏まえたことと、認可外保育施設になることで、他の認可保育所と同様のサービスが、沖の島の子供に提供できなくなることからである、との回答がありました。

これに対し、委員からは、島という特異性があるところではあるが、最初から無料とうたうことには心配を覚える、という意見と、認可保育所で守っている水準は、認可外保育施設とは保育の環境が全く違うので、無料もやむなし、との意見の両論に分かれました。

以上を踏まえ、採決をとったところ、修正案につきましては、賛成少数により否決され、原案につきましては、賛成多数で可決されました。

議案第30号は、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、市内において、出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者に対して、設置及び管理に関する本市への届け出を義務づけるため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第31号は、宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてでございます。

内容につきましては、平成12年度に策定された都市計画マスタープランを改定するに当たり、学識経験者や市内団体の代表等で組織する策定委員会を設置する必要が生じたので、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第32号は、宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、放置自動車の撤去に際して、必要となる所有者の情報を入手し、所有者の責任で適正に撤去してもらうために、所要の改正をするものです。

委員からは、放置自転車の条例はできているのか、駅に放置自転車がかかりある。自転車のまちづくりということであれば、ただ購入だけを考えてはいけけないのではないかと、との質問があり、執行部からは、放置自転車の条例は考えていない。駅の放置自転車は、土佐くろしお鉄道が張り紙をし、撤去してくれている、との回答がありました。

議案第36号は、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、差別を解消するための各種法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めている条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、厚生労働省からの通知である地域包括支援センターの設置運営についての一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、沖の島簡易水道及び鵜来島簡易水道以外の全ての水道事業を、宿毛上水道へ統合することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号は、和解及び損害賠償の額の決定について（追認）でございます。

内容につきましては、本件における和解について、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、専決処

分できるものと誤認していたので、改めて地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、8議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、議案第29号につきましては、先ほど申し述べたとおり、原案を適当であると認め、賛成多数で可決すべきものと決し、議案第30号から議案第32号まで、及び議案第36号から議案第38号まで、並びに議案第40号は、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第28号まで及び議案第30号から議案第40号まで」の37議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第28号まで及び議案第30号から議案第40号まで」の37議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第28号まで及び議案第30号から議案第40号まで」の37議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第29号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

12番寺田公一君。

○12番(寺田公一君) 12番、議案第29号、宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本来、条例のもとでは、市民は皆、平等であるべきだというふうに思います。本議案は、宿毛市立沖の島保育園が、園児減少により3月31日をもって休園することに伴い、在園児が1人残ることと、離島という地域性を鑑み、4月1日より、宿毛市立認可外保育所を設置する必要が生じたため、新たな条例を制定しようとするものです。

本議案の条例制定の趣旨、ほかに選択肢がないという沖の島の地域性はよく理解できるものの、市立保育園の保育料は、保護者所得による応能応益により設定されていること、また、市職員の保育士を配置することなど、公平公正の原理からも、条例により無料を設定することよりも、宿毛市立保育園設置条例第4条に準拠した条例の制定が適当であるというふうに思い、また市民の理解も得られると思います。

また、無料化については、宿毛市立保育園設置条例第4条第3項によって、市長は、特別な事由があると認められるときは、使用料を減免できるというふうに規定されております。

沖の島保育所の保育料の無料化は、これで十分に担保できるというふうにも考えます。

よって、本条例案は、無料化を明文化するのではなく、運用面で無料化をするべきだというふうに思います。

修正をするべきだというふうに、私は思いま

す。

なお、国の動向については、そのときに保育園設置条例とともに、改正をすべきであるというふうに思います。

以上、同僚議員の賛同を求めて、反対討論いたします。

○議長(岡崎利久君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第29号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 起立多数であります。

よって、「議案第29号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第41号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番(川田栄子君) 私は、議案第41号、特定事業契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

……………(発言一部取り消し)……………

……………水利組合のほうから、水路の上には構築物は建てられないと、規約による指摘を受けている状態です。

26日に話し合いをするとのことを、25日に職員から聞いたところではありますが、その結果を待たず、委員会採決でしたかと尋ねると、職員は、採決のお願いはしていない。議会が決

めたことだから、と。確かに市民から、議会が問われる問題であります。

議会が決めたからと、水利組合に通じるものではありません。何百年と宿毛の水を水利組合が占有し、維持管理されてきたことに感謝するものでございます。

その規約に反することは、法治社会として許されるものではありません。

また、このまま進むのは望ましくないと考えます。

宿毛小中学校合築の契約が、PFI手法で43億の大規模事業であるということについては、市民の皆様には一般質問の過程でも、少しは明らかになりましたように、施設整備、維持管理サービス一体を民の資金で行い、官は施設提供サービス購入費を民間に支払うものであります。

このサービスを提供するために、民間に資金調達、施設整備を所有させ、民間の資金能力を最大限活用できるものであり、割賦払いの要素はないとしたものですが、日本は割賦払い前提のPFI事業が多いにもかかわらず、サービス購入型と命名しています。

割賦払いの契約を締結すると、公共には施設整備費を全額支払う義務が生じて、施設の瑕疵担保リスクをこえたふぐあいリスクを民間に移転することができなくなるというデメリットが生じるのではと、疑問があります。

そして、公債よりも資金調達コストの高い民間の資金を利用して施設整備する、合理的な理由がなくなるのではと考えます。

契約額42億9,442万円で、国庫補助金4億7,000万円、11%、起債21億4,000万円、50%、一般財源、16億8,000万円、39%で処理をしていこうとなっております。

施設整備完了時に、26億円が支払われ、BOT方式で市が所有権を持つとなり、残額は平

準化と聞いております。

民間にリスクを移転することで、VFMが生み出されるかどうかの基準にして、リスク配分する必要がありますが、事業リスクの官民の適切な配分が検討課題であります。

公的債務を拡大させないためには、公共が施設の所有をやめて、民間に所有させ、その施設サービスを公共が利用者となって購入すれば、公共は投資せず、民間よりサービス購入するのみで、利用したサービス料の債務を生じるだけのBOT方式であります。当市はBOT方式となっているので、施設整備が債務となり、金利がつきます。

さらにBOT方式には、これにサービス料が加わるので、割賦払いは膨れます。当市は、補助金を使うので、BOT方式、割賦払いを確定し、債務を拡大することになるのではありませんか。心配です。

公共の債務を膨れ上がらせるので、財務悪化となり、財政健全化に反するのではないかと懸念します。

公共には、公債による資金調達があるにもかかわらず、PFI法は公債よりも高い民間資金を活用して、施設整備費を割賦払いで支払うことを認めています。

公共が施設を所有せず、財政健全化を生むには、民間が資金調達した資金が返済できるように、官民合意したキャッシュフローが成り立つため、施設の耐用年数全体にわたって支払いを平準化できます。

また、公共が施設整備による公的債務の増加を下げるができる、施設が適切に利用できる限り、合意した支払いが行われる。要求水準書に満たない状態になった場合は、その支払いは必要ないとなります。

国のバランスシートを見れば、割賦払いをふやす状況ではないにもかかわらず、割賦で施設

整備をふやそうとの方針が示されています。

地方自治体を足すと、債務はGDPの200%を超える借金をふやして、資産がふえたのは、わずかであります。

PFIの仕組みは、民間の債務による民間の投資を引き出し、公共のキャッシュフローの改善と、財政状況の改善を同時に満たす仕組みであります。

このことから、どうしてキャッシュフロー改善に、偏重した割賦支払い型PFIをふやすのかと、疑問があるところです。

PFIを割賦払いと勘違いしているのではと思っております。民間は、割賦払いなら、大規模修繕リスクをとる必要もない。施設修繕費の取りっぱぐれもないとなります。

そして、この事業に手を挙げたのは、最終的には、民間事業者は2グループでした。ここに健全な競争原理が働いていたかと、疑問があります。

競争相手が多いほうが、当然ながらよい提案をしようと、事業計画を推挙されることは予想されます。

PFIを導入するメリットは、民間企業のノウハウを効率的に導入して、コスト削減やサービスがよくなるといわれ、非価格面での提案が評価される、公募型のプロポーザル方式となります。

具体的には、経営体制、モニタリング体制、ファイナンスを含む安定性の審査項目が、より重視されます。金額ではないから、どうやって選定プロセスが公平性、透明性、客観性をもって行われたかということについて、疑問を持っています。

PFI法においても、客観的な評価を行い、その結果を公表しなくてはならないとあり、条例において、民間事業者の選定の手続を定めることを規定しています。

さらに、PFIを導入するかどうかについて、自治体でしっかり議論をして決めていただく。その上で、国がさまざまな手法について支援をしていく。民間手法を入れようとなることで、開かれたものであることが大事とされています。

市が保有する情報は、民間事業の著作権、意匠権などが絡むことで、開示判断できるものが限られるようになり、公文書開示請求への対応が問題となりました。

さらに事業が進むにしたがって、市の内部でも、事業の全容把握はごく一部の職員、議会への対応説明不十分とされました。

その結果、それが情報隠しと事業の実施経緯が不透明と批判があり、住民訴訟までいった例もあります。

住民が主人公の自治体の事業でありながら、事業者の都合を優先して情報開示が後退をして、住民の不信を拡大した、こういうPFI事業が住民参加を妨げるものとなっているのではありませんか。情報の開示不足について、民間事業者の著作権、意匠権などが公文書開示請求への対応が絡むことで問題となったPFI事業も、ほかの事業と同様の判断基準のもと、情報公開制度に基づいた、適切な情報開示がなされるものになることは重要と考えます。

リスクは自治体に、もうけは事業所といった形では、このあり方そのものが問われると言わざるを得ません。この事業が住民や議会の情報開示を後退させて、議会と住民による行政監視を損なうものとなっている事例は、今取り上げたところです。

PFI事業者の利益を優先して、住民要求に背を向けるものとなっているという点で、住民自治、地方自治の障害となっていると言わざるを得ません。

最後に、松田川小学校の統合といいながら、宿毛小中学校の校長先生お二人は、選定委員に

入られておられるにもかかわらず、松田川小学校校長先生は、入られておりません。松田川小学校の先生方への説明は、いかなる配慮があったのか、憂慮します。

地方自治体は、分権改革により、自主責任で行政運営を行っていかねばならないので、数多くの公共施設や社会インフラが老朽化し、その更新のために、公的債務をこれ以上にふやせるものではありません。

民間に施設を持たせる形で、民間投資を引き出すのであれば、対象となる施設についても、限定することになりますが、いかに債務を拡大することなく、公共施設や社会インフラを整備していくのか、競争している環境の中にあると考えます。

少子高齢化による人口減少、それに伴う税収の低減など、抱えている課題を踏まえると、これからはPFI事業の活性化は不可欠と考えます。

PFI手法を導入していない自治体は、90%以上あるといわれていますが、ある意味で、これらの自治体は賢明であります。割賦や物件担保による既存のPFIの仕組みの活用では、債務が拡大し、財務悪化につながる心配があります。

メディアや有識者の見解が問われる課題だと認識し、慎重審議が全ての納税者の要望のほずであります。

PFI本来のメリットが生かせる財政の健全化と、適切なリスク分担による仕組みを望んでいます。

そのほか、理由はいろいろありますが、主なものについて申し上げ、反対討論といたします。

○議長（岡崎利久君） 暫時休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

-----

午後 0時30分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、午後3時まで休憩いたします。

午後 0時30分 休憩

-----

午後 3時20分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、発言取消の申し出がありましたので、この際、これを許します。

川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほどの私の討論の中で、表現が不適當なところがありましたので、「討論を行います。」の次から、「水利組合のほうから」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

ただいま発言取消をした部分以外の、不穩当ではと思われる部分については、後刻、速記を調査の上、措置することにいたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱いたします。

3番、原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 3番、今議会上程されました議案第41号、特定事業契約の締結について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、平成30年12月議会におきまして、宿毛市における小中学校整備事業の債務負担行為予算が、全会一致で可決されたことによる宿毛小中学校をPFI手法を用いて建設するための契約議案であり、本事業については、平成29年の執行部からの可能性調査の提案から、手順を踏んで審議しており、今回の審議のポイントは、選考過程の公平性や、受託企業体の業務執行能力の評価であったと考えます。

議案審議に当たっては、本事業による財政負担の軽減や、評価については、民間のアイデアを生かした事業提案、設計、施工、維持管理の一括発注により、建設費で比較した場合、約13%の削減効果も見込まれるとともに、財政負担の平準化が期待できるとのことでありました。

そして、特別目的会社が向こう30年間、予備修繕を行うことで、これまでの対処療法的な維持管理と比べ、教育環境の改善や保持につながり、このことにより、建設後の目的も明確となり、メリットは大きいものと考えられます。

そして、賛成、反対にかかわらず、全ての議員が、日ごろから強く要望しております、公共事業による地域経済への波及効果の期待につきましても、この契約のプラス面が正当に評価できる要因ではないでしょうか。

そして、もう一つ、今回の事業について、市民への説明が不十分ではないかという御意見もございますが、PFIについては、性能発注という特性上、事前に公表できない内容もあり、市民説明という点では難しい面があったことは、議員各位の共通認識であったと、私は思っております。

それと同時に、議員による一般質問や、ホームページ等で一定の情報公開がされていたことも事実であります。

そして、この案件については、校舎の高台移転も踏まえ、過去10年来議論され続けてきた

結果、最終的に現在地になったものであり、宿毛小中学校合築についても、平成28年より検討、議論がなされ、学校現場とそれぞれの保護者の代表で意見交換を行ってきたものであり、官民両者が時間をかけて話し合ってきた結果であると、学校建築で最もかかわるべきである当該PTAからも、意見表明がなされております。

さらに言えば、今回の学校建築に当たり、組織された検討委員会、またPFI事業の提案を審査した事業者選定委員会の結果について、協議を重ねた上で、今回の事業を支持すると、宿毛市小中学校PTA連合会からも、陳情書を通して表明がなされたことは、重く受けとめるべきだと思います。

以上のことから、子供たちの未来に対し、既に全会一致で可決されている予算の中で、長期にわたり安定的で良好な教育環境の提供を目的とし、それを確実に遂行していくべきであるという判断から、私はこの特定事業契約、議案第41号に賛成であり、同僚議員の賛同を求め、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（岡崎利久君）** 山本議員に注意いたします。

拍手等はしないで、お願いいたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第41号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡崎利久君）** 起立多数であります。

よって「議案第41号」は、原案のとおり可

決されました。

日程第2、「陳情第16号」外3件を一括議題といたします。

これより、「陳情第16号」外3件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情2件の審査結果を報告いたします。

陳情第17号、宿毛小中学校改築に関して慎重審議を求める陳情は、住みやすい宿毛をつくる会会長 田村進一氏より提出されたものであります。

内容につきましては、住民の理解度を含め、この議会のみで決断できる状況及び内容なのか、また将来の宿毛の教育を左右する議題であることを念頭に、慎重審議を求めるものであります。

陳情第18号、宿毛小中学校建設計画に伴う学校統合と、今後の宿毛市小中学校再編については、宿毛小中学校PTA連合会会長、岡井治氏及び、松田川小学校、宿毛小学校、宿毛中学校の各PTA会長の連名により、提出されたものであります。

内容につきましては、新宿毛小中学校の建設は、2年間にわたり、学校現場と保護者代表で、しっかり時間をかけて話し合ってきた結果であり、建設計画がおくれることで、宿毛市全体の学校統合や、再編計画に支障を来すことがないよう、行政運営を求めるものであります。

陳情第17号については、全会一致をもって採択すべきものと決し、陳情第18号については、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山本 英君） 産業厚

生常任委員長、本委員会に付託されました陳情第16号及び陳情第19号の審査結果を報告いたします。

初めに、陳情第16号は、街区の浸水・防水対策と「与市明川の抜本的改修」による、与市明川沿線の浸水防止を求める意見書についてであります。

本陳情は、住みやすい宿毛をつくる会会長、田村進一氏より提出されたものであり、内容といたしましては、街区への浸水と、与市明川の沿線、貝塚、小深浦の浸水は、近年、頻発しており、特に平成30年7月豪雨による市内の浸水で、市民生活に影響する多大な被害をこうむりました。

昨年の豪雨の教訓から、市民の生活と財産を守る対策を緊急に求めるものであります。

審査の課程で、委員からは、抜本的改修という言葉について、陳情者に問うと、15トン級のポンプを設置すれば解消されるといわれているが、専門家ではないが、この言葉が少し理解しにくい。執行部と話をして、そごがあると思った、との意見がありました。

また、委員からは、与市明川の土手がダム効果になり、水没すると言われているが、それについてどう考えるか、との質問があり、執行部からは、錦地区の内水に対して、今の状況で大雨が降れば、恐らく与市明川から錦川へ逆流するとともに、与市明川の無堤地区からの越流や、錦川の堤防が低い箇所から越水し、錦地区周辺が浸水するという認識である。

しかし、現在、高知県において計画中の与市明川及び錦川の堤防かさ上げが行われることによって、河川へ流入した水があふれなくなり、河川へ流入できなくなった内水は、市が計画しているポンプ施設により、排水するとのことで、今までの浸水していたところは、一定、解消されると考えている、との回答がありました。

以上の意見や陳情の趣旨を踏まえ、慎重に審査をした結果、説明会の開催の有無や、堤防をつくれば水がたまり、ダム効果になるという点などに、執行部とのそごが確認されました。

しかし、市民を守ることは当然であり、浸水対策をしなければならないということは理解ができるという結論に達し、全会一致で趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第19号は、精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択のお願いについてであります。

本陳情は、宿毛市精神障がい者若草の会会長、川村喜子氏より提出されたものであります。

内容につきましては、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同等に、交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員からは関連する法律等を確認すると、運賃割引は事業者の義務規定にしかなっていなかった。そこで、事業者の努力義務から、もう一つ上の義務化の条文にしたほうがよいのではないかという意見がある一方で、陳情者がこの文案で出してほしいということなので、そのまま出したらよいと思う、との発言もありました。

以上のことから、採決の結果、文案のまま、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての報告を終わります。

**○議長（岡崎利久君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第16号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第16号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第17号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第17号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第18号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第18号」を採決いたしま

す。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第19号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第19号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 3時45分 再開

○議長(岡崎利久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、「意見書案第1号」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第5、「議案第42号及び議案第43号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を行います。

議案第42号及び第43号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

内容は、どちらも昨年の7月豪雨に係る河川の災害復旧工事につきまして、3月13日に実施しました指名競争入札により契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜いますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(岡崎利久君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

-----

午後 3時58分 再開

○議長(岡崎利久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の開議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

お諮りいたします。

議案第42号及び議案第43号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第42号及び議案第43号の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第42号及び議案第43号」の2議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第42号及び議案第43号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

寺田公一議員。

○12番(寺田公一君) この際、休憩をお願い

いをしたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） ただいま、寺田公一議員から動議が提出されましたが、このほかに動議に賛成される方はありませんか。

（「賛成」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ただいま、寺田公一君から、この際、暫時休憩されたいとの動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり、決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君）

御異議なしと認めます。

よって、この際、暫時休憩をされたいとの動議は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時00分 休憩

-----・-----・-----

午後 4時42分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、寺田公一君ほか11人から、決議案第1号「川田栄子議員に対する議員辞職勧告決議」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、決議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

決議案第1号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川田栄

子君の退席を求めます。

（1番 川田栄子君 退席）

○議長（岡崎利久君） この際、提案理由の説明を求めます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、川田栄子議員に対する辞職勧告決議案の提案理由の説明をいたします。

川田議員においては、これまでの議会活動において、再三問題発言を繰り返し、議会運営を妨げ、幾度となく議長の要請による取り消しを行ってきた。

このような、議会の秩序を乱す行為は、断じて許されることなく、平成30年第4回定例会において、問責決議を全会一致で可決された。

にもかかわらず、反省することもなく今議会の一般質問・討論においても、同様の問題発言を繰り返し、幾度となく議事運営を中断させた。

議長並びに議会運営委員会での注意にも挑発的な態度を繰り返し、悔悛の情が一切見受けられない。

よって、同君に対しての辞職勧告決議に、議員各位の賛同を求めて、提案理由の説明といたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「決議案第1号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「決議案第1号」は、原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字そのほかの整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

川田栄子君の入場を許します。

(1番 川田栄子君 入場)

○議長(岡崎利久君) 以上で、今期定例会の日程は全て議了をいたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会しました今期定例会は、

本日までの23日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました43議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成31年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申しあげましたとおり、一つ一つの課題に全力で取り組んでまいりますので、市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御指導、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、今議会は、議員の皆様には任期最後の定例会となりました。この4年間、市政発展のために、大変貴重な御指導、御助言をいただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

特に、今期をもって御勇退される議員におかれましては、大変長きにわたりまして、本市の発展のために多大な御尽力を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

どうか健康に御留意されまして、今後とも市政発展のため、御指導、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、再度の出馬を予定されておられます議員の皆様におかれましては、再びこの議場でお会いできますことを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成31年第1回宿毛市議会定例

会を閉会いたします。

午後 4時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 宮本有二

議員 濱田陸紀

平成31年3月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第3号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第4号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第14号	平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	平成31年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適当

議案第16号	平成31年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第17号	平成31年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成31年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成31年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成31年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成31年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第22号	平成31年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第23号	平成31年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第24号	平成31年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第25号	平成31年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第26号	平成31年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第27号	平成31年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適 当

平成31年3月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第28号	宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	特定事業契約の締結について	原案可決	適当

平成31年3月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第29号	宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	和解及び損害賠償の額の決定について（追認）	原案可決	適当

平成31年3月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	理由
第17号	宿毛小中学校改築に関して慎重審議を求める陳情	採 択	適 当
第18号	宿毛小・中学校建設計画に伴う学校統合と今後の宿毛市小中学校再編について	採 択	適 当

平成31年3月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第16号	街区の浸水・防水対策と「与市明川の抜本的改修」による、与市明川沿線の浸水防止を求める意見書	趣旨採択	趣旨妥当
第19号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択のお願い	採 択	適 当

平成31年3月19日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成31年3月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成31年3月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 寺田公一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成31年3月27日提出

提出者	宿毛市議会議員	山本英
賛成者	宿毛市議会議員	山岡力
〃	〃	川田栄子
〃	〃	高倉真弓
〃	〃	山上庄一
〃	〃	寺田公一
〃	〃	宮本有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

障害者基本法は、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同じ「障がい者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めている。障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に障がい者に対する交通運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。しかし、精神障がい者については、現在も尚、JRや高速道路など交通運賃割引制度の対象から除外されているものもあり、精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっている。

精神障がい者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障がい者の1か月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%にも及ぶ。当然のこととして、交通費の負担が大きく「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」など社会参加に程遠い深刻な実態が明らかになっている。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障がい者権利条約が発効した。条約第20条では「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」及び第4条では「障がい者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めている。

一連の国内法や条約に照らせば、障がい者の交通運賃割引制度から精神障がい者を除外するような状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よって、国会及び政府に対し、精神障がい者にも身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

高知県宿毛市議会議長 岡崎利久

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

内閣官房長殿

厚生労働大臣殿

決議案第1号

川田栄子議員に対する辞職勧告決議について

川田栄子議員に対する辞職勧告を別紙のとおり決議する。

平成31年3月27日提出

提出者	宿毛市議会議員	寺田公一
賛成者	宿毛市議会議員	川村三千代
〃	〃	原田秀明
〃	〃	山岡力
〃	〃	山本英
〃	〃	高倉真弓
〃	〃	山上庄一
〃	〃	山戸寛
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	宮本有二
〃	〃	濱田陸紀

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

川田栄子議員に対する辞職勧告決議

川田議員は、これまでの議会活動において、再三問題発言を繰り返し、議会運営を妨げ、幾度となく議長の要請による取り消しも行ってきた。

このような、議会の秩序を乱す行為は、断じて許されることなく、平成30年第4回定例会において、問責決議を全会一致で可決された。

にもかかわらず、反省することもなく今議会の一般質問・討論においても、同様の問題発言を繰り返し、幾度となく議事運営を中断させた。

議長並びに議会運営委員会での注意にも挑発的な態度を繰り返し、悔悛の情が一切見受けられない。

以上、辞職勧告を決議する。

平成31年3月27日

宿毛市議会

一 般 質 問 通 告 表

平成31年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	5番 山本 英君	1 水道法改正について（市長）  2 自然体験型の観光について（市長）  3 空き家対策について（市長） （1）空き家の現状について （2）特定空家の認定基準について （3）代執行、略式代執行について  4 宿毛九州間のフェリーの今後について（市長）  5 我が国の安全保障について（市長） （1）国の在り方について （2）自衛隊誘致について
2	10番 野々下昌文君	1 市内の浸水対策について（市長） （1）市内街区の浸水対策について  2 公立小中学校の体育館と特別教室への空調設備の設置について（教育長） （1）普通教室への設置計画について （2）体育館・特別教室への空調設備の設置について  3 高齢者保健福祉計画について（市長） （1）第7期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保健事業計画の中での地域包括ケアシステムについて （2）認知症対策について  4 風疹対策について（市長） （1）対象者数・抗体検査と予防接種方法について  5 Net119緊急通報システムの導入について（市長） （1）本市の取り組み状況について （2）対象者数について

3	8番 山戸 寛君	<p>1 宿毛市における小中学校整備PFI事業について (市長、教育長)</p> <p>(1) PFI採択可能性調査の段階について ア 校舎建設事業費の算定について</p> <p>(2) 優先交渉権者決定の段階について ア 情報非開示で進められた理由について イ 要求水準書策定について ウ 「宿毛市における小中学校整備事業審査講評」について</p> <p>(3) 契約から建築工事完了までの段階について ア 契約金額について イ 設計並びに工事の実行体制について ウ 設計並びに工事の監理体制について</p> <p>(4) 建設終了後の維持管理の段階について ア 維持管理計画について イ 維持管理費用の支払い計画について</p> <p>(5) 資金計画について ア 事業費財源(国庫等補助金、起債、一般財源)について イ 事業費支払い、平準化の割合・効果について ウ 今後の公債比率の上昇について</p> <p>(6) 市長の政治姿勢について</p>
4	6番 高倉真弓君	<p>1 虐待・いじめの現状、対策について(市長、教育長)</p> <p>(1) 宿毛市の取り組みについて (2) 教育現場における現状、対策について</p> <p>2 観光事業について(市長)</p> <p>(1) お魚しゃぶしゃぶの現状と今後の取り組みについて</p> <p>3 オランダとのホストタウンに係る交流事業等について (市長)</p> <p>4 環境問題について(市長)</p> <p>(1) 新設加工場の施設環境について</p> <p>5 平成30年7月豪雨災害等の状況について(市長)</p> <p>(1) 公共土木施設等の復旧について (2) 被災した方への支援内容について</p>

5	1 1 番 松浦英夫君	<p>1 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 避難タワーの建設について</p> <p>2 水産振興について（市長）</p> <p>(1) 養殖業の位置づけについて</p> <p>(2) 養殖業への支援について</p> <p>(3) 庁内体制の確立について</p> <p>(4) 水産改革関連法について</p> <p>(5) 高知県 1 漁協構想について</p>
6	1 番 川田栄子君	<p>1 猫問題解決について（市長）</p> <p>(1) 野良猫に関する取り組みについて</p> <p>ア 本市での野良猫の数と捨て猫の場所の現状把握調査について</p> <p>イ 行政の役割について</p> <p>ウ 県からのポスター活用について</p> <p>エ 本市の代表的な取り組みと成果について</p> <p>オ TNR への取り組みについて</p> <p>カ 老人等の多頭崩壊の支援について</p> <p>(2) 地域猫活動支援事業について</p> <p>ア 高知県地域猫活動支援事業の推進について</p> <p>2 PFI 事業について（市長、教育長）</p> <p>(1) PFI 事業の検討について</p> <p>ア 教育委員会で合築についての議論の内容について</p> <p>イ 市と業者の垣根について</p> <p>ウ PFI 導入と教育の合築を適切とした理由について</p> <p>エ 議会説明について</p> <p>オ 2 社の提案書について</p> <p>カ 合築に対する学校現場の声について</p> <p>キ PFI に期待するものメリット、デメリットについて</p> <p>ク 良い建物と合築と教育問題について</p> <p>ケ 審査委員会 7 人について</p> <p>3 職員の酒気帯び運転について（市長、教育長）</p> <p>(1) 上層部の責任について</p>

平成31年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて	3月27日	同 意
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて	3月27日	同 意
第 3 号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	3月27日	原案可決
第 4 号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補 正予算について	3月27日	原案可決
第 5 号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正 予算について	3月27日	原案可決
第 6 号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算 について	3月27日	原案可決
第 7 号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計 補正予算について	3月27日	原案可決
第 8 号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予 算について	3月27日	原案可決
第 9 号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算 について	3月27日	原案可決
第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補 正予算について	3月27日	原案可決
第11号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予 算について	3月27日	原案可決
第12号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補 正予算について	3月27日	原案可決
第13号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正 予算について	3月27日	原案可決
第14号	平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算につい て	3月27日	原案可決
第15号	平成31年度宿毛市一般会計予算について	3月27日	原案可決
第16号	平成31年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予 算について	3月27日	原案可決

第17号	平成31年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第18号	平成31年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第19号	平成31年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月27日	原案可決
第20号	平成31年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第21号	平成31年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第22号	平成31年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第23号	平成31年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月27日	原案可決
第24号	平成31年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第25号	平成31年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月27日	原案可決
第26号	平成31年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月27日	原案可決
第27号	平成31年度宿毛市水道事業会計予算について	3月27日	原案可決
第28号	宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定について	3月27日	原案可決
第29号	宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について	3月27日	原案可決
第30号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について	3月27日	原案可決
第31号	宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	3月27日	原案可決
第32号	宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第33号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第34号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決

第35号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第36号	宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第37号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第38号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第39号	宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	3月27日	原案可決
第40号	和解及び損害賠償の額の決定について（追認）	3月27日	原案可決
第41号	特定事業契約の締結について	3月27日	原案可決
第42号	工事請負契約の締結について	3月27日	原案可決
第43号	工事請負契約の締結について	3月27日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第16号	街区の浸水・防水対策と「与市明川の抜本的改修」による、与市明川沿線の浸水防止を求める意見書	3月27日	趣旨採択
第17号	宿毛小中学校改築に関して慎重審議を求める陳情	3月27日	採 択
第18号	宿毛小・中学校建設計画に伴う学校統合と今後の宿毛市小中学校再編について	3月27日	採 択
第19号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択のお願い	3月27日	採 択